

調査概要

1. 調査目的

本調査は、全国の住民参加型在宅福祉サービス団体(※)の活動の状況を明らかにし、今後の住民参加型在宅福祉サービスと地域福祉の発展のための基礎データを集積することを目的として実施した。

※「住民参加型在宅福祉サービス団体」とは

- 地域住民の参加を基本として
 - ① 営利を目的とせず、
 - ② 住民相互の対等な関係と助け合いを基調として、
 - ③ 有償・有料制、あるいは「時間貯蓄制度」「点数預託制度」によって行う家事援助、介護サービス(ホームヘルプサービス)等を中心とした在宅福祉サービスである。
- こうしたサービス(活動)を行う団体を「住民参加型在宅福祉サービス団体」といい、住民の自主組織として組織されている団体等の他、市区町村社会福祉協議会、生活協同組合、農業協同組合、公社・事業団、社会福祉施設等が運営するものがある。
また、同団体は、上記の「たすけあい活動」とともに、介護保険法や障害者総合支援法等に基づくサービスをあわせて実施するところもある。

2. 調査対象

令和3年3月31日現在、活動している住民参加型在宅福祉サービス団体を対象に、その活動状況について調査した。

3. 調査方法

調査票は、令和3年6月に、本会で把握する住民参加型住宅福祉サービス団体2,106団体にメール、郵送し、メール、郵送及びFAXにて回収した。

4. 調査時期

令和3年6月30日～令和3年9月3日

5. 回収数

423団体(回収率 20.0%)

6. 調査内容

- 団体の組織体制・運営について
- 団体の課題等
- 会員の状況について
- 介護予防・日常生活支援総合事業について
- サービス、活動事業の内容について
- 生活支援体制整備事業について
- 財政について
- ※ 詳細は巻末調査票を参照。

7. 報告書の見方

- SAは単数回答。1つの質問に対して複数の選択項目から1つを選ぶ形式。
- MAは複数回答。1つの質問に対して複数の項目から該当する項目を選ぶ形式。
- 割合は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、回答の割合を合計しても100.0%にならない場合がある。

団体の組織体制・運営について

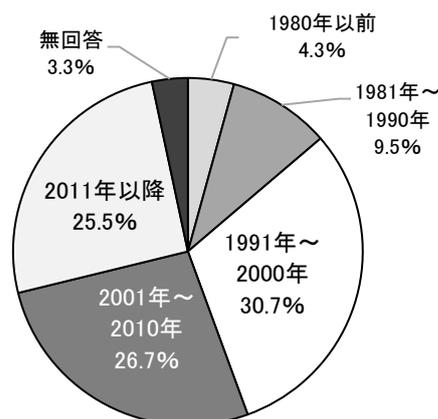
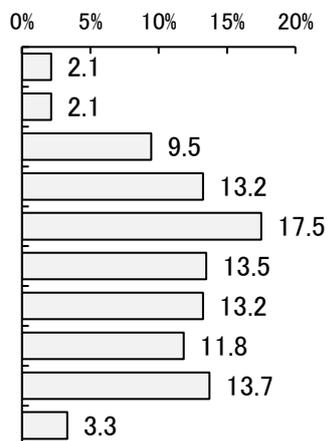
1. 事業開始年

(調査票 問1)

○ 回答した団体の事業開始年は、「1996年～2000年」17.5%が最も多く、次いで「2016年以降」13.7%、「2001年～2005年」13.5%となっている。

■ 図表1 事業開始年(単数回答)

	回答数	%
1 1970年以前	9	2.1
2 1971年～1980年	9	2.1
3 1981年～1990年	40	9.5
4 1991年～1995年	56	13.2
5 1996年～2000年	74	17.5
6 2001年～2005年	57	13.5
7 2006年～2010年	56	13.2
8 2011年～2015年	50	11.8
9 2016年以降	58	13.7
無回答	14	3.3
全体 (n)	423	100.0



■ 図表2 事業開始年【経年比較】

	令和2年調査		平成30年調査		平成28年調査		平成26年調査	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 1970年以前	9	2.1	19	3.7	15	3.4	11	2.8
2 1971年～1980年	9	2.1	11	2.1	6	1.4	2	0.5
3 1981年～1990年	40	9.5	59	11.4	50	11.3	50	12.9
4 1991年～1995年	56	13.2	89	17.2	72	16.3	73	18.8
5 1996年～2000年	74	17.5	100	19.3	98	22.2	100	25.7
6 2001年～2005年	57	13.5	63	12.2	70	15.8	54	13.9
7 2006年～2010年	56	13.2	94	18.2	74	16.7	72	18.5
8 2011年～2015年	50	11.8	75	14.5	53	12.0	0	0.0
9 2016年以降	58	13.7						
無回答	14	3.3	7	1.4	4	0.9	27	6.9
全体 (n)	423	100.0	517	100.0	442	100.0	389	100.0

団体の組織体制・運営について

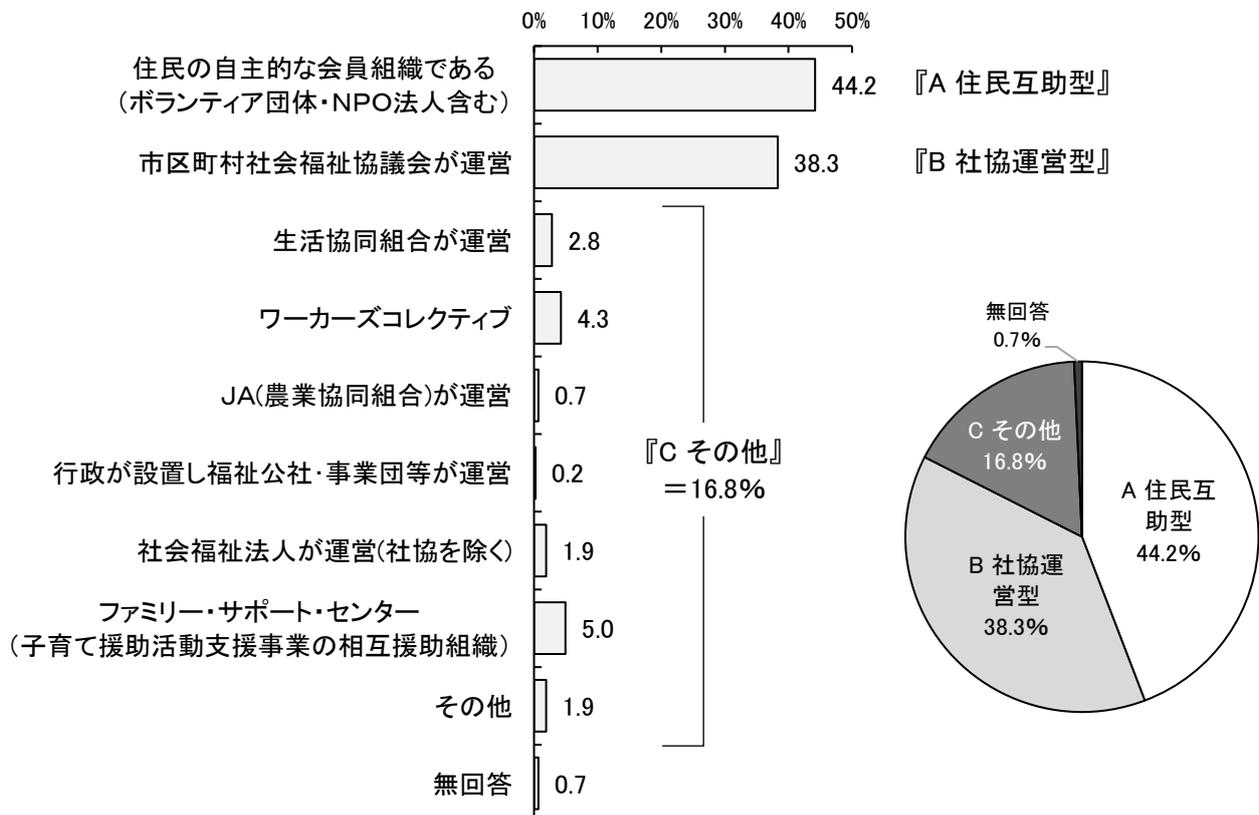
2. 運営形態

(調査票 問2)

○ 回答した組織の運営形態を類型別にみると、「A 住民互助型」44.2%が最も多く、「B 社協運営型」38.3%、「C その他」16.8%となっている。「A 住民互助型」と「B 社協運営型」を合わせると全体の80%を超えている。

■ 図表3 運営形態(単数回答)

	回答数	%	類型	回答数	%
1 住民の自主的な会員組織である (ボランティア団体・NPO法人含む)	187	44.2	A 住民互助型	187	44.2
2 市区町村社会福祉協議会が運営	162	38.3	B 社協運営型	162	38.3
3 生活協同組合が運営	12	2.8	C その他	71	16.8
4 ワークスコレクティブ	18	4.3			
5 JA(農業協同組合)が運営	3	0.7			
6 行政が設置し福祉公社・事業団等が運営	1	0.2			
7 社会福祉法人が運営(社協を除く)	8	1.9			
8 ファミリー・サポート・センター (子育て援助活動支援事業の相互援助組織)	21	5.0			
9 その他	8	1.9			
無回答	3	0.7			
全体 (n)	423	100.0			



団体の組織体制・運営について

○ 調査に回答した運営団体の割合は、これまでの調査とほぼ同じになっている。

■ 図表4 運営形態【経年比較】

	令和2年調査		平成30年調査		平成28年調査		平成26年調査	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 住民の自主的な会員組織である	187	44.2	211	40.8	181	41.0	171	44.0
2 市区町村社会福祉協議会が運営	162	38.3	208	40.2	163	36.9	142	36.5
3 生活協同組合が運営	12	2.8	14	2.7	23	5.2	13	3.3
4 ワーカーズコレクティブ	18	4.3	18	3.5	19	4.3	19	4.9
5 JA(農業協同組合)が運営	3	0.7	10	1.9	9	2.0	6	1.5
6 行政が設置し福祉公社・事業団等が運営	1	0.2	2	0.4	1	0.2	1	0.3
7 社会福祉法人が運営(社協を除く)	8	1.9	4	0.8	2	0.5	0	0.0
8 ファミリー・サポート・センター	21	5.0	32	6.2	25	5.7	14	3.6
9 その他	8	1.9	18	3.5	17	3.8	17	4.4
無回答	3	0.7	0	0.0	2	0.5	6	1.5
全体 (n)	423	100.0	517	100.0	442	100.0	389	100.0

< 図表3 運営形態「9.その他」 >

- ・ 地区社会福祉協議会が「事業」として実施
- ・ 宗教法人が運営
- ・ 自治会が高齢化対策の一環として実施
- ・ 認可地縁団体
- ・ シルバー人材センター
- ・ 自治体が運営

団体の組織体制・運営について

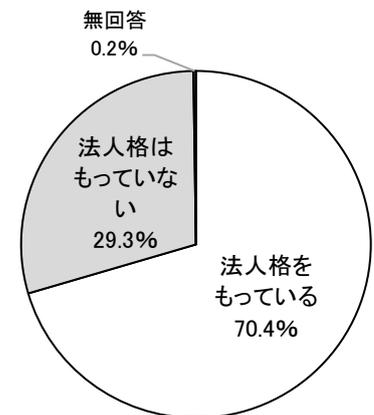
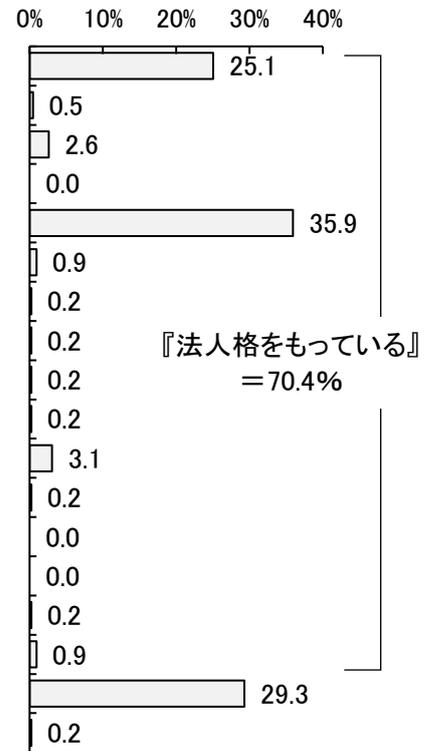
3. 法人格の有無と法人化率

(調査票 問3)

- 法人格の有無をみると、「法人格をもっている」70.4%、「法人格はもっていない」29.3%となっている。
- 「A 住民互助型」の団体では54.5%、「C その他」の69.4%が法人格を持っている。

■ 図表5 住民互助型等の法人格の有無(単数回答)

	回答数	%
1 特定非営利活動法人	106	25.1
2 特定非営利活動法人／申請中	2	0.5
3 認定特定非営利活動法人	11	2.6
4 認定特定非営利活動法人／申請中	0	0.0
5 社会福祉協議会	152	35.9
6 社会福祉法人／社会福祉協議会以外	4	0.9
7 公益財団法人	1	0.2
8 一般財団法人	1	0.2
9 公益社団法人	1	0.2
10 一般社団法人	1	0.2
11 生活協同組合	13	3.1
12 農業協同組合	1	0.2
13 漁業協同組合	0	0.0
14 有限会社	0	0.0
15 株式会社	1	0.2
16 その他	4	0.9
17 法人格はもっていない	124	29.3
無回答	1	0.2
全体 (n)	423	100.0



<図表5 住民互助型等の法人格の有無「16.その他」>

- ・ 自治会が法人格を保有。
- ・ 宗教法人。
- ・ 地方公共団体。
- ・ 認可地縁団体。

団体の組織体制・運営について

■図表6 住民互助型等の法人格の有無【経年比較】

		合計	法人格を もって いる	法人格は もって いない	無回答
令和2年調査	回答数	423	298	124	1
	%	100.0	70.4	29.3	0.2
平成30年調査	回答数	303	213	74	16
	%	100.0	70.3	24.4	5.3
平成28年調査	回答数	276	195	76	5
	%	100.0	70.7	27.5	1.8
平成26年調査	回答数	246	172	66	8
	%	100.0	69.9	26.8	3.3

■図表7 類型別の住民互助型等の法人格の有無

		合計	法人格を もって いる	法人格は もって いない	無回答
全体 (n)	回答数	423	298	124	1
	%	100.0	70.4	29.3	0.2
A 住民互助型	回答数	187	102	84	1
	%	100.0	54.5	44.9	0.5
C その他 ※	回答数	62	43	19	0
	%	100.0	69.4	30.6	0.0

※「C その他」は、問2の運営形態の、類型Cから「6.行政設置」「7.社会福祉法人」を除いたもの。

団体の組織体制・運営について

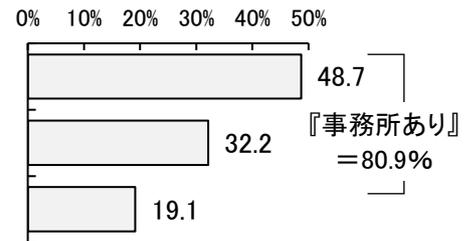
4. 事務所の所有

(調査票 問4)

- 「事務所あり」は80.9%、「事務所なし」は19.1%となっている。
- 経年比較でみると、平成30年調査と比べて「事務所あり」の割合が減少し、「事務所なし」の割合が増加している。
- 類型別でみると、『事務所あり』の割合が「B 社協運営型」では91.4%と9割を超えているのに対し、「A 住民互助型」では70.6%となっている。

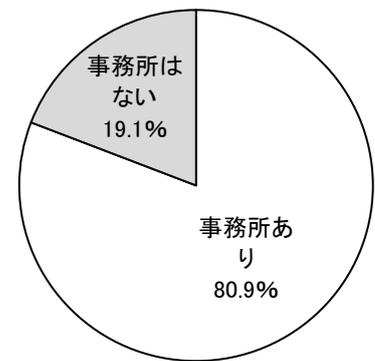
■図表8 事務所の所有の有無(単数回答)

	回答数	%
1 独立した事務所(建物や部屋等)がある	206	48.7
2 親団体等の事務所・施設等の中に事務所(部屋・スペース・デスクなど)がある	136	32.2
3 事務所はない	81	19.1
無回答	0	0.0
全体 (n)	423	100.0



■図表8 事務所の所有の有無【経年比較】

		合計	事務所あり	事務所なし	無回答
令和2年調査	回答数	423	342	81	0
	%	100.0	80.9	19.1	0.0
平成30年調査	回答数	517	446	61	10
	%	100.0	86.3	11.8	1.9
平成28年調査	回答数	442	381	59	2
	%	100.0	86.2	13.3	0.5
平成26年調査	回答数	389	339	42	8
	%	100.0	87.1	10.8	2.1



■図表9 類型別の事務所の所有の有無

		合計	事務所あり	事務所なし	無回答
全体 (n)	回答数	423	342	81	0
	%	100.0	80.9	19.1	0.0
A 住民互助型	回答数	187	132	55	0
	%	100.0	70.6	29.4	0.0
B 社協運営型	回答数	162	148	14	0
	%	100.0	91.4	8.6	0.0
C その他	回答数	71	60	11	0
	%	100.0	84.5	15.5	0.0

団体の組織体制・運営について

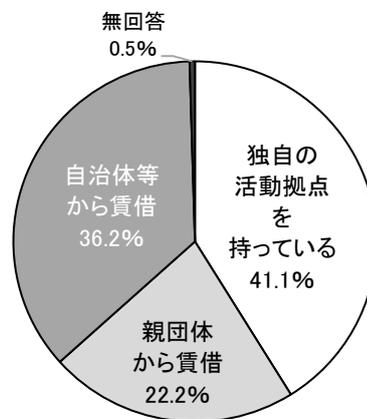
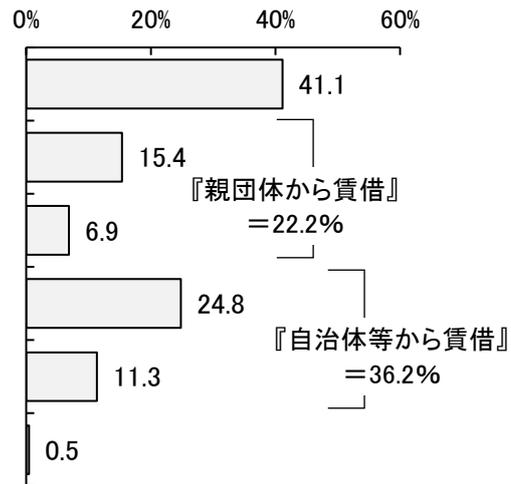
5. 活動拠点の状況

(調査票 問5)

- 「独自の活動拠点をもっている」41.1%が最も多く、次いで「自治体等から賃借」36.2%、「親団体から賃借」22.2%となっている。
- 類型別にみると、「A 住民互助型」は『独自の活動拠点をもっている』52.9%が最も多く、「B 社協運営型」は『自治体等から賃借』45.7%が最も多くなっている。

■ 図表10 活動拠点の状況(単数回答)

	回答数	%
1 独自の活動拠点をもっている	174	41.1
2 親団体所有の施設・拠点を継続的に借りている	65	15.4
3 親団体所有の施設・拠点を活動時のみ借りている	29	6.9
4 自治体や民間の施設・拠点を継続的に借りている	105	24.8
5 自治体や民間の施設・拠点を活動時のみ借りている	48	11.3
無回答	2	0.5
全体 (n)	423	100.0



団体の組織体制・運営について

■図表11 活動拠点の状況【経年比較】

		合計	独自の活動拠点を持っている	親団体から賃借	自治体等から賃借	無回答
令和2年調査	回答数	423	174	94	153	2
	%	100.0	41.1	22.2	36.2	0.5
平成30年調査	回答数	517	214	108	181	14
	%	100.0	41.4	20.9	35.0	2.7
平成28年調査	回答数	442	209	72	148	-
	%	100.0	47.3	16.3	33.5	-
平成26年調査	回答数	389	197	67	113	-
	%	100.0	50.6	17.2	29.0	-

■図表12 類型別の活動拠点の状況

		合計	独自の活動拠点を持っている	親団体から賃借	自治体等から賃借	無回答
全体 (n)	回答数	423	174	94	153	2
	%	100.0	41.1	22.2	36.2	0.5
A 住民互助型	回答数	187	99	23	65	0
	%	100.0	52.9	12.3	34.8	0.0
B 社協運営型	回答数	162	40	48	74	0
	%	100.0	24.7	29.6	45.7	0.0
C その他	回答数	71	33	23	14	1
	%	100.0	46.5	32.4	19.7	1.4

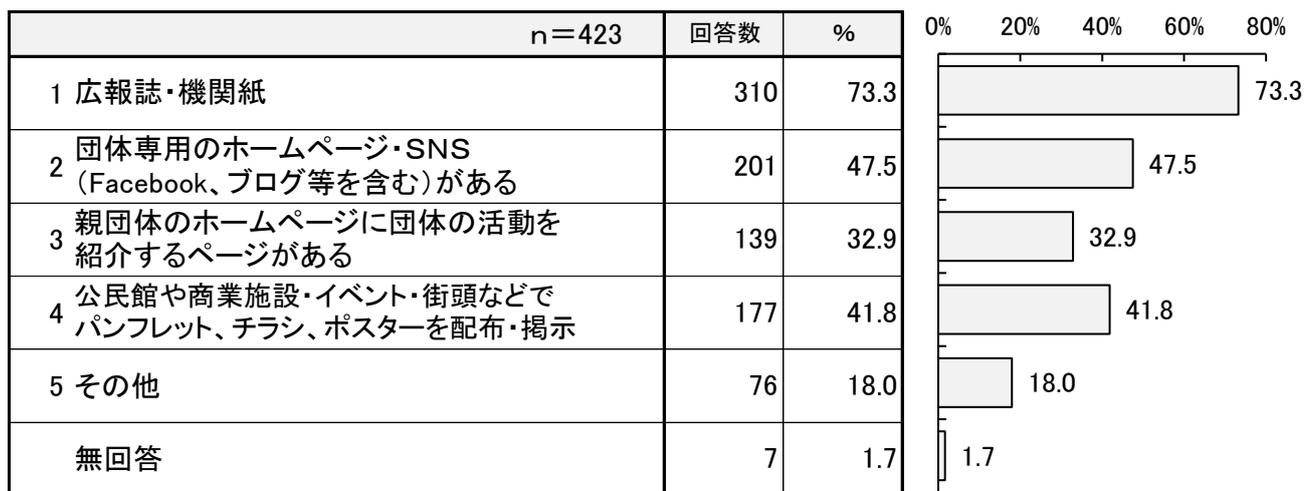
団体の組織体制・運営について

6. 広報活動

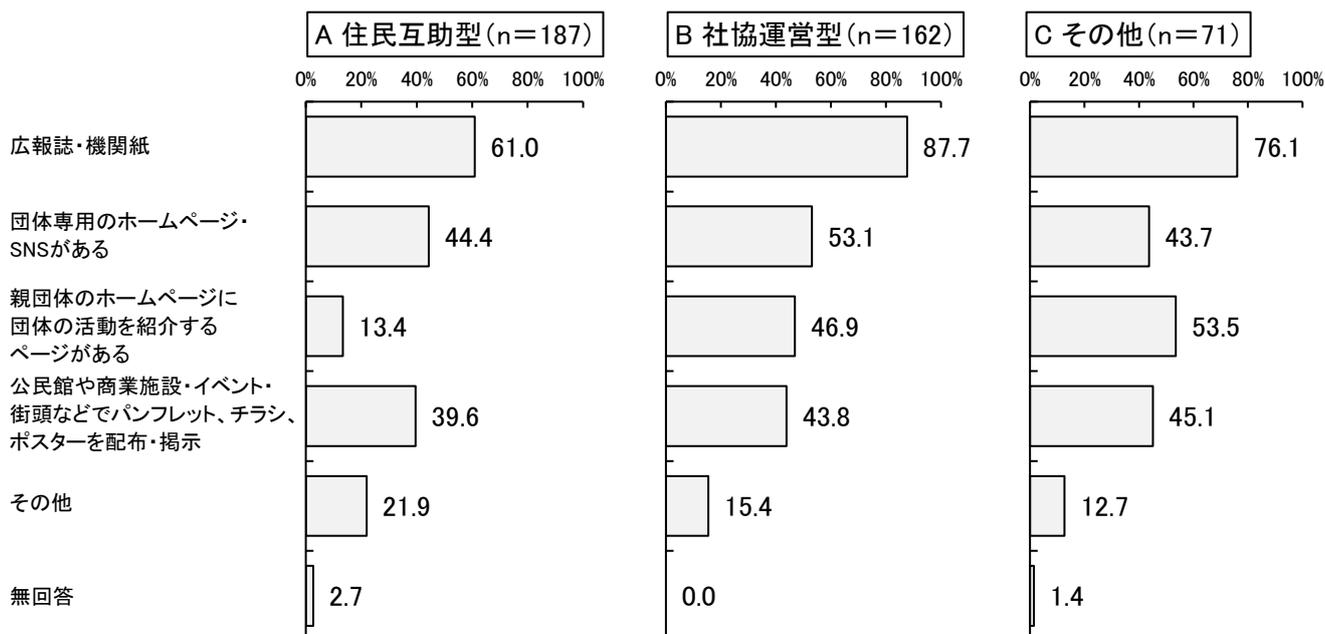
(調査票 問6)

- 広報活動は、「広報誌・機関紙」73.3%が最も多く、次いで「団体専用のホームページ・SNS (Facebook、ブログ等を含む)がある」47.5%、「公民館や商業施設・イベント・街頭などでパンフレット、チラシ、ポスターを配布・掲示」41.8%、「親団体のホームページに団体の活動を紹介するページがある」32.9%となっている。
- 類型別にみると、『A 住民互助型』は「広報誌・機関紙」61.0%が最も多く、『B 社協運営型』は「広報誌・機関紙」87.7%が最も多くなっている。

■図表13 広報活動(複数回答)



■図表14 類型別の広報活動



団体の組織体制・運営について

<図表13 広報活動「5.その他」>

A 住民互助型

- ・ 地域協議会ニュース(地域の運動グループ発行ニュース)。
- ・ 町内会の回覧板。
- ・ 社会福祉協議会の広報紙。
- ・ 社会福祉協議会のホームページにリンク。
- ・ 自治体の広報誌。
- ・ 自治会の広報紙、活動報告書。
- ・ 口コミ。
- ・ 社会福祉協議会の活動の中で、必要に応じて事業の紹介をしてもらっている。
- ・ 介護事業所、養護学校、障がい者作業所、地域包括支援センターでの広報。
- ・ 自治体のホームページ。
- ・ 親団体情報紙。
- ・ タウン誌に広告。
- ・ 地元FM放送。
- ・ 生協店舗前でチラシ配布。
- ・ 自治会発行の広報誌(年間4回)。自治会掲示板に掲示、全戸にビラを配布。
- ・ JAの広報紙。

B 社協運営型

- ・ 民生委員児童委員協議会会議(定例会)等での紹介。
- ・ 福祉センター等にチラシを配置。
- ・ 広報誌に記事を掲載。
- ・ 地元新聞紙。
- ・ まちづくり協議会等での紹介。
- ・ 自治会へチラシの回覧。
- ・ 行政窓口、市役所介護福祉課・保険センター等にパンフレットを配置。
- ・ 行政の広報紙に記事を掲載。
- ・ 関係機関(市役所含む)へのチラシ配布。
- ・ パンフレットを関係機関(市役所含む)に配置。
- ・ 活動者が少ない自治会、住宅管理組合など地域団体などの会合に参加し、説明実施。
- ・ 各種研修会等での資料へのチラシ同封や説明。
- ・ 社会福祉協議会の広報誌に掲載。

C その他

- ・ 連合組織のHP。
- ・ 組合員への広報チラシ配布。
- ・ 赤ちゃん訪問時にしおりを配布 乳幼児健診時にチラシを配布。
- ・ 会員へLINEでの情報共有・情報発信等を行っている。
- ・ コロナ禍からチラシ配布、掲示はしていません。

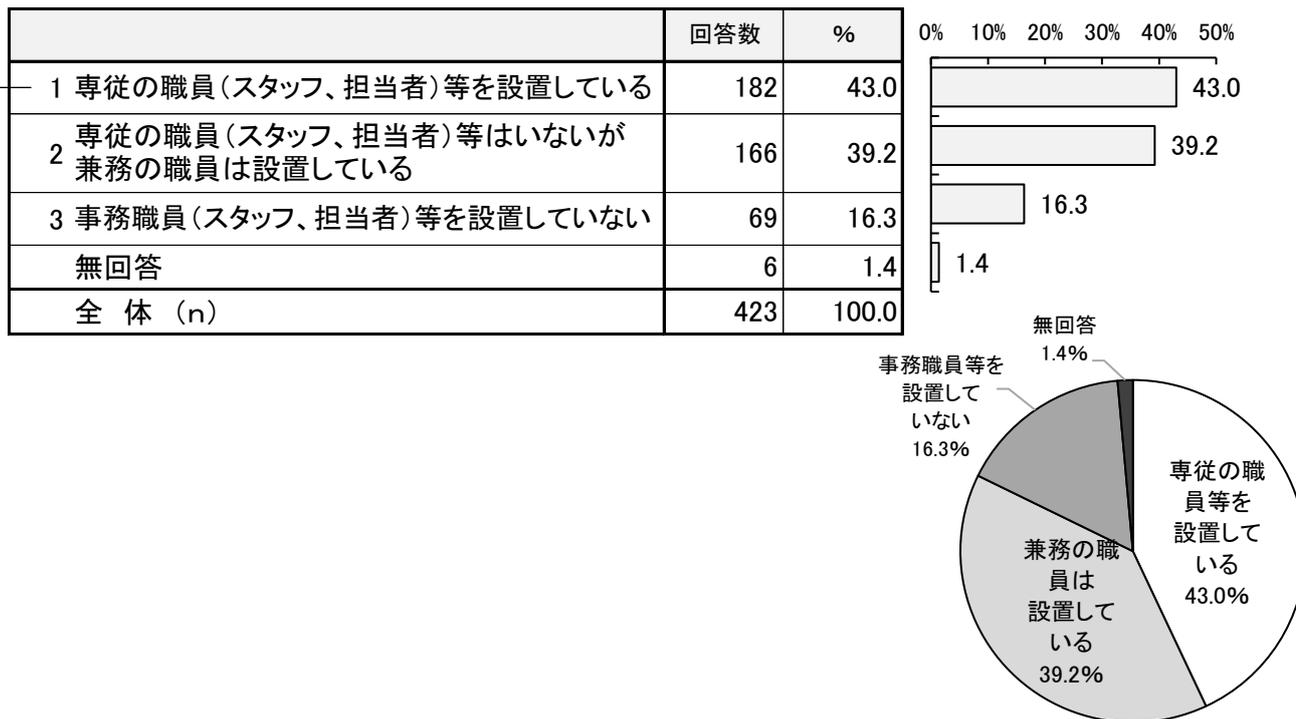
団体の組織体制・運営について

7. 団体の事務体制について

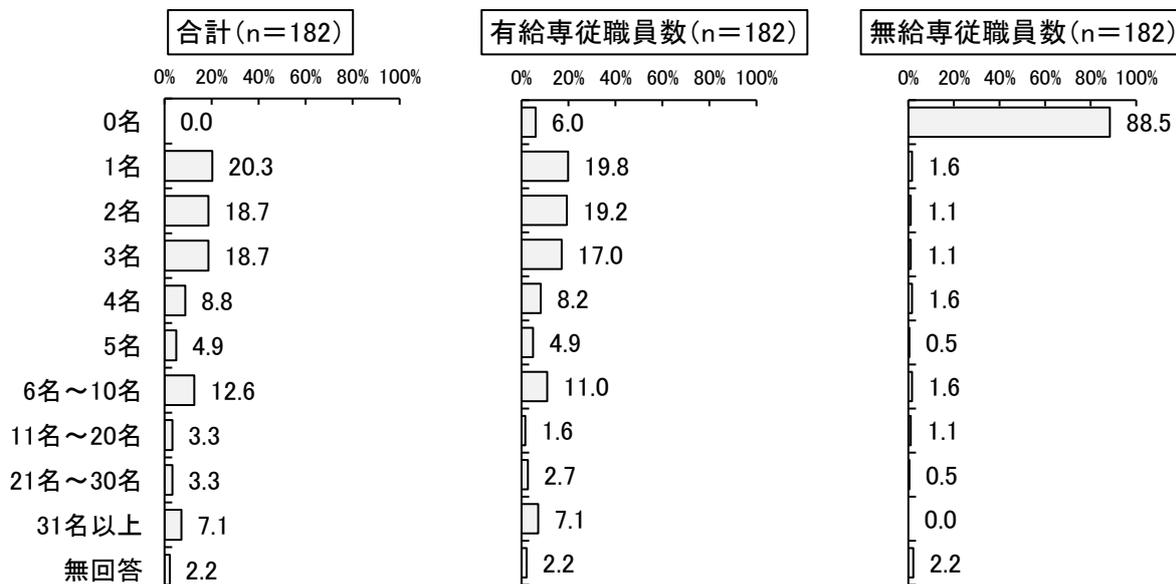
(調査票 問7)

- 団体の事務体制については、「専従の職員(スタッフ、担当者)等を設置している」43%が最も多く、「専従の職員(スタッフ、担当者)等はないが兼務の職員は設置している」39.2%、「事務職員(スタッフ、担当者)等を設置していない」16.3%となっている。
- 専従職員等の人数については、「1名」20.3%が最も多く、次いで「2名」19.2%、「3名」17%、「6名～10名」11%となっている。

■図表14 団体の事務体制について(単数回答)



■図表15 専従職員等の人数について



会員の状況について

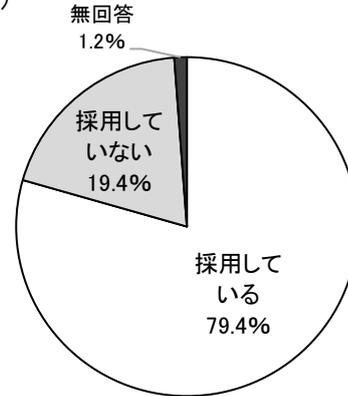
8. たすけあい活動における会員制採用の有無

(調査票 問8)

- 「採用している」79.4%、「採用していない」19.4%となっている。
- 経年比較では、「採用している」割合が前回より減少しており、「採用していない」割合がやや増加している。

■ 図表16 たすけあい活動における会員制採用の有無(単数回答)

	回答数	%
1 採用している	336	79.4
2 採用していない	82	19.4
無回答	5	1.2
全体 (n)	423	100.0



■ 図表17 たすけあい活動における会員制採用の有無【経年比較】

		合計	採用している	採用していない	無回答
令和2年調査	回答数	423	336	82	5
	%	100.0	79.4	19.4	1.2
平成30年調査	回答数	517	417	82	18
	%	100.0	80.7	15.9	3.5
平成28年調査	回答数	442	352	73	17
	%	100.0	79.6	16.5	3.8
平成26年調査	回答数	389	314	61	14
	%	100.0	80.7	15.7	3.6

■ 図表18 類型別のたすけあい活動における会員制採用の有無

		合計	採用している	採用していない	無回答
全体 (n)	回答数	423	336	82	5
	%	100.0	79.4	19.4	1.2
A 住民互助型	回答数	187	126	58	3
	%	100.0	67.4	31.0	1.6
B 社協運営型	回答数	162	150	11	1
	%	100.0	92.6	6.8	0.6
C その他	回答数	71	58	12	1
	%	100.0	81.7	16.9	1.4

会員の状況について

9. たすけあい活動の登録者数

(調査票 問9)

- たすけあい活動の登録者数は、1団体あたり平均314人となっている。
- 平成30年調査と比べると、1団体あたりの登録者数(平均)は半数近くに減っている。

■図表19 たすけあい活動の登録者数【経年比較】

	令和2年調査		平成30年調査	
	回答数	平均(人)	回答数	平均(人)
A 住民互助型	163	164	197	240
B 社協運営型	160	441	200	963
C その他	67	383	90	687
全体 (n)	393	314	487	619

10. 担い手登録者数

(調査票 問10)

- たすけあい活動の担い手登録者数は、1団体あたり平均111人となっている。
- 担い手登録者数の割合は、「70代以上の女性」21.1%が最も多く、次いで「60代の女性」14.0%、「50代の女性」8.3%、「70代以上の男性」7.4%となっている。

■図表20 担い手登録者数【経年比較】

	令和2年調査		平成30年調査	
	回答数	平均(人)	回答数	平均(人)
A 住民互助型	170	46	200	101
B 社協運営型	159	178	197	146
C その他	66	124	90	171
全体 (n)	398	111	487	132

■図表20 担い手登録者数

	合計(人)				割合(%)			
	女性	男性	性別不明	合計	女性	男性	性別不明	合計
20代	103	67	8	178	0.2	0.2	0.0	0.4
30代	610	112	17	739	1.4	0.3	0.0	1.7
40代	2,129	251	47	2,427	4.8	0.6	0.1	5.5
50代	3,652	329	120	4,101	8.3	0.7	0.3	9.3
60代	6,191	1,141	195	7,527	14.0	2.6	0.4	17.0
70代以上	9,328	3,290	267	12,885	21.1	7.4	0.6	29.1
年代不明	1,739	341	14,312	16,392	3.9	0.8	32.3	37.0
合計	23,752	5,531	14,966	44,249	53.7	12.6	33.7	100.0

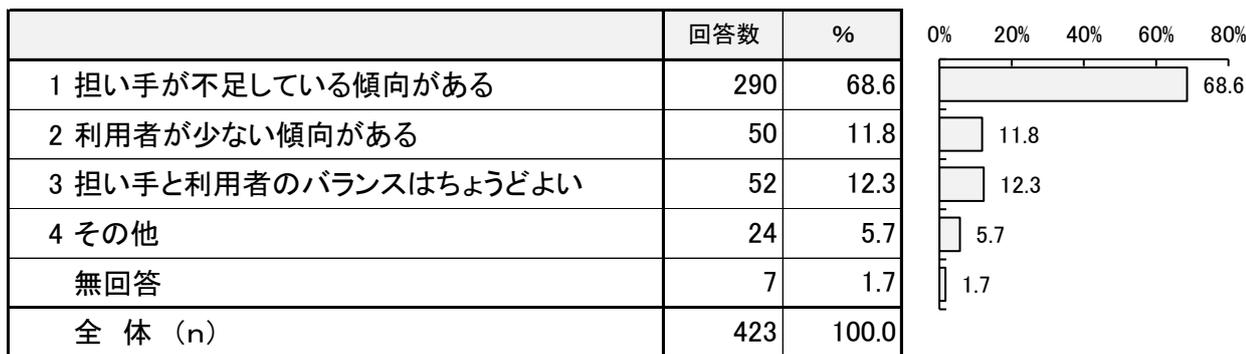
会員の状況について

11. 担い手と利用者のバランス状況

(調査票 問11)

- サービスの担い手と利用者のバランスは、「担い手が不足している傾向がある」が68.6%と最も多く、「担い手と利用者のバランスはちょうどよい」が12.3%、「利用者が少ない傾向がある」が11.8%となっている。

■ 図表21 担い手と利用者のバランス状況(単数回答)



■ 図表22 担い手と利用者のバランス状況【経年比較】

		合計	担い手が不足している傾向がある	利用者が少ない傾向がある	担い手と利用者のバランスはちょうどよい	その他	無回答
令和2年調査	回答数	423	290	50	52	24	7
	%	100.0	68.6	11.8	12.3	5.7	1.7
平成30年調査	回答数	517	365	39	59	33	21
	%	100.0	70.6	7.5	11.4	6.4	4.1
平成28年調査	回答数	442	296	58	51	32	5
	%	100.0	67.0	13.1	11.5	7.2	1.1
平成26年調査	回答数	389	262	50	42	28	7
	%	100.0	67.4	12.9	10.8	7.2	1.8

会員の状況について

■図表23 類型別の担い手と利用者のバランス状況【経年比較】

		合計	担い手が 不足して いる傾向 がある	利用者が 少ない 傾向が ある	担い手と 利用者の バランス はちょうど よい	その他	無回答	
令和 2年 調査	全体 (n)	回答数	423	290	50	52	24	7
		%	100.0	68.6	11.8	12.3	5.7	1.7
	A 住民互助型	回答数	187	115	25	37	6	4
		%	100.0	61.5	13.4	19.8	3.2	2.1
	B 社協運営型	回答数	162	118	17	11	15	1
		%	100.0	72.8	10.5	6.8	9.3	0.6
C その他	回答数	71	55	8	4	2	2	
	%	100.0	77.5	11.3	5.6	2.8	2.8	
平成 30年 調査	全体 (n)	回答数	517	365	59	39	33	21
		%	100.0	70.6	11.4	7.5	6.4	4.1
	A 住民互助型	回答数	211	141	34	19	9	8
		%	100.0	66.8	16.1	9.0	4.3	3.8
	B 社協運営型	回答数	208	149	19	15	18	7
		%	100.0	71.6	9.1	7.2	8.7	3.4
C その他	回答数	98	75	6	5	6	6	
	%	100.0	76.5	6.1	5.1	6.1	6.1	
平成 28年 調査	全体 (n)	回答数	442	296	58	51	32	-
		%	-	67.0	13.1	11.5	7.2	-
	A 住民互助型	回答数	181	111	31	29	9	-
		%	-	61.3	17.1	16.0	5.0	-
	B 社協運営型	回答数	163	118	15	15	11	-
		%	-	72.4	9.2	9.2	6.7	-
C その他	回答数	96	65	12	7	12	-	
	%	-	67.7	12.5	7.3	12.5	-	
平成 26年 調査	全体 (n)	回答数	389	262	50	42	28	-
		%	-	67.4	12.9	10.8	7.2	-
	A 住民互助型	回答数	171	112	26	22	12	-
		%	-	65.5	15.2	12.9	7.0	-
	B 社協運営型	回答数	142	95	20	14	10	-
		%	-	66.9	14.1	9.9	7.0	-
C その他	回答数	70	54	4	5	5	-	
	%	-	77.1	5.7	7.1	7.1	-	

会員の状況について

<図表21 担い手と利用者のバランス状況「4.その他」>

A 住民互助型

- ・ 利用者に個人差がある。利用無しの人も多い。
- ・ 市内の会員登録団体(34団体)における担い手の不足の傾向はある。
- ・ 地域的なバランスや、活動の条件が合わずにすぐに利用できない場合もある。担い手として登録していても活動に結びつかない人がいる反面、2件以上受け持ってもらう人もいる。
- ・ 慢性的に担い手が不足しているうえに地域差も大きく、需要と供給のバランスの悪循環になっている。

B 社協運営型

- ・ サービスの利用登録者数に比べて、利用される割合が少ないと感じる。
- ・ コロナ禍でほぼ活動できていない。
- ・ 依頼を受けてから地域での担い手を探している状況。
- ・ 現在はバランスが良いが、利用者の増加や担い手の年齢に上限があるため、今後担い手が不足する傾向になると思われる。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大により活動を自粛したため、利用者数が少なくなっている
- ・ 数字から見ると利用者に比べ担い手の方が多いが、担い手の登録要件はそれぞれで(交通手段や活動可能日数、提供できるサービスが異なる)今の状況ではマッチングが難しく、ゆとりはない。
- ・ 担い手の高齢化。
- ・ 担い手の登録は多いが実際に活動できる人数が限られている
- ・ 地域により担い手の人数に差があるため不足している地域がある。
- ・ 提供会員として登録しても活動が少ない。提供会員として登録しても年数が経つと活動ができない会員もいる。
- ・ 利用したい内容と担い手ができる活動の不一致。一部地域で担い手が不足する一方、担い手がいても利用したい人がいない地域もある。

C その他

- ・ 担い手は同じ人が、いくつもの活動に参加している状況。
- ・ 利用者も思うようには増えないし、担い手も増えない

組織運営形態の無回答

- ・ コロナ禍の前はニーズもありよかったが、今はすっかりニーズも落ち、提供者の活動も減った。

会員の状況について

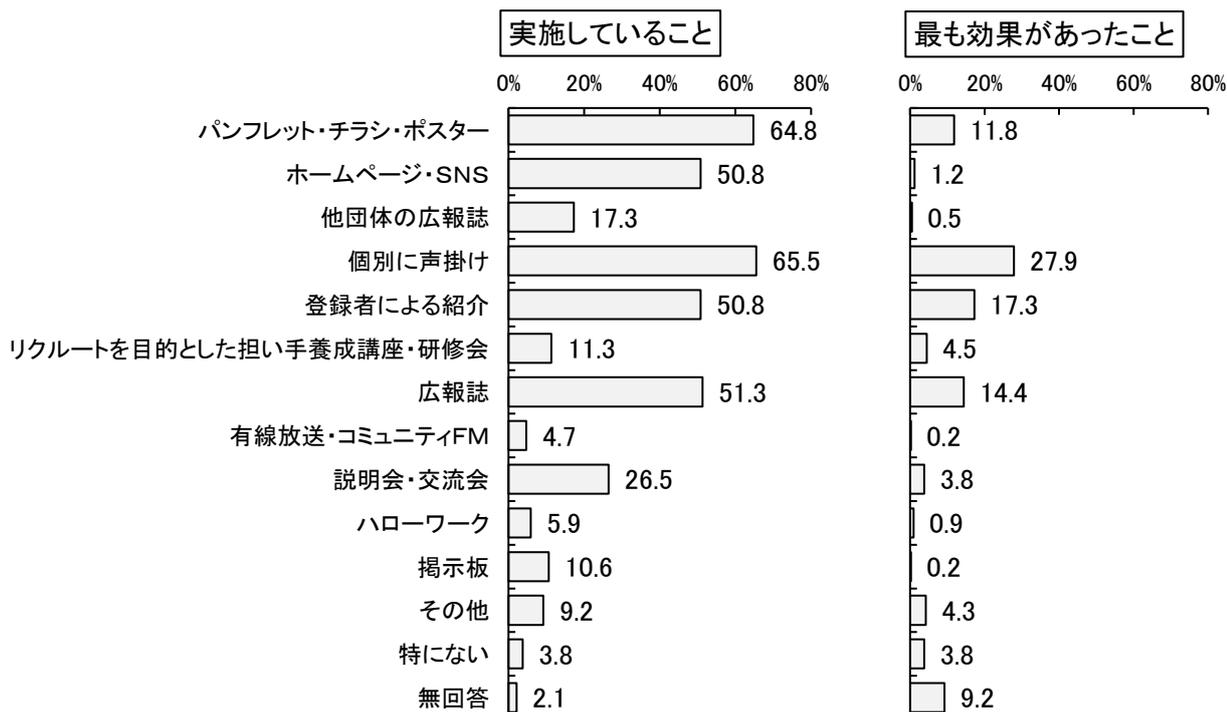
12. 担い手の募集で実施していることについて

(調査票 問12)

- 担い手の募集にあたって実施しているものは、「個別に声掛け」65.5%が最も多く、次いで「パンフレット・チラシ・ポスター」64.8%、「広報誌」51.3%と続いている。
- 最も効果があったことは、「個別に声掛け」27.9%が最も多く、次いで「登録者による紹介」17.3%、「広報誌」14.4%と続いている。
- 最も効果があったことを類型別にみると、『A 住民互助型』は「個別に声掛け」33.2%が最も多く、『B 社協運営型』は「広報誌」27.2%が最も多く、『C その他』は「個別に声掛け」が21.1%で最も多い。

■図表24 担い手の募集で実施していることについて

	n=423	実施していること (複数回答)		最も効果があったこと (単数回答)	
		回答数	%	回答数	%
1 パンフレット・チラシ・ポスター		274	64.8	50	11.8
2 ホームページ・SNS		215	50.8	5	1.2
3 他団体の広報誌		73	17.3	2	0.5
4 個別に声掛け		277	65.5	118	27.9
5 登録者による紹介		215	50.8	73	17.3
6 リクルートを目的とした担い手養成講座・研修会		48	11.3	19	4.5
7 広報誌		217	51.3	61	14.4
8 有線放送・コミュニティFM		20	4.7	1	0.2
9 説明会・交流会		112	26.5	16	3.8
10 ハローワーク		25	5.9	4	0.9
11 掲示板		45	10.6	1	0.2
12 その他		39	9.2	18	4.3
13 特にない		16	3.8	16	3.8
無回答		9	2.1	39	9.2



会員の状況について

■図表25 類型別の担い手の募集で実施していること

	全体 (n) n=423		A 住民互助型 n=187		B 社協運営型 n=162		C その他 n=71	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 パンフレット・チラシ・ポスター	274	64.8	100	53.5	123	75.9	50	70.4
2 ホームページ・SNS	215	50.8	66	35.3	113	69.8	36	50.7
3 他団体の広報誌	73	17.3	30	16.0	32	19.8	11	15.5
4 個別に声掛け	277	65.5	129	69.0	108	66.7	38	53.5
5 登録者による紹介	215	50.8	105	56.1	79	48.8	30	42.3
6 担い手養成講座・研修会	48	11.3	11	5.9	30	18.5	7	9.9
7 広報誌	217	51.3	61	32.6	122	75.3	34	47.9
8 有線放送・コミュニティFM	20	4.7	3	1.6	13	8.0	4	5.6
9 説明会・交流会	112	26.5	38	20.3	49	30.2	25	35.2
10 ハローワーク	25	5.9	22	11.8	1	0.6	1	1.4
11 掲示板	45	10.6	22	11.8	16	9.9	7	9.9
12 その他	39	9.2	15	8.0	17	10.5	7	9.9
13 特にない	16	3.8	11	5.9	2	1.2	3	4.2
無回答	9	2.1	3	1.6	2	1.2	3	4.2

■図表26 類型別の担い手の募集で実施して最も効果があったこと

	全体 (n)		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 パンフレット・チラシ・ポスター	50	11.8	20	10.7	19	11.7	11	15.5
2 ホームページ・SNS	5	1.2	3	1.6	1	0.6	1	1.4
3 他団体の広報誌	2	0.5	0	0.0	1	0.6	1	1.4
4 個別に声掛け	118	27.9	62	33.2	41	25.3	15	21.1
5 登録者による紹介	73	17.3	50	26.7	12	7.4	10	14.1
6 担い手養成講座・研修会	19	4.5	4	2.1	12	7.4	3	4.2
7 広報誌	61	14.4	6	3.2	44	27.2	11	15.5
8 有線放送・コミュニティFM	1	0.2	0	0.0	1	0.6	0	0.0
9 説明会・交流会	16	3.8	5	2.7	7	4.3	4	5.6
10 ハローワーク	4	0.9	4	2.1	0	0.0	0	0.0
11 掲示板	1	0.2	1	0.5	0	0.0	0	0.0
12 その他	18	4.3	6	3.2	8	4.9	4	5.6
13 特にない	16	3.8	11	5.9	2	1.2	3	4.2
無回答	39	9.2	15	8.0	14	8.6	8	11.3
全体 (n)	423	100.0	187	100.0	162	100.0	71	100.0

会員の状況について

<図表24 担い手の募集で実施していることについて「12.その他」>

A 住民互助型

- ・ 地元求人誌。
- ・ 地域新聞で募集(年2回)。
- ・ ミニコミ。コミュニティペーパー。
- ・ イベントでの広報。
- ・ 回覧板。
- ・ 社会福祉協議会ボランティア登録より紹介。
- ・ パンフレット配付。
- ・ 学習会の開催。
- ・ 地域版広報紙への会員募集記事掲載。
- ・ 団体の構成員として就任していただくときに、希望する専門部会を選択してもらう。
- ・ 中間支援団体の求人情報。
- ・ 提供会員養成講座。
- ・ 利用者からの紹介。

B 社協運営型

- ・ 市区町村の子育てガイドブック。
- ・ 各自治会長を通じて会員募集活動を実施。
- ・ 区報、町会回覧。
- ・ 広報用ちらし付ティッシュの配布。
- ・ 地区社協や老人クラブへの案内通知。
- ・ 地元ケーブルテレビ、行政に依頼、自治会チラシ回覧やポスター配布など。
- ・ 民生委員会での周知。

C その他

- ・ 関係団体を通して、その会員への個別のチラシ配布。
- ・ 個人的な勧誘。
- ・ 自治体との連携、地域包括との連携等。
- ・ 生協の配送職員に学習会を実施⇒配送職員による組合員への案内。

会員の状況について

13. 担い手への研修機会

(調査票 問13)

- 担い手を対象とした研修機会について、内部研修では「学習会、勉強会、研修会等」57.4%が最も多く、次いで「交流会」40.0%、「ミーティング、定例会の際に」33.1%、「外部から講師を呼んで研修」30.3%と続いている。
- 経年比較でみると、「学習会、勉強会、研修会等」「交流会」「外部から講師を呼んで研修」は平成30年調査より減っている。
- 外部研修としては、「社協主催の研修会に参加」26.5%が最も多く、次いで「社協、地域包括支援センター、地方自治体以外の団体主催の研修会に参加」13.9%、「資格取得支援」13.7%と続いている。

■図表27 担い手への研修機会(複数回答)

		n=423	回答数	%
〔内部研修〕	1 学習会、勉強会、研修会等		243	57.4
	2 交流会		169	40.0
	3 新人研修		75	17.7
	4 ミーティング、定例会の際に		140	33.1
	5 ケースカンファレンス		53	12.5
	6 外部から講師を呼んで研修		128	30.3
	7 他団体と共催により研修会を開催		43	10.2
	8 その他		36	8.5
〔外部研修等〕	9 社協主催の研修会に参加		112	26.5
	10 地域包括支援センター主催の研修会に参加		46	10.9
	11 地方自治体主催の研修会に参加		50	11.8
	12 社協、地域包括支援センター、地方自治体以外の団体主催の研修会に参加		59	13.9
	13 資格取得支援		58	13.7
	14 その他		25	5.9
15 担い手(会員)を対象とした研修は実施していない			37	8.7
無回答			15	3.5

会員の状況について

■図表28 担い手への研修機会【経年比較】

		令和2年調査 n=423		平成30年調査 n=517		平成28年調査 n=442	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%
〔内部研修〕	1 学習会、勉強会、研修会等	243	57.4	343	66.3	303	68.6
	2 交流会	169	40.0	252	48.7	216	48.9
	3 新人研修	75	17.7	86	16.6	90	20.4
	4 ミーティング、定例会の際に	140	33.1	161	31.1	151	34.2
	5 ケースカンファレンス	53	12.5	63	12.2	60	13.6
	6 外部から講師を呼んで研修	128	30.3	194	37.5	170	38.5
	7 他団体と共催により研修会を開催	43	10.2	53	10.3	68	15.4
	8 その他	36	8.5	24	4.6	22	5.0
〔外部研修等〕	9 社協主催の研修会に参加	112	26.5	100	19.3	110	24.9
	10 地域包括支援センター主催の研修会に参加	46	10.9	57	11.0	52	11.8
	11 地方自治体主催の研修会に参加	50	11.8	56	10.8	52	11.8
	12 社協、地域包括支援センター、地方自治体以外の団体主催の研修会に参加	59	13.9	67	13.0	71	16.1
	13 資格取得支援	58	13.7	62	12.0	60	13.6
	14 その他	25	5.9	45	8.7	29	6.6
15 担い手(会員)を対象とした研修は実施していない	37	8.7	46	8.9			
無回答		15	3.5	-	-	-	-

会員の状況について

■図表29 類型別の担い手への研修機会

		全体 (n) n=423		A 住民互助型 n=187		B 社協運営型 n=162		C その他 n=71	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
〔内部研修〕	1 学習会、勉強会、研修会等	243	57.4	108	57.8	93	57.4	41	57.7
	2 交流会	169	40.0	72	38.5	68	42.0	29	40.8
	3 新人研修	75	17.7	42	22.5	14	8.6	18	25.4
	4 ミーティング、定例会の際に	140	33.1	96	51.3	9	5.6	33	46.5
	5 ケースカンファレンス	53	12.5	37	19.8	3	1.9	12	16.9
	6 外部から講師を呼んで研修	128	30.3	58	31.0	44	27.2	24	33.8
	7 他団体と共催により研修会を開催	43	10.2	23	12.3	8	4.9	11	15.5
	8 その他	36	8.5	17	9.1	14	8.6	4	5.6
〔外部研修等〕	9 社協主催の研修会に参加	112	26.5	66	35.3	31	19.1	14	19.7
	10 地域包括支援センター主催の研修会に参加	46	10.9	34	18.2	5	3.1	6	8.5
	11 地方自治体主催の研修会に参加	50	11.8	36	19.3	3	1.9	10	14.1
	12 社協、包括、地方自治体以外の団体主催の研修会に参加	59	13.9	36	19.3	4	2.5	19	26.8
	13 資格取得支援	58	13.7	36	19.3	6	3.7	16	22.5
	14 その他	25	5.9	12	6.4	4	2.5	9	12.7
15 担い手(会員)を対象とした研修は実施していない		37	8.7	10	5.3	25	15.4	2	2.8
無回答		15	3.5	8	4.3	5	3.1	2	2.8

会員の状況について

<図表27 担い手への研修機会「7.他団体と共催により研修会を開催（具体的な共催の相手先）」>

A 住民互助型

- ・ 生活協同組合。
- ・ NPO。
- ・ まちづくり協議会。
- ・ 住民団体。
- ・ 自治会。
- ・ 社会福祉協議会。
- ・ 地域協議会。
- ・ 行政。
- ・ 地域包括支援センター。

B 社協運営型

- ・ ボランティアセンター。
- ・ 近隣市町村。
- ・ 行政。
- ・ 社協内で行っている、権利擁護事業やガイドヘルパー事業。
- ・ ファミリーサポートセンター。

C その他

- ・ ケアマネ情報交換会。
- ・ シニアクラブ。
- ・ 同業他社及び同業他団体。
- ・ ワーカーズ・コレクティブ連合会。
- ・ 参加型福祉研究センター。
- ・ 赤十字奉仕団・老人クラブ等。
- ・ 訪問介護事業所連絡会。
- ・ 行政。
- ・ NPO。
- ・ 大学。

会員の状況について

<図表27 担い手への研修機会「8.その他」>

A 住民互助型

- ・ YouTube利用。
- ・ ケア別担当会を随時。
- ・ 個々に対面研修。
- ・ コロナに関する意見交換。
- ・ 入会時研修会に参加。
- ・ ネット配信による研修及び研修資料配布による自主学习。
- ・ 毎回の活動日の、情報交換をしている。
- ・ 国土交通省認定講習「移送サービス運転協力者講習会」開催。
- ・ 在宅、事務所内でのDVD研修。
- ・ コロナの影響で実施していない。
- ・ 提供会員養成講座。

B 社協運営型

- ・ コロナ過にて、交流会・勉強会共に回数減。
- ・ 活動を休止しているため未実施である。
- ・ 交通安全講習会、救命救急。
- ・ 新人研修をサービス前にその都度実施。
- ・ 他事業の研修と合同で実施。
- ・ 提供会員講習会。
- ・ 登録時の説明会。

C その他

- ・ 新型コロナウイルス感染防止のため実施不可。

組織運営形態の無回答

- ・ コロナ禍の前は、第2水曜を定例会として行っていたが、今は全く行っていない。

会員の状況について

<図表27 担い手への研修機会「14.その他」>

A 住民互助型

- ・ ワーカーズコレクティブ連合会主催の学習会。
- ・ 安全運転講習会。福祉有償運送講習研修。
- ・ 所属団体研修会等に参加。
- ・ スマホ教室。
- ・ 県移送サービスネット講習会に参加。
- ・ 親団体主催研修などに参加。
- ・ 必要に応じ、講師に依頼。

B 社協運営型

- ・ コロナ感染症により研修会を中止。
- ・ 地域福祉権利擁護事業で行う研修に参加している。
- ・ 地区別懇談会。

C その他

- ・ 高齢者活躍人材確保事業。
- ・ コロナ禍のため実施を見送っている。
- ・ 他団体との会議に包括職員を招いて学習会等開催。
- ・ ワーカーズコレクティブの研修。
- ・ 加入する連合組織の研修の参加。
- ・ 県連絡協議会。
- ・ 全国アドバイザー講習会(オンライン開催)。

会員の状況について

■図表30 担い手への研修回数【経年比較】

○ 担い手への研修は、1.学習会、勉強会、研修会等、6.外部から講師を呼んで研修、7.他団体と共催により研修会を開催、9.社協主催の研修会が6割を超え、回数では「年3回未満」が6割を超えている。

内部研修

	1.学習会、勉強会、研修会等			
	令和2年調査		平成30年調査	
	回答数	%	回答数	%
1 年3回未満	146	60.1	175	51.0
2 年3回以上	59	24.3	90	26.2
3 月3回未満	32	13.2	55	16.0
4 月3回以上	1	0.4	0	0.0
5 週3回未満	0	0.0	0	0.0
6 週3回以上	0	0.0	0	0.0
無回答	5	2.1	23	6.7
全体 (n)	243	100.0	343	100.0

2.交流会			
令和2年調査		平成30年調査	
回答数	%	回答数	%
140	82.8	185	73.4
15	8.9	42	16.7
6	3.6	7	2.8
2	1.2	0	0.0
0	0.0	0	0.0
0	0.0	0	0.0
6	3.6	18	7.1
169	100.0	252	100.0

	3.新人研修			
	令和2年調査		平成30年調査	
	回答数	%	回答数	%
1 年3回未満	31	41.3	38	43.7
2 年3回以上	14	18.7	18	20.7
3 月3回未満	11	14.7	5	5.7
4 月3回以上	2	2.7	0	0.0
5 週3回未満	0	0.0	1	1.1
6 週3回以上	0	0.0	0	0.0
無回答	17	22.7	25	28.7
全体 (n)	75	100.0	87	100.0

4.ミーティング、定例会			
令和2年調査		平成30年調査	
回答数	%	回答数	%
29	20.7	27	16.8
24	17.1	27	16.8
68	48.6	92	57.1
5	3.6	1	0.6
5	3.6	3	1.9
1	0.7	0	0.0
8	5.7	11	6.8
140	100.0	161	100.0

	5.ケースカンファレンス			
	令和2年調査		平成30年調査	
	回答数	%	回答数	%
1 年3回未満	4	7.5	5	7.8
2 年3回以上	9	17.0	11	17.2
3 月3回未満	25	47.2	28	43.8
4 月3回以上	2	3.8	3	4.7
5 週3回未満	4	7.5	3	4.7
6 週3回以上	0	0.0	1	1.6
無回答	9	17.0	13	20.3
全体 (n)	53	100.0	64	100.0

6.外部から講師を呼んで研修			
令和2年調査		平成30年調査	
回答数	%	回答数	%
95	74.2	145	74.7
19	14.8	31	16.0
6	4.7	4	2.1
0	0.0	1	0.5
0	0.0	0	0.0
0	0.0	1	0.5
8	6.3	12	6.2
128	100.0	194	100.0

会員の状況について

内部研修

	7.他団体と共催により研修会を開催			
	令和2年調査		平成30年調査	
	回答数	%	回答数	%
1 年3回未満	30	69.8	35	66.0
2 年3回以上	5	11.6	8	15.1
3 月3回未満	3	7.0	3	5.7
4 月3回以上	0	0.0	0	0.0
5 週3回未満	0	0.0	0	0.0
6 週3回以上	0	0.0	0	0.0
無回答	5	11.6	7	13.2
全体 (n)	43	100.0	53	100.0

8.その他

	8.その他			
	令和2年調査		平成30年調査	
	回答数	%	回答数	%
	5	13.9	12	50.0
	4	11.1	1	4.2
	3	8.3	2	8.3
	0	0.0	0	0.0
	0	0.0	0	0.0
	0	0.0	1	4.2
	24	66.7	8	33.3
	36	100.0	24	100.0

外部研修

	9.社協主催の研修会			
	令和2年調査		平成30年調査	
	回答数	%	回答数	%
1 年3回未満	81	72.3	60	60.0
2 年3回以上	20	17.9	15	15.0
3 月3回未満	2	1.8	2	2.0
4 月3回以上	0	0.0	0	0.0
5 週3回未満	0	0.0	0	0.0
6 週3回以上	0	0.0	0	0.0
無回答	9	8.0	23	23.0
全体 (n)	112	100.0	100	100.0

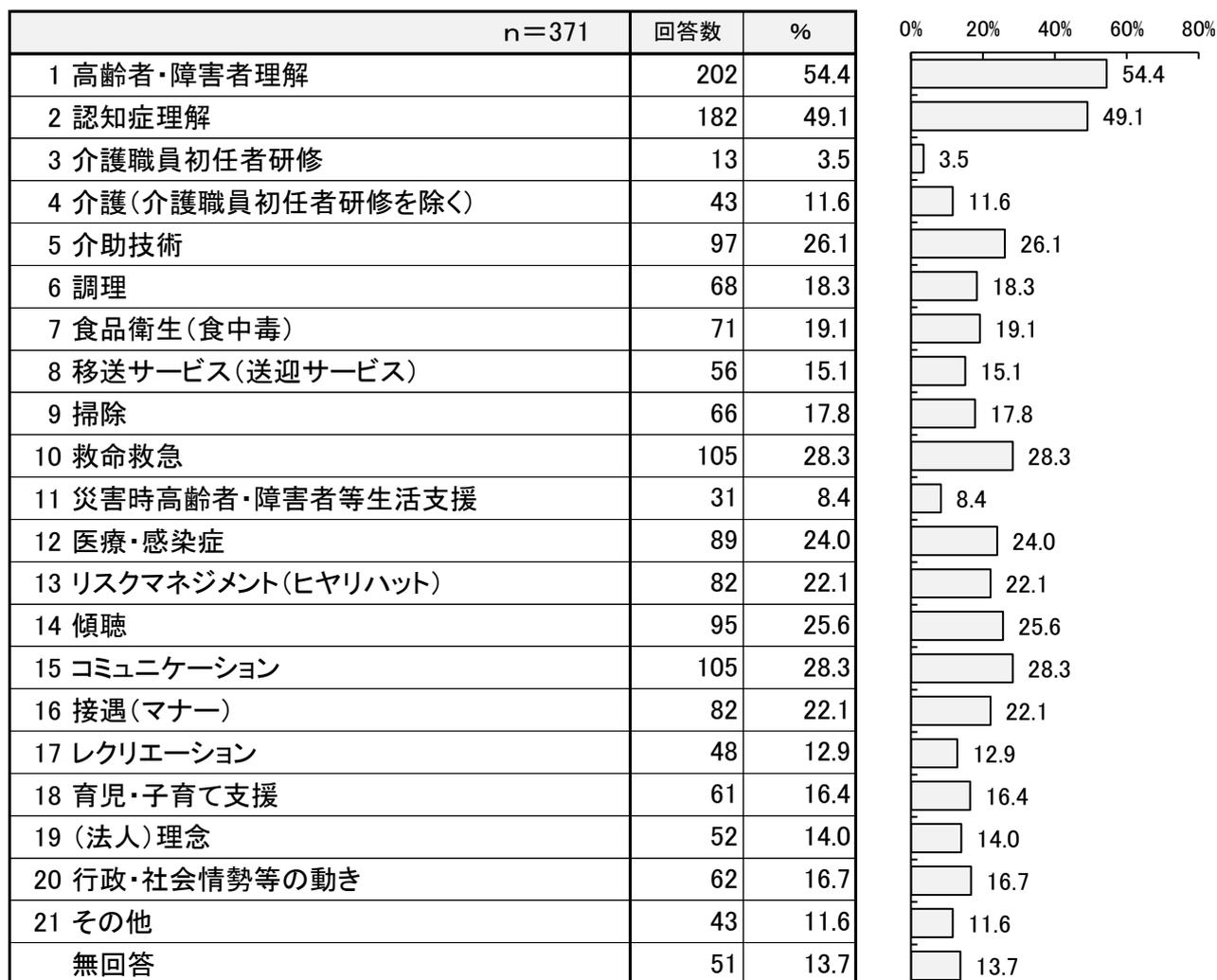
会員の状況について

14. 担い手を対象とした研修内容について

(調査票 問14)

○ 担い手を対象とした研修内容として実施しているものは、「高齢者・障害者理解」54.4%が最も多く、次いで「認知症理解」49.1%、「救命救急」「コミュニケーション」がともに28.3%、「介助技術」26.1%、「傾聴」25.6%と続いている。

■ 図表31 担い手を対象とした研修内容について(複数回答)



会員の状況について

■図表32 担い手を対象とした研修内容について【経年比較】

	令和2年調査 n=371		平成30年調査 n=517		平成28年調査 n=442	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 高齢者・障害者理解	202	54.4	281	54.4	241	54.5
2 認知症理解	182	49.1	257	49.7	221	50.0
3 介護職員初任者研修	13	3.5	24	4.6	27	6.1
4 介護(介護職員初任者研修を除く)	43	11.6	74	14.3	71	16.1
5 介助技術	97	26.1	122	23.6	116	26.2
6 調理	68	18.3	131	25.3	118	26.7
7 食品衛生(食中毒)	71	19.1	119	23.0	96	21.7
8 移送サービス(送迎サービス)	56	15.1	89	17.2	79	17.9
9 掃除	66	17.8	81	15.7	65	14.7
10 救命救急	105	28.3	161	31.1	139	31.4
11 災害時高齢者・障害者等生活支援	31	8.4	41	7.9	40	9.0
12 医療・感染症	89	24.0	116	22.4	76	17.2
13 リスクマネジメント(ヒヤリハット)	82	22.1	135	26.1	98	22.2
14 傾聴	95	25.6	118	22.8	106	24.0
15 コミュニケーション	105	28.3	123	23.8	113	25.6
16 接遇(マナー)	82	22.1	108	20.9	113	25.6
17 レクリエーション	48	12.9	65	12.6	49	11.1
18 育児・子育て支援	61	16.4	112	21.7	90	20.4
19 (法人)理念	52	14.0	80	15.5	64	14.5
20 行政・社会情勢等の動き	62	16.7	74	14.3	75	17.0
21 その他	43	11.6	81	15.7	45	10.2
無回答	51	13.7	64	12.4	-	-

会員の状況について

■ 図表33 類型別の担い手を対象とした研修内容について

	全体 (n) n=371		A 住民互助型 n=169		B 社協運営型 n=132		C その他 n=67	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 高齢者・障害者理解	202	54.4	93	55.0	79	59.8	29	43.3
2 認知症理解	182	49.1	86	50.9	65	49.2	30	44.8
3 介護職員初任者研修	13	3.5	6	3.6	2	1.5	4	6.0
4 介護	43	11.6	24	14.2	7	5.3	11	16.4
5 介助技術	97	26.1	50	29.6	26	19.7	20	29.9
6 調理	68	18.3	28	16.6	24	18.2	15	22.4
7 食品衛生(食中毒)	71	19.1	42	24.9	12	9.1	16	23.9
8 移送サービス	56	15.1	38	22.5	15	11.4	3	4.5
9 掃除	66	17.8	29	17.2	25	18.9	11	16.4
10 救命救急	105	28.3	36	21.3	36	27.3	32	47.8
11 災害時高齢者・障害者等生活支援	31	8.4	22	13.0	1	0.8	7	10.4
12 医療・感染症	89	24.0	43	25.4	22	16.7	23	34.3
13 リスクマネジメント	82	22.1	45	26.6	15	11.4	21	31.3
14 傾聴	95	25.6	42	24.9	39	29.5	13	19.4
15 コミュニケーション	105	28.3	46	27.2	35	26.5	23	34.3
16 接遇(マナー)	82	22.1	46	27.2	14	10.6	21	31.3
17 レクリエーション	48	12.9	22	13.0	18	13.6	7	10.4
18 育児・子育て支援	61	16.4	19	11.2	17	12.9	24	35.8
19 (法人)理念	52	14.0	36	21.3	4	3.0	11	16.4
20 行政・社会情勢等の動き	62	16.7	30	17.8	22	16.7	10	14.9
21 その他	43	11.6	20	11.8	21	15.9	2	3.0
無回答	51	13.7	24	14.2	13	9.8	12	17.9

会員の状況について

<図表31 担い手を対象とした研修内容について「21.その他」>

A 住民互助型

- ・ 草取り、剪定の実施研修。
- ・ コロナ対応のため研修を中止。
- ・ 小規模単位で事例検討程度を行いました。
- ・ 児童虐待防止。
- ・ 活動事例を共有。
- ・ 福祉推進員の研修。
- ・ 運動機能向上する体操指導(理学療法士より)。
- ・ 会の理念、きまりや約束ごと、援助活動の実際の流れ、活動の仕方など。
- ・ 記録のとり方、虐待防止。
- ・ 個人情報保護・健康観察と気づき・意思決定支援・障害特性・公的制度理解他。
- ・ 車いす介助。
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修。
- ・ 地域づくりや参加。
- ・ 朗読のポイント。

B 社協運営型

- ・ 家具転倒防止。
- ・ その年の課題によって、内容を検討して実施。
- ・ フレイル予防などの健康寿命に関する講義。
- ・ 介護保険、障害福祉制度について。
- ・ 健康づくり、ストレッチなど。
- ・ 担い手の実践の共有。
- ・ 個人情報の取り扱い。
- ・ 災害ボランティアセンター基礎研修。
- ・ 車いす研修。
- ・ 終活について。
- ・ 詐欺被害等。
- ・ 交通安全講習会(警察署より講師を派遣)。
- ・ 庭木の剪定、庭の手入れ、交通安全。
- ・ 片付け講座、地域活動入門講座、笑いと健康講座。
- ・ コロナの影響で中止した。

C その他

- ・ コロナ禍のため実施していない。

サービス、活動事業の内容について

15. サービス・活動の実施状況

(調査票 問15)

- サービス・活動の実施状況は、『たすけあい活動』を「実施している」割合は92.4%、一方『公的サービス』を「実施していない」割合は61.2%となっている。
- 実施しているサービスの種類については、『たすけあい活動』では「家事援助」73.1%が最も多く、次いで「話し相手」56.8%、「外出援助」54.5%となっている。『公的サービス』では「家事援助」69.8%が最も多く、次いで「介護」63.5%、「入浴」50.3%続いている。

■図表34 サービス・活動の実施状況(単数回答)

	たすけあい活動		公的サービス		その他	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 実施している	391	92.4	159	37.6	86	20.3
2 実施していない	27	6.4	259	61.2	332	78.5
無回答	5	1.2	5	1.2	5	1.2
全体 (n)	423	100.0	423	100.0	423	100.0

■図表35 サービス・活動の実施状況(複数回答)

	たすけあい活動 n=391		公的サービス n=159		その他 n=86	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 家事援助	286	73.1	111	69.8	6	7.0
2 介護	77	19.7	101	63.5	2	2.3
3 入浴	31	7.9	80	50.3	4	4.7
4 食事(配食や会食)	98	25.1	44	27.7	22	25.6
5 外出援助	213	54.5	74	46.5	3	3.5
6 移送サービス(送迎サービス)	102	26.1	35	22.0	7	8.1
7 デイサービス	9	2.3	50	31.4	3	3.5
8 サロン活動	104	26.6	11	6.9	29	33.7
9 宅老所	4	1.0	3	1.9	3	3.5
10 作業所・自立訓練・就労移行/継続支援	2	0.5	9	5.7	3	3.5
11 ショートステイ・宿泊	4	1.0	5	3.1	3	3.5
12 グループホーム	0	0.0	9	5.7	3	3.5
13 小規模多機能型居宅介護	0	0.0	8	5.0	2	2.3
14 サービス付き高齢者向け住宅	1	0.3	1	0.6	2	2.3
15 住宅改修	11	2.8	5	3.1	2	2.3
16 相談・助言	96	24.6	50	31.4	26	30.2
17 話し相手	222	56.8	12	7.5	8	9.3
18 子育て・保育サービス	125	32.0	24	15.1	13	15.1
19 教育サービス	8	2.0	5	3.1	8	9.3
20 財産管理・保全サービス	3	0.8	17	10.7	6	7.0
21 ケアマネジメント(居宅介護支援等)	1	0.3	68	42.8	3	3.5
22 その他事業	60	15.3	15	9.4	23	26.7
無回答	0	0.0	3	1.9	3	3.5

サービス、活動事業の内容について

<図表35 サービス・活動の実施状況 たすけあい活動の「22.その他事業」>

A 住民互助型

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ・ 空地・空き家管理 | ・ スマホ教室 |
| ・ 犬の散歩 | ・ 見守り・安否確認 |
| ・ 買い物支援 | ・ 刃物とぎ |
| ・ 草刈り、庭木の剪定など | ・ 薬を届ける |
| ・ 子ども食堂 | ・ 畑の手入れ |
| ・ 電話相談 | ・ 病院での世話 |
| ・ ペットの世話 | ・ 留守宅の庭管理やポスト |
| ・ 屋内の整理サービス | ・ 料金支払い |
| ・ 介護予防事業 | ・ 家の簡単な補修 |
| ・ 居場所運営 | ・ パソコン指導 |
| ・ 産前産後の援助 | ・ 書類作成や公的機関への提出代行 |
| ・ 趣味の教室 | ・ 常設型の多世代交流施設 |
| ・ 地域交流 | ・ 遺産整理の片付け、処分 |
| ・ 通院介助 | ・ 一時預かりサービス(高齢者) |
| ・ 認知症カフェ | ・ 地域の小学校との共催事業 |
| ・ 買物支援(付添・同行・移動支援・代行) | ・ 電球交換 |
| ・ 家の清掃、ゴミ出し | ・ 外国人への支援 |
| ・ コミュニティカフェ | |

B 社協運営型

- | |
|----------------------------|
| ・ 家具転倒防止 |
| ・ 困りごとサポート事業(ゴミ出し・清掃等) |
| ・ すっきりさせ隊(窓ふき、ベランダ掃除、荷物整理) |
| ・ 簡単な軽作業による支援 |
| ・ 草刈り・木の剪定 |
| ・ 墓掃除 |
| ・ 外出同行(介護は含まない) |
| ・ 買物支援 |
| ・ 雪かき |
| ・ ごみ出し |

C その他

- | |
|------------------------|
| ・ 窓ふき、換気扇掃除 |
| ・ 認知症サポーター養成講座(市からの委託) |
| ・ 水やり |
| ・ 除雪 |
| ・ 通院支援(介添え) |
| ・ 買い物 |
| ・ 庭木の手入れ・草取り |

サービス、活動事業の内容について

<図表35 サービス・活動の実施状況 公的サービスの「22.その他事業」>

A 住民互助型

- ・ あったかふれあいセンター
- ・ 介護保険認定調査
- ・ 介護予防
- ・ 産前産後の援助
- ・ 児相養育事業家事、移動支援サービス
- ・ 生活支援体制整備事業
- ・ 聴覚障がい者のコミュニケーション支援
- ・ 有償運送
- ・ 就労的活動支援事業
- ・ 障害区分調査

B 社協運営型

- ・ 安否確認
- ・ シルバーハウジング
- ・ リーディングサービス
- ・ 障害者相談支援事業
- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ 福祉サービス利用支援
- ・ 権利擁護センター
- ・ 相談支援事業所
- ・ 福祉用具貸付・販売
- ・ 訪問介護事業所

C その他

- ・ 草取り

サービス、活動事業の内容について

<図表35 サービス・活動の実施状況 その他の「22.その他事業」>

A 住民互助型

- ・ おもちゃ無料修理、交換会
- ・ カフェの開催(集いの場)
- ・ 交流
- ・ 子どもの一時預かり
- ・ 中間的な就労、居場所
- ・ 電話相談
- ・ ゴミ出し
- ・ 認知症介護交流事業
- ・ 復興ニュースの発行
- ・ 移送サービス運転協力者講習会
- ・ 健康ステーション事業
- ・ ファミリー・サポート・センター
- ・ 市民向け研修会・講座
- ・ 地域交流事業
- ・ 地域食堂
- ・ 福祉移送
- ・ 子育て短期支援事業(短期入所生活援助)事業
- ・ ネットワーク会議開催
- ・ バザー
- ・ 水やり、草取り
- ・ レンタルスペース
- ・ 親子サロンサポート事業(機材提供)
- ・ ミニSLの乗車会
- ・ 生活困窮者の支援
- ・ 講師派遣事業

B 社協運営型

- ・ フードバンク
- ・ 院内介助
- ・ 権利擁護事業
- ・ 生活困窮者支援(貸付)
- ・ 出前講座
- ・ 生活困窮者自立支援事業
- ・ 入院時の洗濯・買い物
- ・ 福祉サービス利用援助事業
- ・ こども食堂

C その他

- ・ 孤立防止のための冊子発行
- ・ 市産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業
- ・ 地域づくりの動画をユーチューブで公開
- ・ 福祉用具の貸し出し
- ・ 福祉バス運行事業

サービス、活動事業の内容について

16. サービスの利用者数と活動時間・回数

(調査票 問16)

(1) 家事援助・介護・入浴等ホームヘルプサービス

- サービス利用者数が多いのは、たすけあい活動では『B 社協運営型』が平均値318人、公的サービスでは『B 社協運営型』『C その他』がともに平均値で334人である。
- 活動時間・活動回数が最も多いのは、たすけあい活動においては『C その他』で平均値2,154時間、1,916回、公的サービスでは『B 社協運営型』で平均値11,477時間、6,103回である。

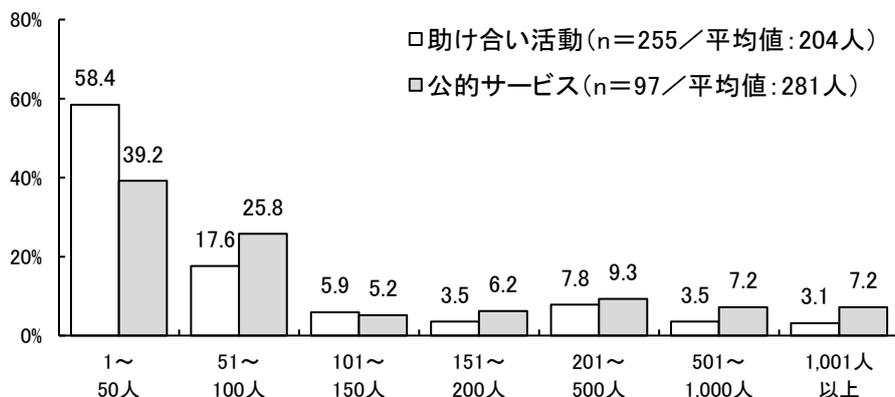
■図表36 ホームヘルプサービス利用者数と活動時間・活動回数の平均

	たすけあい活動		公的サービス	
	回答数	平均値	回答数	平均値
サービス利用者数	255	204 人	97	281 人
活動時間	191	1,827 時間	68	7,753 時間
活動回数	190	1,259 回	63	4,850 回

※平均値はいずれも回答者の平均値

■図表37 ホームヘルプサービス利用者数

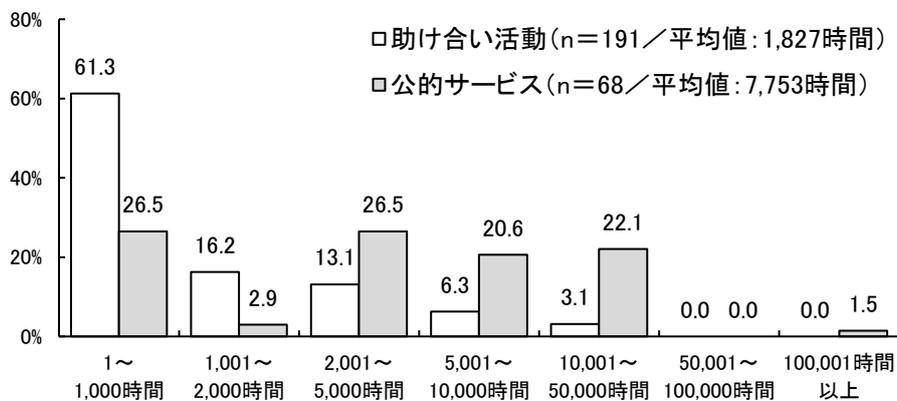
	たすけあい活動		公的サービス	
	回答数	%	回答数	%
1～50人	149	58.4	38	39.2
51～100人	45	17.6	25	25.8
101～150人	15	5.9	5	5.2
151～200人	9	3.5	6	6.2
201～500人	20	7.8	9	9.3
501～1,000人	9	3.5	7	7.2
1,001人以上	8	3.1	7	7.2
全 体 (n)	255	100.0	97	100.0



サービス、活動事業の内容について

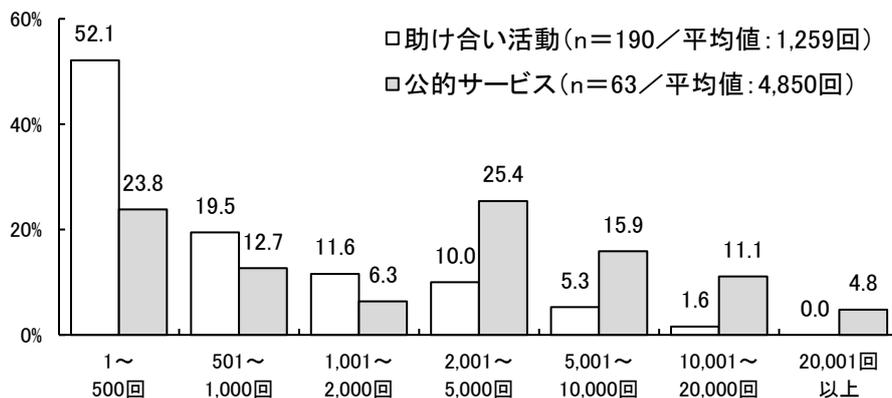
■図表38 ホームヘルプサービス活動時間

	たすけあい活動		公的サービス	
	回答数	%	回答数	%
1～1,000時間	117	61.3	18	26.5
1,001～2,000時間	31	16.2	2	2.9
2,001～5,000時間	25	13.1	18	26.5
5,001～10,000時間	12	6.3	14	20.6
10,001～50,000時間	6	3.1	15	22.1
50,001～100,000時間	0	0.0	0	0.0
100,001時間以上	0	0.0	1	1.5
全体 (n)	191	100.0	68	100.0



■図表39 ホームヘルプサービス活動回数

	たすけあい活動		公的サービス	
	回答数	%	回答数	%
1～500回	99	52.1	15	23.8
501～1,000回	37	19.5	8	12.7
1,001～2,000回	22	11.6	4	6.3
2,001～5,000回	19	10.0	16	25.4
5,001～10,000回	10	5.3	10	15.9
10,001～20,000回	3	1.6	7	11.1
20,001回以上	0	0.0	3	4.8
全体 (n)	190	100.0	63	100.0



サービス、活動事業の内容について

■図表40 類型別のホームヘルプサービス利用者数と活動時間・活動回数の平均

▼たすけあい活動

	サービス利用者数		活動時間		活動回数	
	回答数	平均値	回答数	平均値	回答数	平均値
A 住民互助型	101	81 人	74	2,089 時間	60	684 回
B 社協運営型	114	318 人	83	1,459 時間	102	1,418 回
C その他	40	190 人	34	2,154 時間	28	1,916 回
全体 (n)	255	204 人	191	1,827 時間	190	1,259 回

※平均値はいずれも回答者の平均値

▼公的サービス

	サービス利用者数		活動時間		活動回数	
	回答数	平均値	回答数	平均値	回答数	平均値
A 住民互助型	45	219 人	33	6,578 時間	22	3,307 回
B 社協運営型	33	334 人	19	11,476 時間	30	6,103 回
C その他	19	334 人	16	5,754 時間	11	4,521 回
全体 (n)	97	281 人	68	7,753 時間	63	4,850 回

※平均値はいずれも回答者の平均値

サービス、活動事業の内容について

(2) 外出援助・移送サービス

- サービス利用者数が最も多いのは、たすけあい活動においては『A 住民互助型』で回答者の平均値は364人、公的サービスも『A 住民互助型』で回答者の平均値は131人である。
- 活動時間では、たすけあい活動においては『B 社協運営型』が回答者の平均値は932時間、公的サービスでは『A 住民互助型』が回答者の平均値は1,040時間と、最も多くなっている。
- 活動回数では、たすけあい活動においては『A 住民互助型』が回答者の平均値は1,308回、公的サービスも『A 住民互助型』が回答者の平均値は794回と、最も多くなっている。

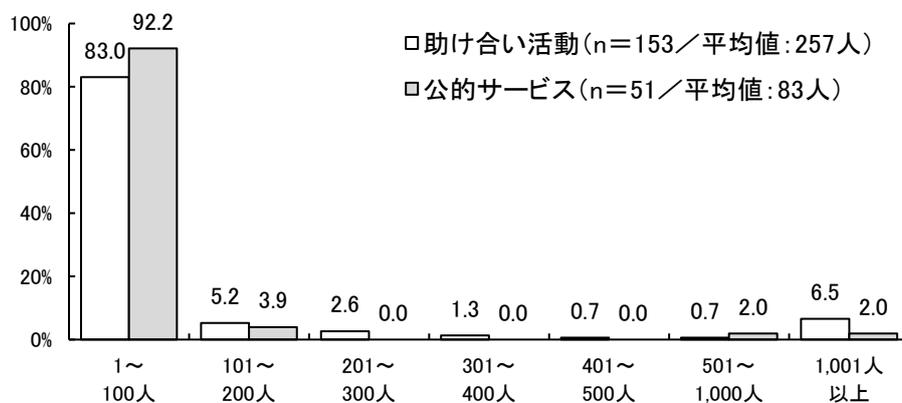
■図表41 外出援助・移送サービス利用者数と活動時間・活動回数の平均

	たすけあい活動		公的サービス	
	回答数	平均値	回答数	平均値
サービス利用者数	153	257 人	51	83 人
活動時間	87	701 時間	27	930 時間
活動回数	124	951 回	37	621 回

※平均値はいずれも回答者の平均値

■図表42 外出援助・移送サービス利用者数

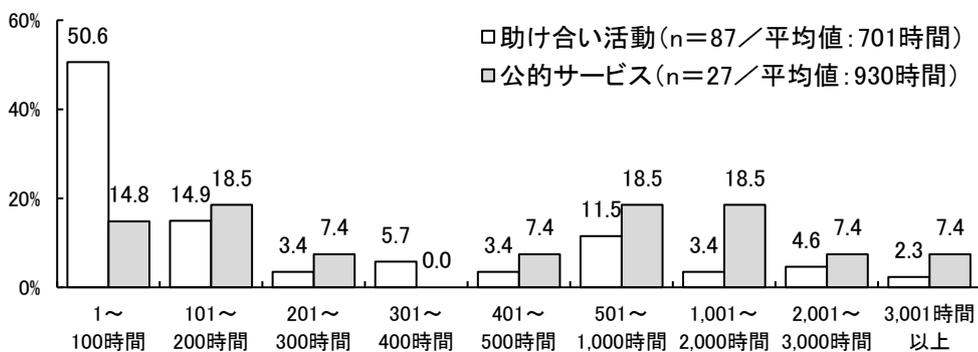
	たすけあい活動		公的サービス	
	回答数	%	回答数	%
1～100人	127	83.0	47	92.2
101～200人	8	5.2	2	3.9
201～300人	4	2.6	0	0.0
301～400人	2	1.3	0	0.0
401～500人	1	0.7	0	0.0
501～1,000人	1	0.7	1	2.0
1,001人以上	10	6.5	1	2.0
全体 (n)	153	100.0	51	100.0



サービス、活動事業の内容について

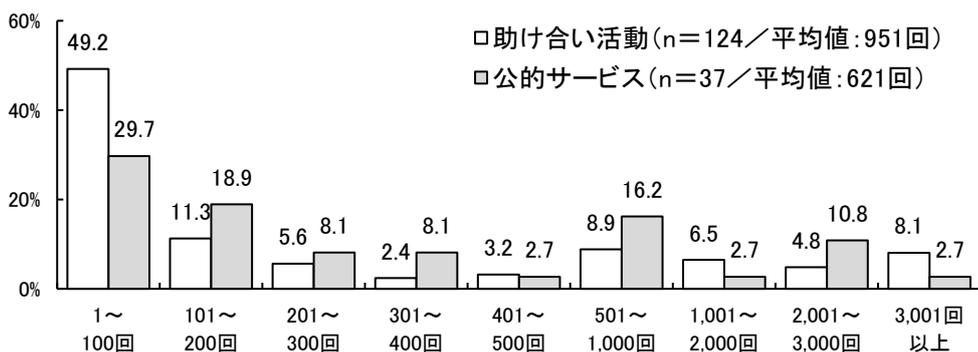
■図表43 外出援助・移送サービス活動時間

	たすけあい活動		公的サービス	
	回答数	%	回答数	%
1～100時間	44	50.6	4	14.8
101～200時間	13	14.9	5	18.5
201～300時間	3	3.4	2	7.4
301～400時間	5	5.7	0	0.0
401～500時間	3	3.4	2	7.4
501～1,000時間	10	11.5	5	18.5
1,001～2,000時間	3	3.4	5	18.5
2,001～3,000時間	4	4.6	2	7.4
3,001時間以上	2	2.3	2	7.4
全体 (n)	87	100.0	27	100.0



■図表44 外出援助・移送サービス活動回数

	たすけあい活動		公的サービス	
	回答数	%	回答数	%
1～100回	61	49.2	11	29.7
101～200回	14	11.3	7	18.9
201～300回	7	5.6	3	8.1
301～400回	3	2.4	3	8.1
401～500回	4	3.2	1	2.7
501～1,000回	11	8.9	6	16.2
1,001～2,000回	8	6.5	1	2.7
2,001～3,000回	6	4.8	4	10.8
3,001回以上	10	8.1	1	2.7
全体 (n)	124	100.0	37	100.0



サービス、活動事業の内容について

■図表45 類型別の外出援助・移送サービス利用者数と活動時間・活動回数の平均

▼たすけあい活動

	サービス利用者数		活動時間		活動回数	
	回答数	平均値	回答数	平均値	回答数	平均値
A 住民互助型	71	364 人	35	480 時間	50	1,308 回
B 社協運営型	69	192 人	46	932 時間	64	784 回
C その他	13	13 人	6	222 時間	10	235 回
全体 (n)	153	257 人	87	701 時間	124	951 回

※平均値はいずれも回答者の平均値

▼公的サービス

	サービス利用者数		活動時間		活動回数	
	回答数	平均値	回答数	平均値	回答数	平均値
A 住民互助型	29	131 人	14	1,040 時間	19	794 回
B 社協運営型	16	25 人	7	1,001 時間	14	506 回
C その他	6	5 人	6	591 時間	4	198 回
全体 (n)	51	83 人	27	930 時間	37	621 回

※平均値はいずれも回答者の平均値

サービス、活動事業の内容について

(3) 配食サービス

- サービス利用者数が最も多いのは、たすけあい活動においては『B 社協運営型』で平均値827人、公的サービスでは『A 住民互助型』で平均値930人である。
- サービスの利用者数と活動時間・回数(1団体あたりの平均)は、図表40、41のようになっている。

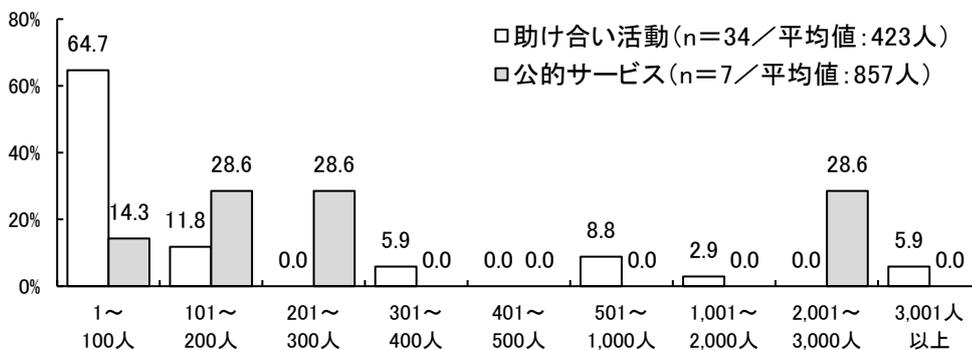
■図表46 配食サービス利用者数と活動時間・活動回数の平均

		たすけあい活動		公的サービス	
		回答数	平均値	回答数	平均値
サービス利用者数		34	423 人	7	857 人
活動回数	1日	9	1 回	4	1 回
	週	12	3 回	4	4 回
	月	18	42 回	4	21 回
配食数	1日	9	434 食	3	88 食
	週	11	1,981 食	2	5,190 食
	月	17	1,085 食	3	1,613 食

※平均値はいずれも回答者の平均値

■図表47 配食サービス利用者数

	たすけあい活動		公的サービス	
	回答数	%	回答数	%
1～100人	22	64.7	1	14.3
101～200人	4	11.8	2	28.6
201～300人	0	0.0	2	28.6
301～400人	2	5.9	0	0.0
401～500人	0	0.0	0	0.0
501～1,000人	3	8.8	0	0.0
1,001～2,000人	1	2.9	0	0.0
2,001～3,000人	0	0.0	2	28.6
3,001人以上	2	5.9	0	0.0
全体 (n)	34	100.0	7	100.0



サービス、活動事業の内容について

■図表48 類型別の配食サービス利用者数と活動時間・活動回数の平均

▼たすけあい活動

		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
		回答数	平均値	回答数	平均値	回答数	平均値
サービス利用者数		18	68 人	13	827 人	3	801 人
活動回数	1日	8	1 回	1	1 回	0	0 回
	週	10	3 回	2	2 回	0	0 回
	月	9	13 回	7	87 回	2	18 回
配食数	1日	7	40 食	1	3,567 食	1	60 食
	週	9	2,117 食	2	1,373 食	0	0 食
	月	8	605 食	7	1,470 食	2	1,660 食

※平均値はいずれも回答者の平均値

▼公的サービス

		A 住民互助型		B 社協運営型	
		回答数	平均値	回答数	平均値
サービス利用者数		3	930 人	4	802 人
活動回数	1日	2	1 回	2	2 回
	週	2	6 回	2	2 回
	月	3	27 回	1	2 回
配食数	1日	1	9 食	2	127 食
	週	1	52 食	1	10,328 食
	月	2	2,410 食	1	18 食

※平均値はいずれも回答者の平均値

※ C その他の公的サービスの回答がないため、掲載を省略している。

サービス、活動事業の内容について

17. 活動の担い手について

(調査票 問17)

- たすけあい活動と公的サービスの両者を実施している場合の担い手の区別については、「別々の担い手が行っている」23.9%、「両方のサービスを行っている担い手がいるが、活動内容を別々に管理している」58.5%、「両方のサービスを行っている担い手がいる。活動内容の管理は区別していない」9.2%となっている。
- 類型別にみると、『A 住民互助型』では「両方のサービスを行っている担い手がいるが、活動内容を別々に管理している」73.8%が最も多く、『B 社協運営型』では「別々の担い手が行っている」52.7%が最も多くなっている。また『C その他』では「両方のサービスを行っている担い手がいるが、活動内容を別々に管理している」68.2%が最も多くなっている。

■ 図表49 活動の担い手について(単数回答)

	回答数	%
1 別々の担い手が行っている(同じ担い手が両方のサービスを行うことはない)	34	23.9
2 両方のサービスを行っている担い手がいるが、活動内容(たすけあい事業と公的サービス)を別々に管理している	83	58.5
3 両方のサービスを行っている担い手がいる。活動内容(たすけあい事業と公的サービス)の管理は区別していない	13	9.2
無回答	12	8.5
全体 (n)	142	100.0

■ 図表50 類型別の活動の担い手について

	全体 (n)		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 別々の担い手が行っている	34	23.9	2	3.1	29	52.7	3	13.6
2 両方のサービスを行っている担い手がいるが、活動内容を別々に管理している	83	58.5	48	73.8	20	36.4	15	68.2
3 両方のサービスを行っている担い手がいる。活動内容の管理は区別していない	13	9.2	9	13.8	0	0.0	4	18.2
無回答	12	8.5	6	9.2	6	10.9	0	0.0
全体 (n)	142	100.0	65	100.0	55	100.0	22	100.0

財政について

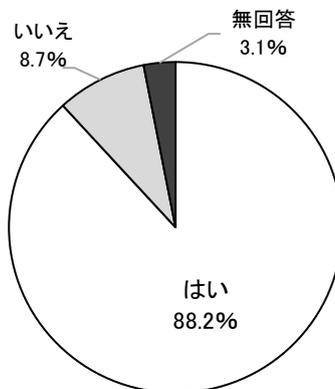
18. 令和2年度の収入・支出の活動実績について

(調査票 問18)

- 令和2年度の収入・支出の活動実績の有無については、「はい(活動実績あり)」88.2%、「いいえ(活動実績なし)」8.7%となっている。

■ 図表44 収入・支出の活動実績の有無(単数回答)

	回答数	%
1 はい	373	88.2
2 いいえ	37	8.7
無回答	13	3.1
全体 (n)	423	100.0



→ (1) 令和2年度の収入および支出総額について

- 収入総額の平均は2,289万円となっている。その内訳をみると「介護保険に関わる収入」が最も多く、次いで「障害者総合支援法制度等収入」、「行政からの事業委託収入」となっている。

■ 図表45 令和2年度の収入総額と内訳

	回答数	平均額
収入総額	352	22,885,733 円
たすけあい活動の利用料収入	269	2,371,715 円
会費収入	212	567,975 円
介護保険に関わる収入	107	25,580,595 円
障害者総合支援法制度等収入	89	12,016,467 円
行政からの事業委託収入	156	9,328,660 円
助成金収入	191	3,106,704 円
寄附金収入	129	549,776 円
その他	210	5,171,318 円

※平均値はいずれも回答者の平均値

- 支出総額の平均は2,265万円であり、そのうち「人件費」は1,536万円(67.8%)となっている。

■ 図表46 令和2年度の支出総額と内訳

	回答数	平均額
支出総額	351	22,653,690 円
人件費	318	15,357,260 円

※平均値はいずれも回答者の平均値

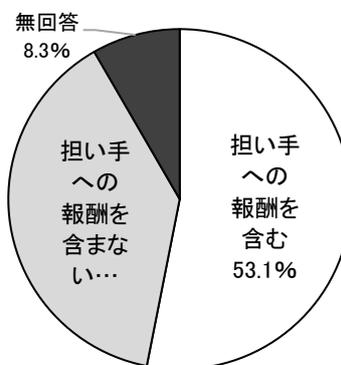
財政について

(2) 人件費に担い手への報酬が含まれているか

○ 人件費に担い手への報酬が含まれているかについては、「担い手への報酬を含む」53.1%、「担い手への報酬を含まない」38.6%となっている。

■ 図表47 収入・支出の活動実績の有無(単数回答)

	回答数	%
1 担い手への報酬を含む	198	53.1
2 担い手への報酬を含まない	144	38.6
無回答	31	8.3
全体 (n)	373	100.0



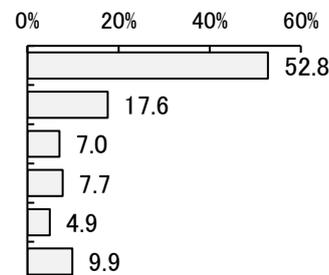
19. たすけあい活動に対する公的サービスの収益割合

(調査票 問19)

○ 公的サービスの収益をたすけあい活動にどの程度充当しているかについては、「充当していない」が52.8%と最も多く、次いで「1~2割程度を公的サービスの収益から充当」が17.6%となっている。

■ 図表48 たすけあい活動に対する公的サービスの収益割合(単数回答)

	回答数	%
1 充当していない	75	52.8
2 1~2割程度を公的サービスの収益から充当	25	17.6
3 3~5割程度を公的サービスの収益から充当	10	7.0
4 5割以上を公的サービスの収益から充当	11	7.7
5 その他	7	4.9
無回答	14	9.9
全体 (n)	142	100.0



<図表48 たすけあい活動に対する公的サービスの収益割合「5.その他」>

- ・ 1割以下。
- ・ 社会福祉協議会の会費収入から充当。

財政について

20. たすけあい活動に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等 (調査票 問20)

- たすけあい活動に係る支出に占める補助金や助成金の割合等については、回答があったなかでは、「行政・民間からの補助金や助成金は受けていない」が30.2%となっている。一方、「5割以上を行政・民間からの補助金や助成金から充当」も25.1%ある。
- 補助金や助成金を充当している団体では、「5割以上を行政・民間からの補助金や助成金から充当」が25.1%で最も多く、次いで「その他」が11.5%、「1～2割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当」が11.0%となっている。

■ 図表49 たすけあい活動に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等(単数回答)

	回答数	%	
1 1～2割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当	43	11.0	11.0
2 3～5割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当	37	9.5	9.5
3 5割以上を行政・民間からの補助金や助成金から充当	98	25.1	25.1
4 その他	45	11.5	11.5
5 行政・民間からの補助金や助成金は受けていない	118	30.2	30.2
無回答	50	12.8	12.8
全体 (n)	391	100.0	

<図表49 たすけあい活動に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等「4.その他」>

A 住民互助型

- ・ 助成金の充当は1割以下。
- ・ 2020年度は新型コロナウイルス感染症のため助成金等の申請をした。
- ・ 7割を親団体からの助成金で充当。

B 社協運営型

- ・ 10割を行政からの委託金から充当。
- ・ 1割程度を自己財源から充当。
- ・ 1割未満を行政・民間の補助金や助成金から充当。
- ・ 3割は社協財源充当。
- ・ 5割以上を歳末助け合い配分金で充当。
- ・ 兼務している職員の人件費は補助金。
- ・ 独自財源から拠出。
- ・ 運営費は全て行政からの委託金。利用料収入は行政に返還。
- ・ 共同募金配分金を充当。
- ・ 行政からの委託料が10割である。

C その他

- ・ 篤志家からの寄付。
- ・ 行政からの委託料を充当。
- ・ 行政直営。
- ・ 全額行政からの補助金。

財政について

21. 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額 (調査票 問21)

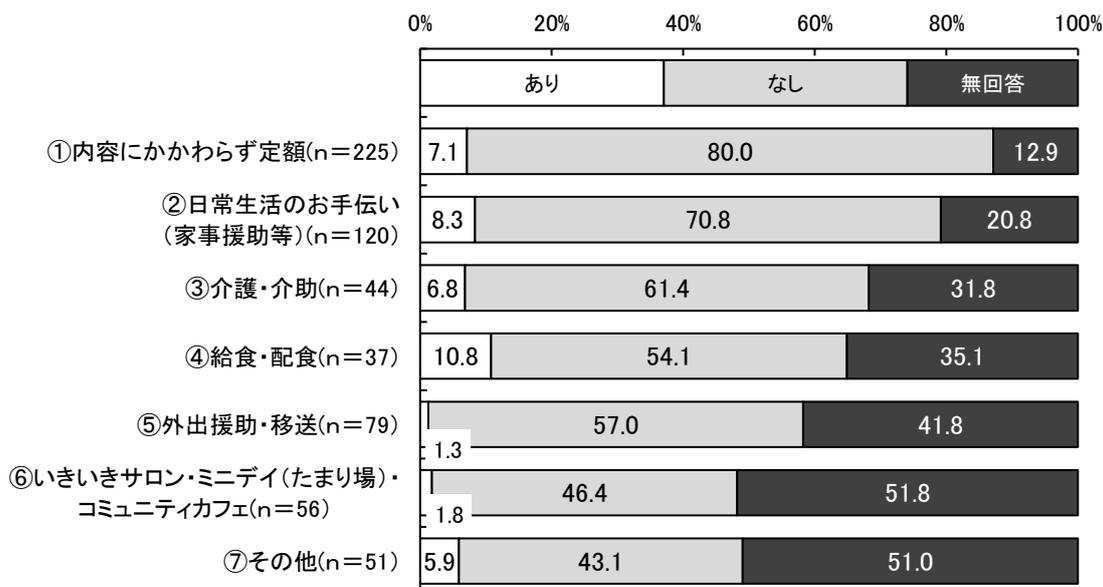
(1) 提供サービスごとの利用料

- たすけあい活動で提供するサービスについて、提供サービスごとの利用料の状況は、「内容にかかわらず定額」が最も多くなっている。
- サービス種類ごとの利用料(1団体あたりの平均)は、図表50のようにになっている。

■ 図表50 提供サービスごとの利用料

	1時間(1回)あたりの平均額		おおよその平均額	
	回答数	平均値	回答数	平均値
① 内容にかかわらず定額	205	1時間／ 877 円	41	平均 777 円
	35	1回／ 619 円	16	平均 685 円
② 日常生活のお手伝い(家事援助等)	110	1時間／ 873 円	27	平均 879 円
	21	1回／ 688 円	11	平均 1,071 円
③ 介護・介助	39	1時間／ 1,281 円	9	平均 1,356 円
	4	1回／ 200 円	2	平均 400 円
④ 給食・配食	36	1食／ 548 円	6	平均 820 円
⑤ 外出援助・移送	63	1回／ 727 円	32	平均 884 円
⑥ いきいきサロン・ミニデイ(たまり場) ・コミュニティカフェ	51	1回／ 338 円	18	平均 376 円
⑦ その他	37	1時間／ 821 円	4	平均 873 円
	18	1回／ 227 円	5	平均 204 円

■ 図表51 提供サービスごとの利用料の減免制度の有無(単数回答)



財政について

(2) 提供サービスごとの担い手の受取り額

- たすけあい活動で提供するサービスについて、提供サービスごとの担い手の受取額の状況は、「内容にかかわらず定額」が最も多くなっている。
- サービス種類ごとの担い手の受取額(1団体あたりの平均)は、図表52のようになっている。

■図表52 提供サービスごとの担い手の受取り額

	1時間(1回)あたりの平均額		おおよその平均額	
	回答数	平均値	回答数	平均値
① 内容にかかわらず定額	201	1時間／ 714 円	46	平均 734 円
	30	1回／ 691 円	17	平均 675 円
② 日常生活のお手伝い(家事援助等)	109	1時間／ 728 円	27	平均 747 円
	19	1回／ 690 円	9	平均 1,192 円
③ 介護・介助	38	1時間／ 942 円	6	平均 853 円
	2	1回／ 0 円	1	平均 0 円
④ 給食・配食	23	1食／ 334 円	10	平均 574 円
⑤ 外出援助・移送	54	1回／ 678 円	23	平均 768 円
⑥ いきいきサロン・ミニデイ(たまり場) ・コミュニティカフェ	49	1回／ 625 円	11	平均 473 円
⑦ その他	41	1時間／ 720 円	8	平均 780 円
	16	1回／ 1,328 円	6	平均 261 円

課題等

22. 日常的に協力・連携関係がある団体

(調査票 問22)

○ 日常的に協力関係がある団体は、「社会福祉協議会」67.6%が最も多く、次いで「地方自治体」46.8%、「民生委員・児童委員(協議会)」43.5%、「自治会・町内会・女性会・青年会(連合会)」31.0%、「ボランティア・市民活動センター」29.3%、「NPO法人」26.0%が続いている。

■ 図表53 日常的に協力・連携関係がある団体(複数回答)



<図表53 日常的に協力・連携関係がある団体>

1.社会福祉協議会との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ 会員登録。
- ・ コピー機。書類の作成。
- ・ 会の運営サポート。
- ・ 保険加入。
- ・ 利用者紹介。
- ・ 研修。
- ・ 助成金申請窓口。
- ・ サロン等講師派遣依頼。
- ・ 資金援助。
- ・ 情報提供。
- ・ 助成金、補助金の交付。
- ・ 会場借用。
- ・ 相談助言。
- ・ 生活支援体制整備推進協議会等の会議に参加している。
- ・ 成年後見制度。
- ・ 立ち上げ協力者として、情報提供、打合せなどを一緒に行う。
- ・ 認知症サポーター養成講座。
- ・ ボランティア保険、行事ボランティア。
- ・ 移送サービス運転協力者講習会。
- ・ 運営に関する助言指導。
- ・ 運営委員会に社協職員が時々出席。
- ・ 開催日の広報、活動内容の広報等。
- ・ 各種補助金:助成金の申請や情報提供。
- ・ 協賛。
- ・ 研修企画の後援。
- ・ 社協職員が事務局を兼務している。
- ・ 情報交換。
- ・ 生活サポーター養成講座。
- ・ 生活困窮者に対する相談。
- ・ 生活支援コーディネーターと活動について検討。
- ・ 総合事業の多様なサービス提供で連携。
- ・ 地域の行事、委員会に参加。
- ・ 事務支援。
- ・ 利用料を取りまとめてもらう。
- ・ 立ち上げを支援してもらった。

課題等

【B 社協運営型】

- ・ 事務所が福祉センター内、事務員は社協職員。
- ・ 利用者登録の募集。
- ・ (親団体)権利擁護センター、地域福祉コーディネーター、福祉機器の貸出等の担当との情報交換。
- ・ 広報、家事援助等で困っている方の相談をつないでもらう。
- ・ 1市5社協で災害時相互応援協定を締結。訓練や会議等を連携して行っている。
- ・ ケアマネや他部署からの相談や訪問依頼。
- ・ ケースにより包括等と一緒に同行訪問。
- ・ サポーター養成講座の開催。
- ・ サロン団体連絡協議会事務局、サロン団体への助成。
- ・ 相談。研修。
- ・ ニーズとのマッチング、担い手の研修、事務局機能。
- ・ 事務全般は職員が行っている。
- ・ 地域住民の情報共有、周知活動。
- ・ 介護保険事業、ファミサポ、障がい者基幹相談支援センター、日常生活自立支援事業等に個別支援の相談・支援の連携。
- ・ 活動者と利用者の調整業務。
- ・ 協力員の支援。
- ・ 権利擁護センターや生活困窮者自立支援係との業務連携。
- ・ 社協が行っている他の事業(地区福祉委員会・ファミサポ・CSW等)との協働と分担。
- ・ コーディネーター業務を実施。

【C その他】

- ・ 赤い羽根募金。保険。
- ・ 講師派遣。
- ・ 会場利用。
- ・ 冊子作成。
- ・ セミナーや定例会の場所の提供。
- ・ 保険。
- ・ 援助依頼の情報交換など。
- ・ 会議、学習会・研修の案内。
- ・ 事務局機能。
- ・ 情報交換。
- ・ 生活支援体制整備事業、助成金、共同募金受配申請窓口、ボランティア保険加入窓口。

課題等

2. ボランティア・市民活動センターとの連携内容との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ 運営委員。
- ・ 加入登録。
- ・ 研修。
- ・ 情報共有。
- ・ 事務的指導。
- ・ 情報提供。
- ・ 会場を借りている。
- ・ 担い手募集。研修の紹介など。
- ・ ボランティア募集。
- ・ 印刷機の借用。
- ・ 各種ニュースの配信。会議室借用。イベント紹介。
- ・ 活動内容の周知・広報。
- ・ 交流会参加。
- ・ 社協職員が事務局を兼務。
- ・ 助成金募集情報。
- ・ 情報発信への協力。
- ・ 相談。

【B 社協運営型】

- ・ ボランティア希望の方に活動紹介。
- ・ サロン世話人及び協力員。
- ・ ボランティアに関する相談。
- ・ ボランティア活動保険加入。
- ・ 情報発信、紹介など。
- ・ 活動者と利用者の調整業務。
- ・ 災害ボランティア関係。
- ・ 事務局運営。
- ・ 周知活動。
- ・ 情報共有。
- ・ 生活支援体制整備事業に係る情報交換。
- ・ 担い手募集。
- ・ 担い手養成。

【C その他】

- ・ 冊子作成。
- ・ 会場借用。

3.NPO法人との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ イベント等に参加。
- ・ 交流。
- ・ 障害者支援施設へのサポート。
- ・ 情報交換。
- ・ 他団体との交流。
- ・ 地域ケア会議のメンバー。
- ・ フォーラムの開催、勉強会の開催。
- ・ 他の仲間と組織づくり。
- ・ 移送サービス運転協力者講習会。
- ・ 講師派遣。
- ・ 勉強会。
- ・ 広報誌の配布。
- ・ 生活支援体制整備事業。
- ・ 知的障害作業所バザーで共同。

【B 社協運営型】

- ・ サービスを補完。
- ・ 情報提供。
- ・ 講座の講師。
- ・ 情報交換。
- ・ 生活支援体制整備事業に係る情報交換/個別活動依頼。
- ・ 提供会員講習会講師派遣等。
- ・ 対応できない支援依頼があった場合の仲介。
- ・ 利用者への情報提供。
- ・ 有償福祉サービス団体連絡協議会。

【C その他】

- ・ PR活動。
- ・ ワーカーズコレクティブ連合会。家事介護。居宅介護訪問会議。
- ・ 生活支援体制整備事業。
- ・ 会場利用。
- ・ 団体と行政への提案等。
- ・ 冊子作成。
- ・ リーフレット配付。

4.地方自治体との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ 1層SCへのアドバイザー派遣。
- ・ 会員協力。
- ・ 日常的な活動の連携。
- ・ 活動拠点を利用。
- ・ 高齢者の把握。
- ・ 事業委託。
- ・ 情報共有。
- ・ 補助金。助成金。
- ・ 生活支援協議体会議への参加。
- ・ 委員会参加。
- ・ 運営費補助。
- ・ 介護予防事業への協力。
- ・ 交流会の開催。
- ・ 指定管理。
- ・ 日常生活支援総合事業受託。
- ・ 広報誌の配布等。
- ・ 総合事業について意見交換・要望書提出。
- ・ 配食サービス、介護保険。
- ・ 保健師による健康相談等。
- ・ 利用者、利用状況の共有・相談。

【B 社協運営型】

- ・ サービス利用者等の情報提供。
- ・ サポーター養成講座の開催。
- ・ 地域包括支援センターと情報交換。
- ・ ふれあい食事・見守り・子育て支援・ふれあいサロン。
- ・ 補助金。
- ・ リーフレットによる周知。
- ・ 災害ボランティア関係。
- ・ 委託・補助・助成金。
- ・ 市民向け広報。
- ・ 運営委員会メンバー。
- ・ 講師派遣。
- ・ 個別支援の相談、支援連携。
- ・ 財政的支援。
- ・ 病院移送サービスとの協力。
- ・ 利用会員や協力会員の募集。
- ・ 情報共有。
- ・ 地域包括支援センターとの連携。
- ・ 地域包括支援センターを受託。
- ・ 包括支援センターと連携。
- ・ 利用者情報の共有、支援内容の相談。

課題等

【C その他】

- ・ 議員との意見交換会に出席する。
- ・ 講習会等の共催。
- ・ 利用会員などの情報提供。
- ・ 講師派遣。
- ・ 市役所内に事務局がある。
- ・ 施設利用。
- ・ 自治体職員が兼務している。
- ・ 相談、講習会の講師派遣等。
- ・ 保健師。
- ・ 予算要望提出。

5.民生委員・児童委員(協議会)との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ イベントの時に手伝ってもらう。
- ・ 活動の助成。
- ・ 活動へ参加。
- ・ 交流会。
- ・ こどもカフェ。
- ・ コミュニティ活動での連携。
- ・ 情報交換。
- ・ 相談等。
- ・ 地域見守り事業。支え合い活動の連携。
- ・ チラシの配布、情報提供の協力。
- ・ デイの運営推進会議に出席してもらう。
- ・ 生活支援協議体会議への参加。
- ・ 担い手。困っている方の連絡。
- ・ ひとり暮らしの高齢者等との見守り共助。
- ・ 利用会員の紹介。
- ・ 介護保険サービス以外の支援の紹介。
- ・ 活動内容の周知・利用者、利用状況の共有・相談。
- ・ 登録者訪問調査同行。
- ・ 研修講師派遣、課題解決への協力。
- ・ 困りごと等情報共有。
- ・ 情報交換。
- ・ 広報誌の配布等。
- ・ 評議員として、団体の構成員に就任。

課題等

【B 社協運営型】

- ・ 見守りの依頼や情報共有している。
- ・ ケース相談(同行訪問)。
- ・ サービス利用者等の情報提供。
- ・ 支援協力・定例会議への参加。
- ・ ニーズ把握。
- ・ ふれあい食事・見守り・子育て支援・ふれあいサロン。
- ・ 会員紹介、活動紹介。
- ・ 活動の周知。
- ・ 見守り、情報交換等社協事業の協力。
- ・ 個別ケースにおける連携。
- ・ 情報共有・交換・提供、会議等。
- ・ 声掛け。
- ・ 相談、状況共有他。
- ・ 担い手募集の広報。
- ・ 地域の困りごと相談支援。
- ・ 定例会への出席、事業の協力。
- ・ 配食サービスやサロンの担い手。

【C その他】

- ・ 協力会員への協力依頼。
- ・ 見守り活動で訪問していて情報の共有。
- ・ 利用者情報の共有。
- ・ 会員募集、事業説明。
- ・ 活動の担い手として協力依頼。
- ・ 研修に参加。
- ・ 支援の相談や情報提供。
- ・ 情報交換。
- ・ 地域推進運営協議会。

6.自治会・町内会・女性会・青年会(連合会)との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・「担い手」の推薦依頼。
- ・アドバイザーになっている。
- ・イベントの共催等。
- ・活動助成。
- ・共催ネットワーク会議。
- ・コミュニティ活動での連携。
- ・情報交換。
- ・ニーズの窓口。
- ・生活支援協議体会議への参加。
- ・担い手。
- ・場所提供。
- ・まちづくり。
- ・活動参加、福祉・防災会構成団体。
- ・行事に協力。
- ・広報。
- ・事業支援・助成金。
- ・事業の立ち上げ支援。
- ・書面の回覧・配付を依頼。
- ・補助金交付。

【B 社協運営型】

- ・支援の調整。
- ・サロンで町内会館を使用。
- ・情報誌の配布。
- ・サロン等立ち上げ。
- ・支援協力・定例会議への参加。
- ・ニーズ把握。
- ・会員紹介、活動紹介。
- ・会費徴収、バザー提供品収集。
- ・個別支援の相談、支援連携。
- ・事業周知。
- ・情報共有。
- ・担い手募集等の広報活動。
- ・地域ニーズの発掘。
- ・地域の情報提供とつなぎ役・担い手のお願い。
- ・地区社協活動。
- ・配食サービスやその他の事業に協力。
- ・利用者の情報把握。

【C その他】

- ・地域福祉活動の推進で連携。
- ・ニュース配布。
- ・地域ネットワーク会議。

7.老人クラブとの具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ サロンの開催。
- ・ 地域見守り事業。支え合い活動の連携。
- ・ 生活支援協議体会議への参加。
- ・ 場所の提供。
- ・ 活動と一緒に実施。
- ・ 情報共有。
- ・ 研修やイベントの連携。
- ・ 広報。
- ・ 講師派遣等。
- ・ 助け合いの担い手。
- ・ 情報交換。

【B 社協運営型】

- ・ 事業支援・連携。
- ・ ニーズ把握。
- ・ ふれあい食事・見守り・子育て支援・ふれあいサロン。
- ・ 事業紹介、広報。
- ・ 事務局。
- ・ 情報共有・交換・提供、会議等。
- ・ 担い手の紹介。
- ・ 養成講座案内通知。
- ・ 団体事務。

【C その他】

- ・ サロンに誘う。
- ・ 地域福祉活動の推進で連携。
- ・ 情報提供。

8.公民館との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ 会議、イベントの練習、準備。
- ・ サポート機関、情報共有、PR、募集。
- ・ 施設利用の便宜。
- ・ 生活支援協議体会議への参加。
- ・ 会議、研修会の会場利用。
- ・ 活動場所の借用。
- ・ 電話受付。
- ・ 会員になってもらっている。
- ・ 地域活動での連携。

課題等

【B 社協運営型】

- ・チラシ配置。
- ・ふれあい食事・見守り・子育て支援・ふれあいサロン。
- ・ポスター掲示・チラシ設置・講習会会場。
- ・広報物の配架。
- ・事業紹介、広報。
- ・集いの場。
- ・担い手募集等の広報活動。

【C その他】

- ・会議の場所を借りる。
- ・地域福祉活動の推進で連携。
- ・チラシの配布。
- ・チラシ配置。
- ・リーフレット配付。

9.ボランティア団体(法人格をもたない)との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・事業の連携。連絡調整。
- ・デイサービスや居場所事業で音楽や体操などレク支援を受けている。
- ・生活支援協議体会議への参加。
- ・プログラムへの協力。
- ・交流。
- ・活動受け入れ。
- ・大会等補助。
- ・活動拠点の提供。
- ・共同で事業を行っている。
- ・助け合いの担い手。
- ・情報交換等。
- ・地域活動での連携。

【B 社協運営型】

- ・コーディネーターから協力会員の協力依頼。
- ・事業支援・連携。
- ・ボランティア情報の提供。
- ・研修や交流会時の講師派遣。
- ・事業実施協力、活動推進会議。
- ・担い手の紹介。
- ・担い手の募集・周知。
- ・養成講座案内。
- ・地域における課題の迅速な把握と、支援者と被支援者をつなぐ体制づくり。
- ・地域福祉活動における協力。

課題等

【C その他】

- ・ 冊子作成。
- ・ 地域福祉活動の推進で連携。
- ・ 利用者とボランティアをつなぐ。
- ・ 情報交換。
- ・ 担い手募集。

10.ボランティア連絡会との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ 会員として参加。
- ・ プログラムへの協力。
- ・ 交流。
- ・ 活動情報共有。
- ・ 活動内容の周知・広報。
- ・ ボランティア活動の保険加入。
- ・ 情報交換。

【B 社協運営型】

- ・ 事業支援・連携。
- ・ 事務局を担っている。
- ・ 研修やボランティアの参加者募集。
- ・ 事業紹介、実施協力、活動支援。
- ・ 情報共有。
- ・ 相談、状況共有。
- ・ 担い手の募集・周知。
- ・ 担い手養成。
- ・ 地域の困りごと相談支援。
- ・ 地域の情報提供とつなぎ役・担い手のお願い。

【C その他】

- ・ 地域福祉活動の推進で連携。
- ・ 情報交換など。
- ・ 担い手募集。

11.生活協同組合との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ キッチンカー健康教室、研修会。
- ・ フードバンク。
- ・ たすけあい活動推進。
- ・ デイサービスや居場所事業で班会などレク支援。
- ・ ホームページへの掲載。事務所の提供(有料)。
- ・ 運営支援。
- ・ 共同で事業を行っている。
- ・ 合同会議・勉強会。
- ・ 施設の提供。
- ・ 事務局体制と経費の負担。
- ・ 情報提供と共有・講師派遣。
- ・ 食材等仕入、子ども食堂ネットワーク。
- ・ 定期健康診断等。

【B 社協運営型】

- ・ 情報共有体制・組織的なネットワーク。
- ・ サービスを補完しあう。
- ・ 情報交換。
- ・ 見守り協力。
- ・ 個別支援の相談、支援連携。
- ・ 情報共有。
- ・ 食糧提供。
- ・ 生活支援体制整備事業に係る情報交換。

【C その他】

- ・ 冊子作成。
- ・ チラシを配布。
- ・ 一緒に活動。
- ・ 生協から発生した団体が連携して地域活動をしている。
- ・ メンバー募集。
- ・ 会議、学習会・研修企画。
- ・ 業務連携。
- ・ 事務局機能と活動費支援。

課題等

12.農業協同組合との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ 会員募集、活動の計画・案内等。
- ・ 事務局。

【B 社協運営型】

- ・ 事業支援・連携。
- ・ フードバンク。
- ・ 事業協力。
- ・ 事業紹介、実施協力、活動支援。

【C その他】

- ・ 共同募金を通じて連携。

13.企業との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ 就労支援の協力。
- ・ 情報提供・共有。
- ・ 常設居場所を開設。
- ・ デジタルネットワーク構築の指導。
- ・ フードバンク。
- ・ 安否確認等で協力してもらう。
- ・ 施設提供。
- ・ 寄付。
- ・ 居住支援等で協力。
- ・ 協賛広告。

【B 社協運営型】

- ・ ウェルシアのコミュニティスペースにて会員の交流会を開催。共催でイベントを開催予定。
- ・ フードバンク。
- ・ 企業ボランティアネットワーク。
- ・ 寄付。
- ・ 協力会員(団体登録)。
- ・ 研修会講師派遣。
- ・ 見守り、声かけ、食料提供等。
- ・ 社会貢献相談、活動調整、社協事業協力。
- ・ 担い手の募集。
- ・ 配食サービス。
- ・ 利用会員の募集。

【C その他】

- ・ 共同募金を通じて連携。
- ・ ボランティア活動。
- ・ 認知症サポーター養成講座の開催。

課題等

14.労働組合との具体的な関わり方(連携内容)

【C その他】

- ・ 共同募金を通じて連携。

15.商工会議所との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ 寄付、バザー提供。
- ・ 研修会参加。
- ・ 助成金等による支援。
- ・ 情報提供。
- ・ 総務関係の後方支援。

【B 社協運営型】

- ・ フードバンク。
- ・ 建築部所属の会員が登録。
- ・ 事業協同実施、広報。

【C その他】

- ・ 共同募金を通じて連携。
- ・ 情報交換、イベント参加。

16.青年会議所との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ 助成金等の支援。

【B 社協運営型】

- ・ 各種事業で連携。
- ・ 講座への参加、防災教育・災害時の協力。
- ・ 災害支援での協働。
- ・ 事業紹介、広報、実施協力。

【C その他】

- ・ 主に災害時に連携。

17.小・中学校との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ イベントのチラシ配布。
- ・ 交流。
- ・ こどもカフェ。
- ・ 情報共有。
- ・ 地域ケア会議。
- ・ 子育て・高齢者とのふれあい体験。
- ・ 視覚障害者福祉実践教室協力。
- ・ 青少年等ボランティア福祉体験学習開催。
- ・ 放課後児童クラブとの交流。

課題等

【B 社協運営型】

- ・ サロンで中学生との交流。
- ・ ボランティアスクール。
- ・ 子どもの送迎援助活動。
- ・ 事業協力。
- ・ 送迎活動に関する協力。

【C その他】

- ・ たよりの配布。
- ・ ボランティア受け入れ。
- ・ 認知症サポーター養成講座の開催。

18.高等学校との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ 認知症の人が住みやすい地域づくり。
- ・ 視覚障害者福祉実践教室協力。
- ・ 認知症サポーター養成講座。
- ・ 放課後デイサービスとの連携。

【B 社協運営型】

- ・ コミュニティ食堂。
- ・ ボランティアスクール。
- ・ ボランティア活動の推進。
- ・ 夏のボランティア体験プログラムへの参加。
- ・ 事業協力。

19.大学・専門学校との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ 代表理事が大学の非常勤講師。
- ・ 情報提供と共有・講師派遣。
- ・ ボランティア受け入れ。
- ・ テーマの提供。アイデアの享受。
- ・ デイサービスへのボランティアの派遣依頼。

【B 社協運営型】

- ・ 利用登録の募集。
- ・ ボランティア募集。
- ・ 周知活動。
- ・ 事業広報。
- ・ 事業協力。
- ・ 各種事業で連携。

【C その他】

- ・ 研修生受け入れ。

課題等

20.警察との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・生活安全課(詐欺予防啓発)。
- ・防犯指導。
- ・ひとり暮らしの防犯や安全の相談。
- ・研修講師派遣。
- ・駐車許可申請。
- ・交通安全教室等。
- ・情報交換。
- ・訪問時応答無い時通報。

【B 社協運営型】

- ・外出支援事業。
- ・講話～交通安全、特殊詐欺などについて。
- ・困難ケース等利用者の情報共有を行っている。
- ・事業協力。
- ・認知症の方への見守りの依頼や地域での問題のある方へのパトロール依頼。
- ・研修等講師協力。

【C その他】

- ・犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進に関する協定を締結。

21.他の助け合い活動団体(移動・食支援など)との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・「食を通じた居場所の情報交換会」を主催。
- ・情報共有。
- ・広報誌の配布等。
- ・立ち上げ支援・運営相談。

【B 社協運営型】

- ・キッチンカーによるカフェ、果物、惣菜等の販売。
- ・サービス依頼内容に応じて役割分担。
- ・連絡会の開催、参加。
- ・外出支援サービス普及検討会。
- ・事業協力。
- ・情報交換。
- ・地区サロンの開催。
- ・配食サービスの担当者に留守時や体調不良時の情報共有。

【C その他】

- ・移動サービス、アクセス。
- ・情報共有。
- ・連絡協議会の開催。

22.社会福祉法人との具体的な関わり方(連携内容)**【A 住民互助型】**

- ・ 利用会員の紹介。
- ・ ケアマネとの連携。
- ・ 小規模多機能事業所との連携。
- ・ 介護保険事業での協力。
- ・ 講師派遣、イベントへの協力。
- ・ 施設職員による健康体操等。
- ・ 車両提供。
- ・ 情報共有。
- ・ 居住支援。
- ・ 認知症サポートボランティアスタッフレベルアップ育成研修会後の実践研修会を主催。

【B 社協運営型】

- ・ 利用者情報の共有。
- ・ ケアマネ、ヘルパー事業所。
- ・ ボランティアの受け入れ。
- ・ ワークキャンプの受け入れ。
- ・ 事業広報、協力。
- ・ 社会福祉体験学習やボランティア受け入れ。
- ・ 情報共有。
- ・ 食糧提供等。
- ・ 生活支援サービスの連携。
- ・ 地域における公益的な取組(こども食堂 他)。
- ・ 地域包括支援センターからのサービス紹介。
- ・ 地域包括支援センターからの相談対応。
- ・ 買い物ツアー時の車の提供。

【C その他】

- ・ 包括支援センターと連携。
- ・ イベント開催、学習会・研修案内。
- ・ 情報共有。

●地域包括支援センターとの具体的な関わり方(連携内容)**【A 住民互助型】**

- ・ 情報共有。
- ・ 研修、セミナー、カンファレンスへの講師派遣。
- ・ 安否確認や今後の支援のための連携。
- ・ 介護保険サービス以外の支援の紹介。
- ・ 情報共有、PR、募集。
- ・ 居住支援。
- ・ 活動における助言。
- ・ ケース検討。
- ・ 利用者の紹介。
- ・ 地域ケア会議。

課題等

【B 社協運営型】

- ・ 家事や通院付き添いの依頼。
- ・ 会員紹介。
- ・ 要援護者への支援。
- ・ ケース相談。
- ・ 情報交換。
- ・ ケア会議への参加。
- ・ 利用の相談。
- ・ 利用希望者の紹介。
- ・ 利用状況の共有。

【C その他】

- ・ 地域の中で困っておられる方への派遣依頼。
- ・ 情報提供。

●居宅介護支援事業所との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ ケース検討。
- ・ 利用者の紹介、依頼。
- ・ 介護保険サービス以外の支援の紹介。

【B 社協運営型】

- ・ 介護保険対象外の世帯への家事や通院付き添いの依頼。
- ・ 利用会員の紹介。
- ・ ケア会議への参加。
- ・ 会員紹介。
- ・ 通院付き添い、病院内援助サービスの連携。
- ・ 利用の相談、情報提供。

【C その他】

- ・ 利用者の連絡調整。

●シルバー人材センターとの具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ 一部委託、清掃等。

【B 社協運営型】

- ・ 情報交換。
- ・ 生活支援サービスの連携。
- ・ 担い手不足のフォロー。
- ・ 対象外にしている家事援助サービスの提供。
- ・ 情報提供。
- ・ 利用相談。

課題等

●ケアマネージャーとの具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ 情報共有。
- ・ 募集。
- ・ チラシ配布。

【B 社協運営型】

- ・ 情報共有。

【C その他】

- ・ 地域の中で困っておられる方への派遣依頼。
- ・ 定期的情報交換。

●医療機関との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ 助成金。
- ・ 講師派遣依頼。
- ・ 健康診断の実施。
- ・ 研修会の講師。

【B 社協運営型】

- ・ 通院付き添いなど病院内援助サービスの連携。

●保育園・幼稚園・児童館・学童クラブとの具体的な関わり方(連携内容)

【B 社協運営型】

- ・ ポスター掲示・チラシ設置。
- ・ 活動に関する協力。
- ・ 子どもの送迎援助活動。
- ・ 事業実施協力。
- ・ 情報共有。

【C その他】

- ・ 事業周知や講師依頼。

●消防署との具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ 救命講習会依頼。

【B 社協運営型】

- ・ 救命講習。
- ・ 研修講師派遣協力。

課題等

●ワーカーズコレクティブとの具体的な関わり方(連携内容)

【A 住民互助型】

- ・ 情報取得。

【C その他】

- ・ 連携。

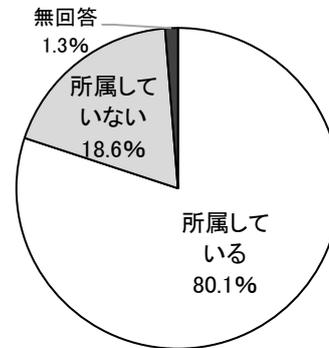
23. 団体間の連絡会等への所属の状況

(調査票 問23)

○ 都道府県や市町村等、一定のエリア内で連絡会等に「所属している」と回答したところは80.1%となっている。

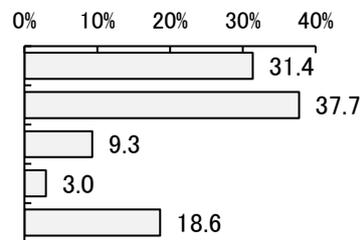
■ 図表54 団体間の連絡会等への所属の状況(単数回答)

	回答数	%
1 所属している	189	80.1
2 所属していない	44	18.6
無回答	3	1.3
全体 (n)	236	100.0



■ 図表55 連絡会等が対象とする地域(単数回答)

	回答数	%
1 都道府県	74	31.4
2 市町村	89	37.7
3 地区	22	9.3
4 その他	7	3.0
無回答	44	18.6
全体 (n)	236	100.0



■ 図表56 エリア別の団体間の連絡会等への所属の状況【経年比較】

		合計	所属している	所属していない	無回答	
令和2年調査	全体 (n)	回答数	236	189	44	3
		%	100.0	80.1	18.6	1.3
	1 都道府県	回答数	74	72	2	0
		%	100.0	97.3	2.7	0.0
	2 市町村	回答数	89	86	3	0
		%	100.0	96.6	3.4	0.0
	3 地区	回答数	22	20	2	0
		%	100.0	90.9	9.1	0.0
	4 その他	回答数	7	7	0	0
		%	100.0	100.0	0.0	0.0
平成30年調査	全体 (n)	回答数	250	232	9	9
		%	100.0	92.8	3.6	3.6
	1 都道府県	回答数	110	103	4	3
		%	100.0	93.6	3.6	2.7
	2 市町村	回答数	75	69	2	4
		%	100.0	92.0	2.7	5.3
	3 地区	回答数	15	13	1	1
		%	100.0	86.7	6.7	6.7
	4 その他	回答数	17	16	1	0
		%	100.0	94.1	5.9	0.0

※所在地の無回答があるため、都道府県+市町村+地区+その他の合計は、全体と一致しない。

24. 公的制度についての考え

(調査票 問24)

(1) 介護保険等、高齢者施策

A 住民互助型

- ・生活支援訪問型サービスがスタートしてから、様々な場面で処理等煩雑になってきております。利用者や携わる一人ひとりがわかりやすい制度であればと思います。
- ・市全域で同様の住民主体の生活支援組織ができるよう、市と協力して推進している。市が介護保険からサービスBにかかわる補助金を制度化してくれたが、赤字決算でないと適用されないものになっていて实际的でない。
- ・要支援をなくしてほしい。介護の個人負担額を増やしてほしい。
- ・見知らぬ施設のショートステイを使い、認知症が進んで要介護度が上がる例は多い。地域住民の身近な受け入れを行っている、地域密着型のデイサービスにショートステイ機能を持たせるのはどうか。小規模をつぶす方向ではなく、地域密着型を活かす施策を考えてもらいたい。
- ・2000年に介護保険制度が始まり在宅介護のプロとして高齢者の介護の一端を担ってきましたが、20年を経過、当初最大の課題であった脳血管症による後遺症が医療、リハビリの発展によりADL機能が飛躍的に向上、介護保険改正と共に在宅での各居宅介護サービスへの役割が明確になってきました。2025年を迎えるにあたり、あくまでも日常の生活は地域での支え合いを軸とし、介護保険サービスに日常生活まで依存が出来るような誤解を生まないように、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン、サービスの類型での但し書き* 地域の実情に合わせて行う…は2015年施行から7年となり自治体の裁量は形となり着地点を迎えることになっているが、まだうねりが見えてこないのが気がかりです。
- ・3年に1度の介護報酬の見直しでは単価の上昇分が少なく、一方では担い手の最低賃金は上昇しているため、担い手の確保がますます困難となり、今後も継続して活動できるか危惧している。各種加算は増加しているが基本単価の増加をお願いしたい。
- ・介護職員、生活支援の人材確保が課題。
- ・介護保険制度の改正するたびに保険制度から切り離される項目が増えている(通院介護が前回の改正で適用外となった)。高齢化社会の進捗に合わせて将来展望を確立すべきと思う。
- ・介護保険制度の利用枠がどんどん狭められている。必要な人に介護が提供されない状況がすすみ、その受け皿として「たすけあい活動」に依頼を求められることが増えてきた。私たちは当初公的制度の隙間を埋める活動として発足したので、公的サービスの後退を補完する役割を担うことに、矛盾を感じながらまた悩みながら日々活動している。
- ・家族が同居する家庭の実態に沿った評価が望まれる。
- ・ケアマネジャーの質が問われる。本当に必要な介護が行き届いているのか、逆にできることまで依存する流れができていないか疑問。
- ・高齢者にとって食は大切。どんな地域に居ても食の保障は必要。
- ・高齢者の方々が活用できる公的制度について知らなさすぎる。60才代を対象とした研修会を開催すべきだと思います。
- ・これからも「認知症」を患う方が増加する中、自治体自身が、どう対応していくのか。国の施策に追従するだけでなく、自らの考え方や、自治体自身がどのような理想を持って臨むのかをはっきり示していくことができる自治体に育っていくことを期待する。
- ・障がい者がサービス提供中65才以上になった場合、高齢の障がい者を受け入れる老人施設がなかなか把握できない。
- ・新・総合事業での『訪問型サービスB』の対象者に現行の『要支援者等』に加え『助け合いによる生活支援を希望する全ての要介護者』を対象者とする、早急な実施を厚生労働省へ『全社協挙げての緊急提言』をお願いします(厚生労働省が令和2年10月22日付通達で施行を突然延期した通達です。さわやか福祉財団も『緊急提言』を令和2年11月2日にされています)。
- ・制度と制度外を利用する方のストレスや愚痴等を受け取る役割を実感している。時間内に限られたケアには、限界があり独居、高齢、障害のある利用者に家族の様に接するケアで、その人らしい精神状態が保たれていると感謝されている。そこにインフォーマルの存在意義がある。

課題等

- ・ 通所介護の施設が増えているせいか、訪問介護のヘルパーが減っている。今後、訪問介護は継続していけるのか。
- ・ 夫婦が高齢になって生活していくうえで、助けを必要としているのに「夫婦二人暮らしだから」「家族と同居しているから」という理由で、ヘルパーが利用できないのはおかしい。
- ・ ルールがどんどん厳格化し、事務量が増えている。事務で疲弊しそう。
- ・ 安心して老いることが出来ない制度になってきた。
- ・ 運営が厳しい。要支援等の利用が他の事業者からまわってくる状況があり、引き受けざるを得ない。介護保険に対する意見や、進言をする時間がない。日々の活動に追われている。生活・家事援助をとても軽く感じているように思う。掃除は掃除ロボット、食事はコンビニでと思っている。要支援者など症状の軽い方々の日常の支援を軽く見ると、体が動かなくなっていく速度が上がると感じている。
- ・ 介護認定が正当に出ていると思えない事例がある。ゴミの個別収集はあるが、決まった場所に指定した時間に出せないで困っている利用者さんがいる。
- ・ 介護認定者に同居家族がいる場合でも、世帯状況次第では支援が必要と想定されるサービスが受けられるなどの選択肢があるとよいのではないかと思います。
- ・ 介護保険総合事業の多様なサービス提供者について、行政が積極的ではない。
- ・ 介護保険料、後期高齢者医療保険料が上昇する一方、若者の負担も大きい。在宅介護者の介護料を評価し、施設を増やさない。
- ・ 介護予防総合支援事業のB型に移行を考えている。
- ・ 公的サービスでは年々自由度が狭まっていくような感じがするので、公的サービス以外の活動で行政、他団体とも協力し、地域作りを促進していかなければならないと感じる。
- ・ 公的制度ではリハビリや訪問看護等の医療職を重要視し、訪問ヘルパーは排泄介助などの身体介護を行っていても軽く見られており、社会的評価が低いと感じる。生活全般を見て、無駄なくその人らしい暮らしを維持していくための生活援助の能力を発揮する訪問ヘルパーがいてこそ在宅での生活が維持できる。もっと評価されるべき。評価が低いままでは担い手不足がもっと加速し、在宅介護は立ち行かなくなると思う。
- ・ 高齢者がふえていくなかで、財源が逼迫している。
- ・ 委託事業が少なくなった。
- ・ 山間部地域に合わせた介護支援時間枠を考えて欲しい(移動等に時間がかかる等)。
- ・ 要支援者をすべて「公的制度」で行うことは難しく、住民ボランティアの重要性が増すことは理解できるが、「無償」のボランティアだけでは、支援活動には限界がある。有償ボランティア制度を確立する必要がある。
- ・ 住民主体で取り組んでいる介護予防・生活支援サービス事業は、地域実態把握が不十分であり改善すべきである。
- ・ 住民主体型訪問サービスの利用者が急増しており、今後在宅における生活支援の必要性は高くなると感じている。しかし、介護度が高くなってもプラン変更がなされないため、住民主体型訪問サービスでは対応しきれないケースも少なくない。そこで、令和3年度には訪問介護事業所を開所し、専門職によるサービスと住民主体の助け合いの連携の拠点として活動を拡大していく。
- ・ 生活支援体制整備事業に積極的に関わっていくことを検討している。
- ・ 地域包括支援センターは高齢者が住み慣れた地域で尊厳を守られながら生活を継続できるよう、様々なサービスと連携しあるいはサービスを生み出す事を住民に託しているが、住民が主体となり推進していく上では、運営資金が課題となる。特に居場所の開設継続に苦慮している。介護予防につながる居場所づくりの運営にもっと資金を投入すべきと考えます。
- ・ 高齢者の在宅支援を中心に活動しています。介護保険を利用せずとも住み慣れた自宅で暮らしていけるように様々な事が検討できたらと考えています。
- ・ 同居家族へのサービスが提供出来ないが、線引きが難しい。
- ・ 福祉有償運送制度の登録手続きが複雑で、団体にとって負担になっている。また、許可までの時間がかかりスムーズな活動ができていない。
- ・ 自助・互助ばかりが優先されており、近隣との繋がりが弱くなっている状態では、理想ばかりが先行していて、高齢者に寄り添った政策となっていないのではないかと懸念している。

課題等

B 社協運営型

- ・家事支援に関する報酬単価が引き下げられたことに伴い、介護支援専門員から住民参加型福祉サービスの照会が増えてきている。
- ・介護保険制度の居宅介護で対応しきれない範囲(利用者の居室以外の掃除など)をたすけあい活動で補っている部分があるが、それでも対応できない部分がある。日常生活上で移動が難しい人を支援するための手段が課題となっている。
- ・特に通院時の院内介助は介護保険のヘルパーでは対応できないが、高齢者にとって需要が高い。今後も高齢化が進むにつれ、利用範囲の拡大が求められている。
- ・公的サービスについて。知らないから利用しないという方が多い。ITの利用できない、日常の繋がりが少なく孤立しがちな人をどのようにしていくかが課題。
- ・介護施設や在宅介護など介護全般のスタッフ不足で、利用者が望む介護サービスの提供が困難。医療分野と介護分野の線引きが難しい。
- ・介護保険サービスで対応できない困りごと(ペット関係・大掃除・ゴミ屋敷等)の相談に対して、行政から住民参加型在宅福祉サービス団体やボランティア団体への連帯や支援を充実させて欲しい。
- ・介護保険サービスの利用者負担が3割負担の方で、在宅福祉サービスの利用料と比較し「安いから」という理由で当サービスを選択される場合がある。公的サービスと同様の内容を求められると、担い手の負担も大きい。サービスの主旨を理解していただけない場合がある。
- ・介護保険サービスは、利用者、家族が事業所を選択できる等の利点があるが、用の制限や制約もある。そのため、ボランティア等のインフォーマルサービスで個々のニーズに合った支援ができるように代替サービスが必要と感じている。
- ・介護保険での申請をされていますが、訪問介護事業所も減りヘルパーも不足しており、ボランティア依頼の相談が増えている状況。無理難題も多いです。
- ・介護保険改正により、認定や使い方が厳しくなっており、その受け皿としてサービスへの需要が増えているが、住民参加型在宅福祉サービスだけでは対応は不十分である。市では、より多様化している地域住民のニーズに対応できる地域住民による助け合い活動が立ち上がっているところである。公的サービス、インフォーマルサービスも含めた重層的な支援が提供できるよう、団体間の連絡をとっていききたい。
- ・介護保険制度では同居家族がいる場合、生活援助(共有スペースの掃除、家族分も含めての調理等)の対象から外れるため、ニーズは高い。しかし、いわゆる「家事代行」または「自費ヘルパー」との線引きが難しいと考えられるケースもある。本人や家族から、このサービスはあくまで「有償ボランティア」の人がしていると理解してもらうことが、サービス継続に必要な点だと考えられる。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業はもう少し地域ごとの実情に合う弾力的な運用が可能となることが望ましい。訪問介護の人手不足を解消するための取り組みを進める。高齢者が要介護状態とならないよう自立した生活を送っていただくための取り組みを進めることが必要である。
- ・健康な家族と同居していると生活支援サービスの利用制限がある。生活実態を踏まえた自立生活支援が必要ではないか。
- ・総合事業の枠組みの中で活動しており、対象者が要支援者に限られる。要介護でも比較的軽度の方からの利用ニーズが多くあるが、対応できない。
- ・公的サービスの時間数不足や対象外の内容について、住民たすけあい活動の生活支援で補うケースがある。公的サービスとたすけあい活動の役割分担やすみわけが必要。
- ・公的制度は一定程度の共通する課題に対し、最低限の生活を支えるものである。より生活に密着した課題は様々あり、ほとんどが公的制度では対応できないものである。そこにインフォーマルサービス対応している現状であるが、対応が困難な課題があることに目を向けてほしい。
- ・行政や介護保険上の介護予防事業との連携。
- ・高齢社会が進む中、行政から委託を受け「生活支援体制整備事業」を実施している。今後は、今以上に住民同士の助け合いの力が必要であると考えている。
- ・住民参加型在宅福祉サービスは介護保険で対応できないちょっとした困りごとにも対応しているが、あくまでボランティアである。制度でできないことはやってくれるものと理解され依頼されるケアマネジャーの方もいるため、有償ボランティア活動の趣旨理解が必要になっていると思う。

課題等

- ・地域たすけあい事業について、市の基金を取り崩し補助金として実施しているが、この先5・6年で枯渇してしまうため、令和3年度から介護保険の財源として総合事業を利用する展開を検討していく。
- ・当団体では、通院時の付き添いの活動が非常に多いが、本来であれば介護保険サービスの範囲内で行うのが自然ではないかと考えている。
- ・当町では、地域特性もあってか…訪問型サービスBは立ちあげられなかった。訪問介護事業所も少ないことから、訪問系のサービスは調整が難しいことがある。一方で人口の割に通所介護事業所は多い。潰し合わないよう特色を生かした棲み分けができると良い。
- ・同居家族がいるためヘルパーの利用ができない世帯から申込が多いことから、そういった世帯からのニーズは高いと思われます。
- ・日頃より行政、居宅事業者等と連携しているが、公的サービスと当事業との使い分けについて、さらに周知していく必要がある。
- ・訪問型サービスBの事業所としてサービス提供しているが、利用者、事業所が増えず、将来的に事業を継続していくことが困難ではないかと考えている。
- ・本来介護保険制度のヘルパーで対応されるべき部分が住民参加型在宅福祉サービス事業に流れてきているため、サービス内容の充実を望む。
- ・利用者、サービス提供者とも、自立支援の考え方が広まっていない。

C その他

- ・65才で障害から介護へ変わる時の変更点について、制度の違いによる利用者の混乱がある。
- ・介護職の担い手が不足している。基本報酬が少ない。コロナ禍でリスクが高くなっている。ヘルパー不足になっていることをどう考えているのか。
- ・高齢化が進み、どんどん使いにくいようになってきていると感じます。本当に困っている人に届くような施策を望みます。
- ・在宅の介護支援が必要な方に向けて、市はボランティア団体との連携の形を作っていくべきと思う。
- ・総合事業の割合が多く、収入に繋がりにくい。定額料金のため、キャンセルされた場合、代替日の欲求が多く、やりくりできない。
- ・ひとり暮らしの高齢者には「話し相手になってもらいたい」「一緒にお茶を飲んでもらいたい」という要望がかなりあるが、介護保険では対応していない。
- ・介護保険では軽度者の利用制限や自己負担が増える傾向にあり必要な人が使いづらくなってきている。
- ・高齢者の移送についてのニーズが高い。福祉有償運送の制度の改善が必要(事務手続きの煩雑さ、制度上の縛りの撤廃など)総合事業Dとして整備を。

課題等

(2) 障害者総合支援法等、障害者施策

A 住民互助型

- ・ 40歳代の障がいをお持ちの方が認知症になった場合、介護保険優先になると、使えるサービスや自己負担額に影響が出るのではないかと心配で、正しい診断が受けづらいと思われる。
- ・ 65歳で障害者から介護保険に切り替わった利用者は、障害者で利用できたサービスが利用できなくなったり、利用料が発生するため、困る利用者がある。
- ・ 65歳になると介護保険に移行しサービスを継続 利用料が発生することを納得出来ない方もいる。
- ・ 介護保険と障害施策の関係が高齢者にとってわかりにくい。
- ・ 行動援護事業を中心にしているが、資格要件が変更されて担い手が全く来なくなった。また、15年行動援護の支援をしていた人が新しい資格を取らないといけない。
- ・ コロナ禍の中、外出支援が出来ない。
- ・ 情報提供、ネットワーク化が必要。
- ・ 軽度障害者の就労作業所の環境整備し、就労支援センターの役割、成果を広報で見える化の拡大。
- ・ 障害者の高齢化に向けた施策が追い付いていない実態がある中で65歳以上の障害者の支援のあり方を考えていく時期ではないか。
- ・ 障害者施策等(難病を含む)の遅れが気になる。
- ・ 障害者総合支援法に基く支援時間が削減傾向にあり、暮らしが大丈夫か危惧しています。
- ・ 制度上は障害者の権利がやっと認められるようになってきているのは良い事だが、実際に市民ベースでの障害者の権利擁護に関する理解はまだ不十分な状態と考えている。
- ・ 精神障害がある方への対応は資格や経験のない会員での対応は困難です。具体的な対応方法を学ぶ学習会や指導が身近にあるとよいと考えます。
- ・ 聴覚障がい者のコミュニケーション支援の活動をしていますが、手話との兼ね合いもあり、自分たちの活動の役割を考えていかないといけないと思う。
- ・ 同行援護は外出支援で、室内は居宅支援とは別のサービスになっているが、急な天候の変化などで、そのまま、室内で過ごす時間を支援してほしいと言われた場合に算定できなくなるのは、考えてほしい。
- ・ 利用者の増加に対してホームヘルパーやガイドヘルパーなどの担い手が不足している障害者支援は、身体的・精神的に負担が大きいケースも多いが、評価が低いと思う。

B 社協運営型

- ・ 障害者総合支援法のサービスで利用できる時間数に限度があるため、補うために住民参加型サービスを利用する方がいる。緊急事態宣言に伴う感染防止のためサービスを休止しているが、利用する方にとって重要な生活の一部とした場合、どのようなサービス運営が望ましいのか検討し続けている。
- ・ 障害者福祉サービスの利用のための、計画相談員の担い手がいない。報酬単価の関係で難しい部分がある。
- ・ 地域と障がい者の繋がりについて、災害時など緊急時の対応は、地域の方の力、理解が必要。一人暮らしで精神疾患のある方など、地域と繋がりが少ない方が多い。
- ・ 1島1町で小さな島。障害者が働ける場や集える場が殆ど少ない。障害者が生活する環境が整っていない。何か生きがい出来る場の構築が必要。
- ・ ガイドヘルパーが不足しており障害者の外出支援、社会参加が遅れている。養成講習の機会増が必要。
- ・ 障害福祉サービス(生活介護事業所)の指定管理事業の充実。
- ・ ヘルパーの不足で、行動援護等、長時間の利用が必要となるサービスの利用があとまわしになってしまふ。サービスや医療の狭間での行き場があればと思うケースもある。
- ・ 障がい福祉サービス利用者が65歳になり、介護保険に移行する際のスムーズな引き継ぎが必要である。地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人と交流する機会を設け障がいへの理解を深め、偏見を無くしていく取り組みを進める。
- ・ 在宅障害者の生活支援。

課題等

- ・ 単身・障がい者世帯の人で、家事援助等の公的サービスだけでなく、見守りや相談を含めた生活支援を必要としている人がいる。
- ・ 目に見える障がいだけでなく、目に見えない社会生活上の障がい(生きづらさ)に関して、教育機関と連携した福祉教育を推進する必要がある。

C その他

- ・ 65歳になり、介護保険に移行するのは難しいケースがあります。サービスの違いが納得できない。利用者が多数います。
- ・ 障害者を抱える親を支える訪問ヘルパーの増員が課題。
- ・ 精神の利用者を20数人受け持っています。10年以上の方が多くなり、介護保険に移行していますが、これから益々増えていくことは間違いないと思います。介護保険も認定されない方達はどうなるんだろうと心配です。精神の方のケアはコミュニケーションと信頼関係ができるまでがとても大変です。ケア内容も片付け、掃除が多く、単価が低いと思います。
- ・ 事業所が少なく、一部の事業所、実施日(特に土曜・日曜日)が集中し、ヘルパーに限られる。
- ・ 障害者雇用の促進と仕事づくりをさらに進めたい。
- ・ 制度内のサービスが、ニーズに合致せず、やむなく私たちのサービスを利用している方がいる。当事者の状況に合わせ柔軟に利用できると良い。

(3) 子育て支援施策

A 住民互助型

- ・ 核家族化しているのが現状。相談できる場所の周知を徹底。
- ・ 学童クラブとの連携。子育て支援かい(市)との強化と支援策。
- ・ こどもカフェは4年前より独自に開始し、3年前より、町の「こどもの居場所づくり推進事業」として委託事業となっています。
- ・ こども食堂の開催。
- ・ 共働き家庭が多くなり、学童保育のスペースに空きがなくなりつつある。「こども庁」の設置が決定したが多角的、総合的な子育て支援を望む。
- ・ ひとり親家庭の支援を行っているが、報酬の設定が低い。夜間、休日の加算が低い。対価を支払うと採算が取れない。
- ・ 市の産前産後ヘルパー依頼を多く受ける。市民に浸透してきている。
- ・ 学童保育との連携により、ますます複雑化する地域課題や子育て世代の多様なニーズに対応していく必要がある。
- ・ 児童課から半年までの子育て支援の委託を受けている中で、母親がボーダーラインだったり、産後うつが長引いていたり、生きづらさを抱えていたり、課題の多様さに驚かされる。支援でつながっている最中に他の部署も巻き込み、課題の共有と連携につなげていきたい。
- ・ 働く女性に対しては、以前より大分よくなってきているが、専業主婦に対する支援に関しては、不十分と考える。
- ・ 配食の弁当をこども食堂のお弁当版にすることができないか考えたことがある。
- ・ 病気の時の預かりは、責任問題で対応してくれる人が見つからない。
- ・ 保健所や区役所にも団体の現状や様子を知ってもらおう機会を設けていただきたいと思います。

課題等

B 社協運営型

- ・ファミリー・サポート・センター事業では対応できない、子育て中の世帯に対する家事支援ニーズが必ず存在すること。ファミサポ事業における提供するサービスメニューに家事支援を併せて提供できる規制緩和を求めたい。
- ・育児支援ヘルパーは親が帰宅する夕方や夜の時間帯となると対応が難しくなり、子どもの年齢が一定の年齢を超えると利用できなくなるなど、利用範囲が限定されてしまう。利用時間帯の拡充や対象年齢の拡大があると、より安心して子育てができるのではないかと思われる。また、ひとり親家庭で親が留守時の見守りや家事援助を行う制度があると、親も子も安心して生活できる。
- ・0歳児から2歳までの父母への支援(家事援助等のサービス)体制が不足していると感じています。
- ・学習支援事業の拡充、共同募金配分事業の拡充。
- ・ひとり親世帯、産前産後子育て世帯への支援。
- ・ファミリーサポートとの連動。また相互協力が今後は不可欠である。
- ・外国人など親族からの支援が困難な世帯に対して、家事等の支援があればいいと思います。
- ・困窮世帯で生活する子どもへの実効的支援策の充実。
- ・産前産後の母親(世帯)に対し、一定の期間に家事支援のサポートが利用できる制度(母子手帳と一緒にチケットを配付するなど)を確立してもらいたい。利用する時間数を一定化し、さらに必要な人には自費で利用できるようにする。
- ・子どもの貧困に着目し、子どもの居場所づくりのために何ができるか、地域住民と話し合いを重ねている。夏休みに子どもの居場所づくりのきっかけとしてイベントを開催予定。
- ・子ども食堂は全国的広がりを見せているが、子どもの貧困対策は公的責任を明確に政策化する事案。様々な理由で養育困難な子ども家庭に対し、地域で子育てする考え方と実践モデルの普及。
- ・市内で事業団が新設保育園を開園した。一時保育や、土日・大型連休中のサービス量の確保は継続課題と考える。
- ・市内に発達障害の診断ができる病院がなく、遠方への受診となるので、交通費の補助はできるようになったが、薬代など負担は大きい。児童発達支援のサービスが不足している。
- ・出産直後の母親への日常的家事支援に公的支援制度として産後ヘルパーを実施している。
- ・障害児支援については地域子育て支援センター事業の一環で、療育や親対応への取り組みに対する意識が高まって欲しい。
- ・新設の保育園は増えたが、20時以降の延長保育や病児・病後児保育の受け入れ先はまだまだ少ない。当サービスとファミリーサポートセンターの対象サービスのどちらにも該当しないケースでの相談もある。当会、行政も含め、関係する機関の支援内容の拡充が求められていると思うが、まずは担い手不足の解消が課題。
- ・母子父子家庭や生活困窮及び、精神疾患等を抱える子育て世帯への支援強化の必要性を感じる。

C その他

- ・アウトリーチ支援を充実させていきたい。
- ・実施事業所が少ない。
- ・子育て支援策は様々増えてきていると思うが、うまく利用している人がいる一方で、情報弱者であるシングルマザーや困窮家庭など本当に支援が必要なところに行き届いていないのではないか。
- ・助け合いのサービスを広げるとともに、自治体と連携したい。

課題等

(4) 生活困窮者自立支援法等、生活困窮者施策

A 住民互助型

- ・ 居住支援関係団体とのネットワーク強化。法があっても困窮者を受け入れる場所がない状況。
- ・ 公的機関に行くには敷居が高い。身近に相談できる人、場所がない。早い段階での対応が必要。
- ・ コミュニケーション研修の必要性を考える。
- ・ コロナ禍になって生活困窮者の方が多くなりました。相談窓口がこういう時だから多く、広くあったらなと思います。
- ・ 障がい年金と生活保護の関係。自立支援法で賃金を受け取る場合の限度額。
- ・ まだまだ縦割りの印象が強いし、行政・社協・ボランティア団体など、各々で動いていることが多いのが問題。自己完結せず、つながることで支援も広がり見落とされるケースも減少するのではないか。
- ・ 困った時はおたがいさまのたすけあいの会ですが、年会費や利用料が払えない方の対応はしていません。公的補助を一考いただきたいと思います。
- ・ 食料ロスももったいない、少なくする。生産者、商店から生活困窮者に提供するための人材は町内単位でボランティア活動者を呼びかける。また社協はコーディネーター役が担うことができないか。
- ・ 生活保護受給者にも、介護保険でのサービスを提供しているが、独居でギリギリの生活をされています。今の国の助成金額では、住まいは賃貸4万円くらいのアパート、衣食においてまともな暮らしはできない。もう少し、公的な助成があってもよいのではと考える。
- ・ 当法人の支援人員不足を補うため、生活困窮者・就職困難は、若年・壮年層への「就業訓練」「一時収入の提供源」としての協力体制の推進をはかっている。

B 社協運営型

- ・ 家屋内外の片づけ等の支援についてをケースワーカー等行政職員から相談を受けることがある。
- ・ 新型コロナウイルスの影響による家族の就労状況の変化に対して、一時的なサービスの利用が必要となるケースも少なくないとする。経済的に課題を抱えた世帯の子に対する学習支援に対して、住民参加型サービスとして関わることも考えられる。
- ・ 生活保護を受給している場合は福祉事務所が関わっているが、生活保護の対象から外れてしまうと、関係が途絶えてしまい、結果として誰も関われない事例がある。地域のたすけあい活動では、生活実態まで管理することが困難である。
- ・ コロナ特例貸付で多くの貸付を受付しているが、ほとんどが今まで関りがなかった方達。また複合的な課題のある家庭も増加しており社協のソーシャルワーク活動がこれまで以上に重要となる。
- ・ 相談支援体制の拡充。
- ・ 家に閉じこもり、なかなか社会とのつながりがない、又受け入れない現状です。少しずつきっかけを作り地域への参加ができるような推進の仕方が課題。
- ・ 行政との連携。社協として、独自にフードポート事業と実施しているが、市内関係団体と横のつながりをもっていきたい。
- ・ 支援の限界ラインの見極めに苦慮(自立を目標とする中でどこまでの支援が有効なのか)。
- ・ 生活困窮者に対しては、社協(親団体)が公的な資金貸付やフードバンク事業を行っており、地域住民や企業からの食品提供がたすけあい活動につながっている。
- ・ 生活困窮者自立支援窓口と協力しながら関わっているが、制度の狭間にいる方、制度の利用を拒んでいる方に対しどのように支援していくかが課題であると考えている。
- ・ 生活上の困窮は経済的問題にとどまらず生活の質の確保も含まれる。多職種連携を基礎に自立的な地域生活の実現に向けたチームによる支援体制が求められる。
- ・ 相談の中で、困窮世帯へ助け合い活動による地域(社会)とのつながりの必要性を感じる。
- ・ 長期化するコロナ禍において多様化・深刻化する生活課題に対応する人員体制の拡充が必要。
- ・ 同法の事業対象者が本事業の担い手となれるような仕組み作りが必要である。

課題等

C その他

- ・ コロナにより、今後も生活困窮者が増員し、格差社会が拡大すると思われる。困難を抱える人たちが共に働き、暮らすことができる仕組みが必要。
- ・ 周知と待つだけでなくアウトリーチの活動を活発に行いたい。

(5) その他

A 住民互助型

- ・ 地域のつながりが希薄する中で、自助、互助、共助の考え方が変わってきているような気がする。
- ・ 16年前のNPO発足時とは社会状況が変化し、最近のボランティア活動への参加者の獲得の困難さは深刻である。元気な高齢者は働く期間が長くなり、またボランティアへの関心や気持ちがあっても、生活費などの足しにと働く人が増えている。60歳代はほぼ働いている。全国的にどうなのか、NPO団体を巡る諸々の情勢が知りたい。
- ・ 公的な支援がNPOにはない。社協が、もう少し住民参加型の後押しをお願いしたい。
- ・ コロナ禍で、さらに担い手になる人が減ってきた。助け合うとか簡単な仕事だから対価が低くていいとかではなく、必要なので、20年以上続けています。連休前とかに緊急で入り、通常生活ができるようになったら、介護保険等に移行し、繋ぎで行政にいいように使われている感じが嫌になってきました。行政の職員が休みを返上してやればいいのではないかと思ってきました。
- ・ 新・総合事業の一番の目的は『住民主体による生活支援B型』の充実強化です。財源不足介護人材不足への対応です。厚生労働省は新・総合事業の『法的位置づけ』→『自治体の自由裁量』を強く明確化すべき時期です。今、厚生労働省等の『国』は『地域共生社会の実現』の訴求を始めています。新・総合事業の目的と実現に向けての位置づけ・整合性の割合の明確化が必須と考えます。
- ・ それぞれ法律が別であるが対象者は人であり、様々な人のいる社会で生活しています。小規模多機能な支援体制があちこちでできたらよいのではと思っています。
- ・ 年を取る。事故にあう。目や耳が不自由になるのは想像できても知的障害は中々理解されない。いつも後回しで、他のに合わせてルールを作られる。現場をわかった人間の声が反映される社会になってほしい。
- ・ 訪問介護サービスをはじめとする担い手が高齢化してきて、若い世代は連続的に仕事ができる施設系に行く傾向があり、このままでは訪問介護系は人材が枯渇してしまう恐れがあることが懸念される。
- ・ 移動支援の要望があるが有料ではダメと言われ前に進めない。
- ・ 基本的に政策をいくら良くしても、障害者や高齢者、社会的弱者に対する社会的差別観念の変革と社会の受入れに対するアップデートをしないと根本的解決に至らないのではないかと？
- ・ 最低限の人数で動ける人が動き、収入を得、利用する人が出資してある場が出来ないだろうか。
- ・ 障害や引きこもり者への近隣の差別、無視にどんな対応があるでしょうか。ボランティア活動に誘い少しでも生産したり楽しみ社会参加できる事。
- ・ 地域で暮らしていくこと生きることを考えていける場がもっと身近にあればと考えます。
- ・ 地域包括ケアシステムの地域活動(第二層構築)が進んでいない。また、インターネットなどの活用がない。

課題等

B 社協運営型

- ・「介護保険」と「介護予防・日常生活支援総合事業」が切り離されたが、人口の少ない過疎地・離島では、介護事業所が総合事業を兼務するしかなく、結局のところ、資格を保有する専門職が介護保険と同様のサービスを低い単価で実施する状況となっている。一方、基準はなんら緩和されず、介護保険と同様の基準を求められ、事業所に負担を押し付けている。社会福祉協議会という立場により、総合事業の実施を求められるが、介護事業に対して補助金をもらっているわけではなく、経営的に無理が生じている。
- ・コロナ禍での生活困窮、孤立、ダブルケアやヤングケアラーなど、生活問題は多様化し、相談の場がない(わからない)というケースが増加している。当事者がアクセスしやすい多様な相談の場が必要。
- ・潜在しているヤングケアラーの相談窓口、サポート体制が求められてくるかと思う。
- ・全体的に言えることであるが、当地域は東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故により、長い間避難を経験し、まだ帰還した住民は少なく様々なサービスが不足している。そのことから必要なサービスを必要な方へ提供することも重要であるが、そのサービスの取捨選択や人員の確保の問題、財源等直面する課題が山積しており今後全体的に検討が必要な状況である。

C その他

- ・24時間365日、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、組合員参加型の地域の安心づくり・健康づくりと、暮らしを支える医療・介護の事業で、医療生協さいたま版の地域包括ケア＝「安心ネットワークシステム」の構築をすすめたい。
- ・足りない部分はボランティアに補ってもらおうとしているところがあるので、何においても代替えのサービスではないということを理解してほしい。

課題等

25. 現在直面している活動の課題

(調査票 問25)

○ 現在直面している活動の最も大きな課題では、【A組織運営】では「担い手不足」が55.1%、【Bサービス提供体制】では「助け合い活動の利用者負担額」が11.1%、【Cサービスの質】では「生活支援内容の多様化」が15.4%となっている。【A】【C】と比べて【B】では、「特にない」とするところが34.5%と多くなっている。

■ 図表57 【A組織運営】現在直面している活動の課題

	n=423	課題		最も大きな課題	
		回答数	%	回答数	%
1 担い手不足		337	79.7	233	55.1
2 資金不足		110	26.0	33	7.8
3 広報不足		127	30.0	5	1.2
4 利用者の減少		105	24.8	17	4.0
5 ハードの老朽化		29	6.9	2	0.5
6 コーディネーターの不足		53	12.5	5	1.2
7 事務局の体制が不十分		74	17.5	7	1.7
8 作業マニュアル、就業規則等が未整備		23	5.4	1	0.2
9 人材育成の機会不足		98	23.2	7	1.7
10 後継者不足		171	40.4	39	9.2
11 地域組織(自治会等)との関係づくり		77	18.2	5	1.2
12 行政との連携・協働		62	14.7	1	0.2
13 社協との連携・協働		33	7.8	0	0.0
14 事業・活動の拡大・開発		68	16.1	9	2.1
15 その他		22	5.2	10	2.4
16 特にない		7	1.7	7	1.7
無回答		14	3.3	42	9.9

■ 図表58 【Bサービス提供体制】現在直面している活動の課題

	n=423	課題		最も大きな課題	
		回答数	%	回答数	%
1 助け合い活動の利用者負担額		81	19.1	47	11.1
2 たすけあい活動の担い手と介護保険等のヘルパーとの賃金差		61	14.4	31	7.3
3 労働基準法との兼ね合い		34	8.0	13	3.1
4 活動先(サロンの会場等)の確保		31	7.3	10	2.4
5 24時間見守り体制づくり		20	4.7	9	2.1
6 サービス提供(申請)のための手続き		31	7.3	13	3.1
7 委託・補助事業の規制(ルール)との兼ね合い		26	6.1	14	3.3
8 その他		40	9.5	29	6.9
9 特にない		146	34.5	146	34.5
無回答		71	16.8	111	26.2

課題等

■図表59 【Cサービスの質】現在直面している活動の課題

課題	課題		最も大きな課題	
	回答数	%	回答数	%
1 医療行為が必要な方へのサービス提供	28	6.6	11	2.6
2 サービスのマンネリ化	31	7.3	11	2.6
3 ニーズをサービスに結び付けられない	116	27.4	51	12.1
4 担い手の専門性が確立されていない	50	11.8	17	4.0
5 ニーズの把握ができていない	48	11.3	21	5.0
6 行き場のない方への支援	87	20.6	27	6.4
7 生活支援内容の多様化	141	33.3	65	15.4
8 制度サービスとの差別化	67	15.8	24	5.7
9 その他	21	5.0	17	4.0
10 特になし	80	18.9	80	18.9
無回答	65	15.4	99	23.4

<図表57 【A組織運営】現在直面している活動の課題「15.その他」>

A 住民互助型

- ・ 地域組織：例、町内会関連はインターネットなどのデジタル活用がない。
- ・ 住民主体型への関わり度合いのバランス。
- ・ 社協が活動しているので単独で活動する必要性を感じなくなった。
- ・ 持続化させること。
- ・ 古い慣習からの脱却が困難。
- ・ 拠点の町内会と繋がらない町内費納入、会長に回覧板や戸別チラシ案内許可あり。
- ・ 技術の習得。
- ・ 担い手の高齢化。
- ・ 小地域のため、活動は多くないが、継続することに努めている。

B 社協運営型

- ・ 担い手の高齢化。
- ・ 新型コロナウイルス感染症流行（緊急事態宣言発令時）に伴う事業の縮小（利用の休止や、新規登録の一時的な見合わせなど）。
- ・ 市域の助けあい団体との連携・協働。
- ・ 委託料が少なく、活動を増やしたただけ赤字になってしまう。
- ・ サービス利用促進が必要。
- ・ サービスの内容や仕組みの見直し。
- ・ コロナ禍で担い手の会合を控えている。
- ・ 安否確認も目的の一つなので、認知症の方の対応をどうするか。

C その他

- ・ 地域住民の主体的な運営になっていない（社協への依存度が高い）。
- ・ 担い手の高齢化。

課題等

<図表58 【Bサービス提供体制】現在直面している活動の課題「8.その他」>

A 住民互助型

- ・ 活動の担い手の確保が困難になっている。現状では事業の継続が危ぶまれる。
- ・ 担い手不足。
- ・ 移動支援の車が無い・活動費が市役所・社協から出ない。
- ・ 個人情報の問題で組織づくり、関与が制限される。
- ・ 広報不足。
- ・ 需要と供給のアンバランス。
- ・ 住民の主体的参加。
- ・ 助け合いは労働か？法人が助け合いを個人に依頼すると労働になる。
- ・ 担い手の高齢化、紹介のネットワークない。サロンまでの移送。
- ・ 提供者の高齢化。
- ・ 特定の専門部会への参加の偏りが見られる。

B 社協運営型

- ・ コロナ禍における会員が安心して利用協力できる体制づくり。
- ・ サービスBへの移行。
- ・ サービス対象者の範囲。
- ・ シルバー人材などほかのサービスとの優先度。
- ・ 有償か無償との兼ね合い。
- ・ 活動内容のバランス(掃除の依頼が多く、男性会員の活動が少ない)。
- ・ 支援の必要な方の多い地域と活動者のいる地域に偏りがある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症流行の影響で、本人他、同居家族に風邪症状、倦怠感がある場合も、利用・訪問を控えてもらったため、キャンセルが例年より多かった。
- ・ 担い手の活動費が低い。
- ・ 担い手の高齢化。
- ・ 透析患者の院内援助(車いす介助)の重負担を軽減すること。
- ・ 道路運送法との兼ね合い。
- ・ 日本語がわからない外国籍世帯への援助体制。
- ・ 有償ボランティアに対する利用者の無理解。
- ・ 利用者と担い手のバランスが合わない。

課題等

C その他

- ・ サービス担当者責任者の担い手不足。
- ・ 提供範囲の拡大。
- ・ 緊急依頼への対応。
- ・ 支援者の高齢化。
- ・ 担い手への報酬額。
- ・ 定期的な利用が長期にわたることによる担い手の負担。

<図表59 【Cサービスの質】現在直面している活動の課題「9.その他」>

A 住民互助型

- ・ 素人のボランティアがお互い様の気持ちでお手伝いするレベル。
- ・ ニーズはあるが、会として移送サービスがむづかしい。
- ・ ヤングケアラー対策。
- ・ 外とのつながりのない人を引き込む知恵と技がない。
- ・ 自家用車使用に伴う駐車場確保が困難。
- ・ 需要があっても、コロナ禍によって実施できない。
- ・ 生活相談、制度利用についての相談。
- ・ 担い手が高齢で新しい技術や知識を身に着けること大変。
- ・ 良質なサービスができている。

B 社協運営型

- ・ 活動者人数に地域差があり、ニーズはあるがマッチングに至らないという意図です。
- ・ サービスを徐々に広げている状況のため、できることとできないことがある。
- ・ 家政婦、お手伝いさんとの線引き。
- ・ 協力会員が頑張っております。
- ・ 協力者の高齢化等により「できる・やりたい」活動の幅が狭まっている。
- ・ 公的サービスと同一視されがちなこと。
- ・ 技術にむらがある。

C その他

- ・ 提供する担い手不足。
- ・ 協力会員(担い手)の高年齢化(送迎活動者の不足)。

介護予防・日常生活支援総合事業について

27. 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況・今後の予定

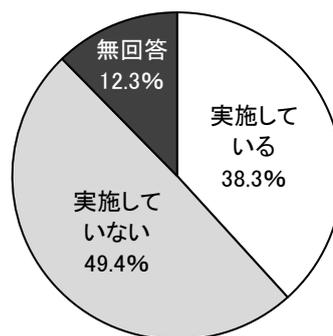
(調査票 問27)

(1) 訪問型サービスについて

- 訪問型サービス実施については、162か所(38.3%)が「実施している」と回答している。
- 実施しているサービスでは、「現在の訪問介護相当」64.8%が最も多い。多様なサービスのうち、最も多いのは「訪問型サービスA」37.7%であり、次いで「訪問型サービスB」21.6%となっている。

■図表60 訪問型サービス実施の有無(単数回答)

	回答数	%
1 実施している	162	38.3
2 実施していない	209	49.4
無回答	52	12.3
全体 (n)	423	100.0



■図表61 実施している訪問型サービス(複数回答)

		n=162	回答数	%
現在の訪問介護相当	訪問介護(訪問介護員による身体介護、生活援助)		105	64.8
多様なサービス	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)		61	37.7
	訪問型サービスB(住民主体による支援)		35	21.6
	訪問型サービスC(短期集中予防サービス)		1	0.6
	訪問型サービスD(移動支援)		11	6.8
介護予防・日常生活支援総合事業としては、実施していない			12	7.4
無回答			5	3.1

■図表62 実施している訪問型サービス【経年比較】

		令和2年調査 n=162		平成30年調査 n=517		平成28年調査 n=442	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%
現在の訪問介護相当	訪問介護(訪問介護員による身体介護、生活援助)	105	64.8	159	30.8	128	29.0
多様なサービス	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)	61	37.7	93	18.0	49	11.1
	訪問型サービスB(住民主体による支援)	35	21.6	43	8.3	29	6.6
	訪問型サービスC(短期集中予防サービス)	1	0.6	2	0.4	3	0.7
	訪問型サービスD(移動支援)	11	6.8	11	2.1	11	2.5
介護予防・日常生活支援総合事業としては、実施していない		12	7.4	38	7.4	43	9.7
無回答		5	3.1	281	54.4	179	40.5

※令和2年調査より図表60の選択肢1のみを母数にしている。

介護予防・日常生活支援総合事業について

(2) 今後の訪問型サービス実施予定について

- 今後の訪問型サービスの実施予定については、「実施しない(予定はない)」が42.8%となっている。
- 実施予定については、「訪問介護」15.4%が最も多く、次いで「訪問型サービスB」8.5%、「訪問型サービスA」7.3%、「訪問型サービスD」4.7%となっている。

■図表63 今後の訪問型サービス実施予定について(複数回答)

		n=423	回答数	%
現在の訪問介護相当	訪問介護(訪問介護員による身体介護、生活援助)		65	15.4
多様なサービス	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)		31	7.3
	訪問型サービスB(住民主体による支援)		36	8.5
	訪問型サービスC(短期集中予防サービス)		0	0.0
	訪問型サービスD(移動支援)		20	4.7
今後、介護予防・日常生活支援総合事業は実施しない(予定はない)			181	42.8
無回答			136	32.2

■図表64 今後の訪問型サービス実施予定について【経年比較】

		令和2年調査 n=423		平成30年調査 n=517		平成28年調査 n=442	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%
現在の訪問介護相当	訪問介護(訪問介護員による身体介護、生活援助)	65	15.4	3	0.6	8	1.8
多様なサービス	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)	31	7.3	4	0.8	35	7.9
	訪問型サービスB(住民主体による支援)	36	8.5	10	1.9	17	3.8
	訪問型サービスC(短期集中予防サービス)	0	0.0	1	0.2	3	0.7
	訪問型サービスD(移動支援)	20	4.7	2	0.4	6	1.4
今後、介護予防・日常生活支援総合事業は実施しない(予定はない)		181	42.8	37	7.2	43	9.7
無回答		136	32.2	464	89.7	330	74.7

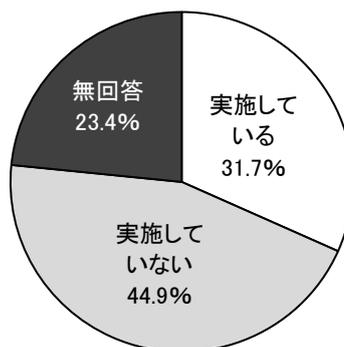
介護予防・日常生活支援総合事業について

(3) 通所型サービスについて

- 通所型サービス実施については、134か所(31.7%)が「実施している」と回答している。
- 実施しているサービスでは、「現在の通所介護相当」43.3%が最も多い。多様なサービスのうち、最も多いのは「通所型サービスA」20.1%であり、次いで住民主体による「通所型サービスB」19.4%となっている。

■ 図表65 通所型サービス実施の有無(単数回答)

	回答数	%
1 実施している	134	31.7
2 実施していない	190	44.9
無回答	99	23.4
全体 (n)	423	100.0



▶ ■ 図表66 実施している通所型サービス(複数回答)

		n=134	回答数	%
現在の通所介護相当	通所介護(通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練)		58	43.3
多様なサービス	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)		27	20.1
	通所型サービスB(住民主体による支援)		26	19.4
	訪問型サービスC(短期集中予防サービス)		1	0.7
介護予防・日常生活支援総合事業としては、実施していない			44	32.8
無回答			3	2.2

■ 図表67 今後の通所型サービス実施予定について【経年比較】

		令和2年調査 n=134		平成30年調査 n=517		平成28年調査 n=442	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%
現在の通所介護相当	通所介護(通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練)	58	43.3	93	18.0	73	16.5
多様なサービス	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	27	20.1	39	7.5	26	5.9
	通所型サービスB(住民主体による支援)	26	19.4	28	5.4	18	4.1
	訪問型サービスC(短期集中予防サービス)	1	0.7	4	0.8	6	1.4
介護予防・日常生活支援総合事業としては、実施していない		44	32.8	56	10.8	54	12.2
無回答		3	2.2	345	66.7	265	60.0

※令和2年調査より図表65の選択肢1のみを母数にしている。

介護予防・日常生活支援総合事業について

(2) 今後の通所型サービス実施予定について

- 今後の通所型サービスの実施予定については、「実施しない(予定はない)」が49.4%となっている。
- 実施予定については、「通所介護」7.3%が最も多く、次いで「通所型サービスB」5.4%、「通所型サービスA」3.3%、「通所型サービスC」0.2%となっている。

■ 図表68 今後の通所型サービス実施予定について(複数回答)

		n=423	回答数	%
現在の訪問介護相当	通所介護(通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練)		31	7.3
多様なサービス	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)		14	3.3
	通所型サービスB(住民主体による支援)		23	5.4
	訪問型サービスC(短期集中予防サービス)		1	0.2
今後、介護予防・日常生活支援総合事業は実施しない(予定はない)			209	49.4
無回答			158	37.4

■ 図表69 今後の通所型サービス実施予定について【経年比較】

		令和2年調査 n=423		平成30年調査 n=517		平成28年調査 n=442	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%
現在の通所 介護相当	通所介護(通所介護と同様のサービス、 生活機能の向上のための機能訓練)	31	7.3	0	0.0	5	1.1
多様な サービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	14	3.3	6	1.2	17	3.8
	通所型サービスB (住民主体による支援)	23	5.4	5	1.0	9	2.0
	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	1	0.2	0	0.0	1	0.2
今後、介護予防・日常生活支援総合事業 は実施しない(予定はない)		209	49.4	56	10.8	54	12.2
無回答		158	37.4	450	87.0	356	80.5

介護予防・日常生活支援総合事業について

27. 日常的に協力・連携関係がある団体

(調査票 問27)

(5) 今後、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない(予定はない)理由

A 住民互助型

- ・ 場所や設備がない。マンパワー不足。
- ・ 委託事業と助け合い活動の両立はあり得ない。補助金は2つは交付されない。全く枠のない助け合い活動の理念から、枠のある支援は馴染まない。きめ細かな柔軟な対応は助け合い以外できない。介護保険制度とインフォーマルと両方の利用者とのケースではその人らしい生活がかるうじてキープできているのは、助け合いが制度の届かないところをすべてカバーしているからであり、物理的、心情的、時間に追われるケアだけでは不足である。助け合い活動をできる間は続ける。
- ・ 親団体(NPO)で訪問介護の総合事業は実施している。当団体はあくまでボランティア団体として活動している。
- ・ 家事支援30%、外出支援・移送サービス70%を主に助け合い活動をしている。介護サービスについては有資格者が少ない。また、支援者の高齢化(75~85歳が中心)。
- ・ 場所とコロナの問題で当面は予定なし。
- ・ 自治活動組織であり、そこまではできない。
- ・ 自治体で制度ができていない。
- ・ 社協で要支援者向けサービスを実施(研修後)しているため。
- ・ スタッフの高齢化のため、介護事業から撤退した。
- ・ スタッフは介護専門職ではなくボランティアであり、あくまで地域内の有志ボランティア活動「ふれあいサロン」を目指している。介護予防は専門業者におまかせしていく考えである。
- ・ 団体としてはあまりに弱小で、今後の活動の継続が見通せないため。
- ・ 地域単位での支援活動をつなげ、支える活動として検討している。
- ・ 知的障害者支援に特化した事業所だから。
- ・ 通所サービスに取り組むこと自体、計画していない。
- ・ 当NPO法人の設立目的ではない。独居高齢者の見守りサービス事業と生活支援事業を引き続き実施していく予定です。
- ・ 日常的な暮らしの応援が目的。依頼があればその都度できる者が対応している。人手も不足。会として事業展開する予定はない。
- ・ 日常の困りごとの生活支援を実施している(9年前から、家事援助、外出支援、受診介助等々)。市は訪問型サービスBを条例化しているが、内容があまりにも私たちの感覚とはズレている。制度の改善が必要と思う。
- ・ ボランティアに介護福祉士やヘルパーを要しているわけではないので、身体介護を必要とするサービスは実施しない。
- ・ 無償の支援を基本にするため。
- ・ 有資格者を募っても有償ボランティアの賃金では、人材が集まらないと思われます。現在の介護保険制度を維持運営していくためには、保険料の増額は避けられません。よって公的負担を増やして、介護保険制度を拡充すべきであります。
- ・ 運営にかかわっている者も専従の常勤ではなく、会員を含め仕事としてのかかわりではないので、組合員対象の助け合い活動に専念する。
- ・ 家事支援のニーズに対するボランティアを基本とした、助け合いに特化した活動団体。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業によらない活動(移動販売等)に重点を置くため。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業に参画している。他サービスは複合福祉施設の中で間接的に対応している。
- ・ 現会員の高齢化により、新規事業に取り組む余裕がない。また新たに活動する新会員の増強が期待できない。
- ・ 現在、地域の社会福祉協議会で通所型サービス事業が展開されているので、当法人としては実施しない。
- ・ 現在の活動で余裕がない。
- ・ 現実的に現行法上、運営は難しい。スタッフ応援についても給与体系も違い、人員確保も難しい。

介護予防・日常生活支援総合事業について

- ・高齢者の日常のちょっとした困りごとに対応するのが目的で専門的な分野は対象外。
- ・子育て支援のファミリー・サポート・センター事業を受託しているため、拡大できない。
- ・事業運営のノウハウが全くない、人材がいない。
- ・自治会会員の助け合いが主目的の為。
- ・人手不足のため、サービスを提供する余裕がない。
- ・総合事業が始まる前から活動していたため、今後の受託はない。
- ・通所型サービスには参入しない。訪問型サービスに専念する。
- ・当団体で行うには、負担が大き過ぎる。
- ・当団体の主旨とは違うため。
- ・当地域では、すでに地域住民に理解されている(受け入れられている)事業所が存在するので、行う必要がない。その事業所と連携を保ちつつ、生活支援体制整備事業は市より当NPOが受けているので、そちらをより進めていく。
- ・日常生活支援総合事業訪問型Bを提供し、活動資金の安定を図り、活動継続可能な状態で次世代への引継ぎをしたいが、自治体自体の裁量により、このサービスを認めていないため、物理的に不可能なので活動終了も視野にいれている。
- ・訪問介護に専念をする。通所型サービスは、固定費が重くなり経営が大変である。
- ・訪問型サービスD移動支援だけで精一杯なので、福祉有償運送と登録を要しない運送だけを行う。
- ・利用者の減少に伴い休止した。今後も増える見込みがないため。
- ・利用者様のニーズとしてお子さんを抱えているお母様のよりどころを作る必要性を強く感じているので、子ども食堂という形からはじめ、高齢の方でも困っているならばどうぞ.. という形で広げていくように、考えています。
- ・連絡会として直接的な事業実施ではなく、事業実施団体への普及・啓発にかかる学習会や研修会が主になると考えている。

B 社協運営型

- ・そもそも専門性を必要としないサービスとして始まった住民参加型のサービスであり、現段階では上記総合事業としての実施は検討していない。但し実施制度の概要が確認でき次第、検討が必要になるか。
- ・今後、総合事業として実施を検討するとすれば住民主体による支援であるが、今のところ行政から既存のふれあいいきいきサロンを位置付けるとの話はない。
- ・親団体では関わりがあるが、今回の回答団体においては実施予定無し。
- ・既存事業の課題が多いため、まずは既存事業の課題解決や強化を重点的に実施していきたいため。また、総合事業を実施するためのマンパワー不足も要因である。
- ・地域住民による有償ボランティアの団体であり、団体の目的には沿わないため。
- ・社会福祉協議会が介護保険事業を実施しないことで中立性を担保している。民業の圧迫を避けるため。
- ・住民主体型サロンの運営支援(約110団体)をしており、現状、事業への算入の予定はない。
- ・担い手の不足・町社協の活動の充実。
- ・団体の活動理念と異なるため。コーディネーターや担い手の確保が困難。
- ・通所は、地域密着型認知症対応型を実施しているため。
- ・同法人内のヘルパーステーション、デイサービスで対応しているので。あくまで有償ボランティア(労働者ではない)として、援助に入っている。
- ・法人内の別部門で対応している。
- ・おたがいさまサービスは、社協事業の組織の為。
- ・行政、国保直営事業として、訪問・通所型の地域密着多機能型のサービスが実施されているため。
- ・ご高齢のかたが、住み慣れた地域でその人らしく安心して生活を送ることができるよう、日常生活上のちょっとした困りごとを解決することを目的とした、互助の精神を基調とする住民参加型の非営利の生活支援活動が目的のため。
- ・もともと介護保険外でのサービス提供をしており、介護保険でのサービスは他の事業で実施している。

介護予防・日常生活支援総合事業について

- ・ 以前は訪問型・通所型事業を行っていたが、利用者減により撤退した。
- ・ 委託元の行政に従っているため、要請があれば対応を検討。
- ・ 区内に訪問型サービス、通所型サービスを実施する団体が複数あり、ニーズに応えられているため。
- ・ 行政で訪問型サービスセンターを立上げ予定となっている為、社協では立上げは行わない。
- ・ 高齢者以外にサービスを行ったり、介護保険では実施が難しいサービスを補うことも行っており、今の内容では総合事業を実施するのは難しいと考える。
- ・ 市が介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス(訪問型サービスB・通所型サービスB)の実施を検討していないため。また、既存の助け合い活動から介護予防・日常生活支援総合事業へ活動の幅を広げるには担い手不足等の課題があるため。
- ・ 市の方向性、現状の当社会福祉協議会としての役割から実施する可能性はない。
- ・ 市町村の方向性として実施予定がないので。
- ・ 市補助事業である住民参加型のサービスとして継続し、当サービスでの「介護予防・日常生活支援総合事業」の需要があれば、検討する。
- ・ 自治体が地域包括支援センターへ委託し、実施しており連携がとれているため。
- ・ 社会福祉協議会の事業のひとつとして住民参加型在宅サービスを行っており、今のところ事業計画にありません。また他の事業ですでに実施しているものもあるため。
- ・ 従前の訪問介護並びに通所介護事業については民間企業や団体等による参入があり、一定の役割を果たしたとして撤退。以降は、総合相談や生活支援体制整備事業等の地域の基盤整備に取り組んでいる。
- ・ 従来通りの方法で今後も助け合い活動を進めていくため。
- ・ 親団体である社協内において、介護保険事業だけでなく高齢者のデイホーム事業を受託しており、将来的には総合事業へのスライドが検討されている。
- ・ 親団体に、当団体とは別に、訪問介護事業所があり、そちらで介護予防・日常生活支援総合事業を行っているため。
- ・ 迅速かつ安定し公平な調査ができるよう市内の要介護認定訪問調査を委託されているため。
- ・ 専門部署で実施しているため。
- ・ 総合事業については現在の住民参加型サービス事業とのすみ分けが不明確であり、利用者の混乱を招く恐れもあるため実施予定なし。
- ・ 他団体が実施しているため。
- ・ 地域のボランティアによるサロン活動を側面的に支援している。
- ・ 地域住民全員が対象のため、高齢者限定ということは、難しい。
- ・ 町の人口規模からも、従来のサービスで対応できている現状があるため。
- ・ 通所型サービスについては、社協独自で高齢者に特化しないふれあいサロン事業をすでに展開しているため。
- ・ 当会は、福祉施設をもっておらず、今後も施設の運営は予定していないため。
- ・ 当団体は、福祉有償運送として送迎サービスを実施することを目的とした団体であるため。
- ・ 訪問介護事業から撤退し、事業再編したため。
- ・ 訪問型サービスのみで通所型サービスの実施の検討はしていない。
- ・ 令和3年3月末をもって在宅サービス事業を終了したため。

C その他

- ・ 要支援・要介護も含め「いわゆる“介護サービス”に類する定型・反復的なサービスは実施しない」としているため。
- ・ R1年までは、温泉ミニデイサービスをしていたが、R2年、R3年はコロナのため未実施である。
- ・ おおむね生後6か月～小学校6年生までの児童が対象の子育て支援サービスのため。
- ・ 介護保険法による要介護者と要支援者にサービスを提供しており、さらに介護保険ではサービスを適用されない方々に会独自のサービスを行っている。自治体が行う総合事業は、サービスを提供するヘルパーの教育からシステムの構築までほぼ全てを担当する事業者に丸投げしている感がある。
- ・ 在宅での支援をしたいので。
- ・ サロン等の情報発信(冊子の発行)を行っていくため。

介護予防・日常生活支援総合事業について

- ・ 市行政から実施について、具体化されているため。
- ・ 事業についてはJAの他部門で担っているため。
- ・ 体制が不備である。
- ・ 助け合いサービスに専念する。
- ・ デイサービスは、既に同じ社福内にあるから。
- ・ ファミリー・サポート・センターは子育てに関する援助の団体のため。
- ・ 委託事業のため。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業は現行のまま継続する。
- ・ 市が訪問型サービスB・C、通所型サービスB・Cの対応をしていない(これから導入を検討していると思われるが、現時点ではない)。
- ・ 児童福祉部門の部署が事務局をしているため。
- ・ 障がい系のサービスのため。
- ・ 組合員の助けあいの心を広める活動であり、事業運営としては考えていません。
- ・ 組合員活動であり、現在は規模の拡大は難しい。
- ・ 法人内の別事業で実施している為。
- ・ 訪問型サービスに専念する。

26. 課題の改善のために実施している取り組み

(調査票 問26)

A 住民互助型

- ・ 住民に対して当会の活動をどのように知ってもらうか、そしてどのように利用者を増やし利用してもらうかが課題。1会報紙を発行、2サロン、民生児童委員による個別の紹介、3子育て世代代表者との懇談会実施予定。
- ・ 公民館に、担い手・利用者募集のチラシを設置してもらい周知を図っている。・ケアマネが集まる会議に参加し、周知を図った。
- ・ 広報面：設立時にコロナのため十分に告知できていない地区もあるので再チラシを全戸配布するとともにサロン等への説明に出向きロコミを広げていく。
- ・ 事務局：予算がないためパートを雇えない。週3日計6時間ではパートの応募もない。運営委員の事務局担当にすべての負担がきている。
- ・ 担い手募集については、説明会など実施。・社協OBや登録職員にも協力依頼。
- ・ 地域たすけあいの会づくりの停滞。⇒連続とした価値観(全体での共通認識を基礎に一つのルール)を尊重すると同時に新しい価値観(多様な運用や地域ごとのルールを認め合う)を模索。会則の見直しや慣例の是正、チケット精算制と現金精算制の併用、運営委員やコーディネータの役割の再構築など、試行を繰り返しています。コロナ禍で活動や交流が激減。担い手募集も消極的になっているのが現状。活動参加のきっかけややりがいに繋がるように、身近な地域を支える認識の確認とルールづくりの話し合いをしています。併せて、少しでもニーズに応えられるように、地域性が強い活動を広く認めていくために、会としてのルール、地域独自のルール、それらを判断し検討していく運営委員会の役割を再確認。コーディネータの高齢化や担い手不在で活動を引き受けられない地域も広がっており、コーディネータの処遇改善も検討中です。
- ・ ①(10月～)コロナ感染防止対策(支援活動者の防止対策備品等の強化による利用者の感染脅威を和らげる。利用者への事業案内パンフの改定(安心・安全訴求))②(10月～)支援活動者の活動意欲の維持とコロナ禍の中でのモラルの向上(『密』を避けた・懇談会等)『エセンシャルワーカー』としての意識づけとモラル維持。③(来年度～)担い手確保の方法として有償ボランティア謝礼金の増額(利用者負担の僅かな増額を伴う)の検討。
- ・ ①ヘルパーの確保。②ヘルパーのスキル向上。
- ・ 10年後リーダーとなる人たちの養成。
- ・ ①コロナ禍での活動に対して最善の注意を払っています。会議は全体会を止めて地区ごとに少人数で月1回開催、その他はラインなどで配信しています。
- ・ ①会員は介護予防対象者6割と多くなり、通所型サービスBを4月より認可された。プログラムは脳トレや口腔体操など企画し参加者のできる事で役割、出番を配慮し支え合う。②一人暮らしの方が多くなり手作り食事が楽しく栄養重視。③運営費は自主、自立で来たが大雪に見舞われ修理、除雪で赤字、年会費アップとともに市の助成金を受ける。④ボランティア募集は社協の広報、養成講座の紹介、体験講習の提供を申し込む。
- ・ NPO活動をする人材が不足。
- ・ zoom活用。オンラインセミナー。高齢者のスマホ教室。
- ・ 外出支援のための運転手の確保に苦慮しているが難しい。社会の高齢化が進み、活動できる人が少なくなっている。報酬が安いので、人がこない。したがって、ロコミ等で対応している。
- ・ 活動者の高齢化に伴い、認知症の発生が日々活動に影響を及ぼしています。本人は活動したい気持ちをもって参加されるが、現実には活動できなくなっている。しかし、ボランティア精神上、活動をやめさせられないところにジレンマがあります。
- ・ 協力会員(サービスの担い手)の拡充が不十分である。パンフ、広報などで呼びかけていますが、地域福祉活動への理解が深まらず、サービスの担い手が増加しない。利用会員からのニーズに対応するためにも、協力会員の拡充が不可欠と考えています。
- ・ 高齢化社会の中で、助けを求めている人は年々増えていくのに、それに対する担い手が少なすぎる。
- ・ コロナ禍での支援助成金の活用を推進している。民間サービスPR活動/会員確保の活動がコロナ禍で全くできず。
- ・ コロナ禍での利用者減による収入不足で運営で苦慮している。支援金等でやりくりしている。

課題等

- ・コロナ禍ということもあり、活動自体から離れる方も数名おり、体制づくりが苦労しました。活動の意義を見直すきっかけにもなりましたが、ボランティアさん自身は何かできることがあれば、と思ってくれていて、思うように活動できないもどかしさもあり、話しあいを重ねましたが、難しいと感じました。
- ・コロナ禍の為メンバーが一同に集まったの会議が出来ない。ライン会議で情報の交換をしているが、十分とは言えない。コミュニケーション不足を感じる。次世代を担う人材の育成が喫緊の課題。それに対する取り組みは検討中。
- ・市全体での活動を要請されている。社会福祉協議会各支部と連携しながら進めたいと考えています。
- ・資格を持っている人が限られているため、求人を出しても応募がなく、ヘルパーが手分けしてチラシをポスティングしたが集まらない。
- ・精神障がい者の家族支援を重点に掲げ居場所の提供をし当事者支援、家族支援を考えて設立したが、10年経過してみても高齢者が増え新規会員が増えない。若年者の入会が難しい。
- ・組織運営の担い手が高齢化。次の担い手にバトンタッチするための研修に力を注いでいる。コーディネーターの育成、専任講師の助言者に月1回、現行業務の課題の洗い出しを行い、課題を共有・改善する作業を続けている。
- ・組織運営の担い手を増やすべくコーディネーターを育てる取り組みをしている。1つのケースに携わる協力員(2~3人)にコーディネーター役が出来る人を加える。
- ・たすけあい活動と公的サービスの賃金を同じくしたことで、気持ちよくたすけあい活動に協力してくれるようになった。
- ・地域包括ケアシステムに基づく、地域関連団体との連携推進。支援内容の共有による対応強化。
- ・地域や施設のイベントを通じて人材確保に務めている。
- ・町内活動などに参加し周知を行っているが、なかなか浸透しにくい。
- ・チラシを作成し、周知を図っている。公民館内で活動者募集の掲示を行えるよう、市役所と交渉中。
- ・提供会員の高齢化と後継者確保の取り組み。65歳以上の高齢者を対象にしている支援活動の枠を広げて年齢に関係なく、①障害のある方、子育て中の母親、外国人で困っている人の支援とすること。②子持ちのスマホやPC等の使い方などのアドバイスの支援など、体力に合わせたメニューを用意していきたいと考えている。このことは提供会員を増やすことや年代の若返りなどにも反映してくるのではないかと考えている。
- ・登録している協力会員(担い手)は29名だが、実際にたすけあい活動に参加している会員は6~7名です。残りの会員は福祉への関心を共有したい人、自分の体調に自信のない人、他の仕事が忙しくて参加できないが、時間ができたら参加する意志をもっている人など、「福祉」という観念でつながりたい人の集まりです。消極的なグループ運営ですが、住んでいる地域で福祉に関心をもつ人がたくさんいるといいなと思って、細々と活動を続けています。
- ・担い手の不足が最大の課題。現状では、チラシ、口コミ程度でしか動けておらず、効果的な募集活動の策定を模索している。
- ・ヘルパーの急な休みと代替えできる人がいない。日や曜日を変えたり利用者に休みにしてもらったりしている。こんな時、事業所体制を広げるのではなく、地域の助け合い活動で補えないだろうか。
- ・毎月の事務所内での研修、利用者への対応を同一にするための情報提供や指導を行っている。
- ・養成講座研修等、会の紹介。周知の広報。
- ・利用者の中で男性の参加者が少ない。ふれあいサロンで何を実施して、男性の参加者増大をはかる。
- ・利用者のニーズにできるだけ答えるために、市の介護予防成生活支援サービス事業登録団体協議会を設立した。今後、ヤングケアラー問題にも取り組んでいきたい。
- ・移動支援要望を自治会・町内会トップが自分の地域の問題として理解してもらうことの働きかけを考えている。
- ・医療行為が必要な方へのサービス開始のためのヘルパー研修、申請手続き等。
- ・運転手の高齢化。運転手を増やすよう若い人たちに対し、福祉有償運送の資格取得の呼びかけを積極的に行っている。
- ・会員団体のネットワークによる事業展開を検討しているが、会員数がまだまだ少ないため思ったような事業展開ができていない。事業内容を考えると共に、会員を増やす取り組みにも力を入れている。

課題等

- ・活動の担い手の高齢化により活動の量や質が低下していく事に危機感を抱きつつも、年齢を重ねるからこそ得られる熟練度や信頼度があると認識しながら活動してきた。その一方で、次世代を育てて高齢者や障害者を支えていく裾野を広げていかなければ社会が不安定になる、という思いで若い世代の人たちに呼びかけ、研修の充実やキャリアアップ制度等、働きやすい希望の持てる職場づくりに取り組んでもいる。しかし、せつかく育ててきた若い世代も施設や大手に行ってしまう事が増え、新しい人材は増えない。訪問ヘルパーの地位の向上を目指し、利用者の生活全般を支える訪問ヘルパーの重要性を機会ある毎にアピールしている。
- ・現在は、通所(デイサービス)を利用している利用者に限定し、介護保険でカバーできない範囲の生活支援を行っている。社会福祉協議会が有償ボランティア活動も行っており、競合してまで実施したいと思わない。通所での介護職員の確保もままならず、マンパワーも限界に感じる。背伸びはできないので、目の前にいる、縁のあった高齢者に自分たちのできる範囲で対応するしかできない。
- ・高齢化する障害者への対応を医療関係者や介護職経験者などと協力して、利用者が安心・安全に生活できるよう(今後は看取りまで)試行錯誤している。
- ・山間部の地域のため、買い物店等まで遠いので、「車に住民を乗せて移動すること」を希望する声が出てきているが、手続き、許可等それに対応できていない。そうしたことはできなくなっており、細かなサービスを受けられなくなってきた。改善策ができていない。
- ・市が力を入れている運動サロンへ定期的に職員を派遣・参加して、運動サロン代表者や利用者から地域での課題を抽出・把握している。
- ・市の委託事業である配食サービスを、市が廃止もしくは減少しようとしている。市内の他事業所と連携し、民間ではできないサービスであることを伝えている(住民参加であるからこそ市民が安心して利用できること。住民が参加できるから生きがいになっていることなど)。
- ・市の補助金事業終了に伴い法人化したのが、安定した資金の確保が厳しく事務担当の賃金、担い手への謝金、事務所の光熱費等の運営資金確保が課題である。地域まちづくり推進委員会との共催や賛助会員の募集等に取り組んでいる。
- ・集いの場としての拠点維持の為の家賃を1部レンタルスペースとして貸出して継続運営費を捻出している。
- ・助成金申請。提供会員(担い手)養成講座の実施。
- ・介護保険は厳しくなるばかり。地域の助けあいが無ければ在宅は難しい。その思いでつくった助けあい活動が、介護保険の補完サービスになってしまった。改めて顔の見える地域での助けあい活動の構築が必要と考えている。地域の団体や民生委員と一緒に、ニーズと住民の活動参加意識のアンケートを実施し、現在整理中。
- ・宣伝力・担い手の確保という課題が常にあり、広報作成・看板作成などしているが、コロナ禍の中、なかなかうまく活動ができていない。
- ・体験入会、体験利用などの推奨・実施。
- ・担い手が不足しており、パフレッツの配付だけでは効果が薄いとわかっていながらボランティア活動を主体としたパフレッツの作成を進めている。
- ・担い手の高齢化と組織を維持するための後継者不足に対し広報活動、人の繋がりを重点に活動中。
- ・担い手を確保のため各種経費を節約し資金を調達する。
- ・担い手不足なので、小さな子供がいるお母さんが活動しやすいよう、バックアップ体制を作ろうとしている。
- ・担い手不足は、このコロナ禍でもチラシを見て希望者が一定程度入会してきています。地道に広報していくことが重要と思います。今後も方策を考えながら続けていきたいと思っています。
- ・団体の財政基盤が脆弱であるため、専任の事務局職員が雇用できず、会の活動を充実することができない。財政基盤を整えるため、収益が見込める移送サービス運転協力者講習会の開催と、参加者の増加に向けて尽力している。
- ・地域福祉活動を推進する上で、市としての方針や取り組みが行われていないことから総合事業、住民参加型の福祉活動が進んでいない。現状の改善に向けて地区社会福祉協議会の地域福祉活動推進員の立場を活用し、市社協のCSWや第1層生活支援コーディネーターと連携し、住民向けの研修会や地域交流活動を展開している。
- ・地区の全戸配布を利用して、チラシを配布し周知を図った。

課題等

- ・ 当団体の地域では高齢化・人口減少が顕著で介護保険サービスは減少傾向にある。ただ介護保険サービス、公的サービスではカバーしきれない地域課題はたくさんあり、行政や社協とも情報交換しながら当団体ができる地域づくりを担っていきたいと考える。担い手の高齢化も進む中新たな担い手確保には相当苦慮するところがある。
- ・ 当団体は高齢化率50%の団地が主な活動先であり、ボランティアの確保と若者の活動への参加が課題。従来からの福祉活動に加え、若い人たちが中心になって参加できるようなイベントを企画・実施している。
- ・ 当法人はどのような依頼もできるだけお断りせずお受けしています。最近、当法人を家事援助事業と勘違いされているような方がおられ、住民参加型の助け合いの趣旨をご理解いただけない場合はお断りしています。居住支援法人として、要配慮者の家探しをしています。入居後の安否確認や見守りが課題となっています。有料サービスを利用できる人が少ないからです。できるだけヘルパーなどの公的サービスが使えるように連携体制をとっています。
- ・ 活動で新しい人材が増えていないため、担い手の高齢化と人材不足があるため担い手講習等を行政とのコラボで実施するがなかなか定着しない。年1回ではむづかしいため継続して研修の開催が必要だが資金面で難しい。
- ・ 有償ボランティアとして活動しているが、移動サービスの他事業所賃金との差が大きすぎる為担い手確保が更に思うようにならない。

B 社協運営型

- ・ たすけあい活動は“ボランティア”が契約なく志願で行うものであり、小回りが効き、利用までに掛かる時間が比較的少なく、サービス内容も柔軟に対応できる一方で、サービスの安定した提供面では、ボランティアの体調やスケジュールに左右される。対応できないときに代替要員を確保することが困難など、不安定である。そのため、利用の希望があった際には、介護サービスや障がい者サービス、シルバー人材センター、他の社会福祉法人サービスの利用を最大限に利用できないか、しっかりと相談している。
- ・ 依頼があっても近くに協会員がいないため、依頼を受けることができない。広報紙による周知、地域包括支援センターやまちづくり協議会との連携、情報交換、情報共有を行っている。相談者の住む自治会に相談し、対応して下さる方がいないか相談している。その他、他の事業所の紹介等を行っている。
- ・ 活動者の担い手不足と担い手の高齢化が課題である。担い手の半数以上が70歳以上の方にお世話になっている。現在、養成講座を実施し、活動者の登録をしているが、それだけでは担い手の確保が困難のため、活動者の登録は講座以外にも柔軟に対応できるように検討中。また、高齢世代だけでなく、若い世代の方も活動者となれるように、企業など、これまで繋がりの少なかった団体等への広報も検討中である。
- ・ 経営及び事務改善にかかる取組みの一環として、各セクション毎のSWOT分析を行い、組織全体としての重点項目を抽出するなど、市民ニーズに応えることのできる事業の見直しや戦略を立て、健全経営を図る計画である。
- ・ 広報の方法の検討、年1回の活動者交流会の実施、利用者や住民からのニーズをもとにサービスの検討等。
- ・ 市内で同様のサービスを展開している団体と情報交換を行っている。
- ・ 担い手不足を改善するため、社協ボランティア登録者への協力依頼をおこなっている。
- ・ 地域から孤立しているまた、孤立する恐れのある潜在化した方に対する支援として、地域を受け皿とした居場所づくりの働きかけ。
- ・ 買物は、品物を直接見て買いたい、または病院に行きたいが付添がないと不安という多くの声にお応えして、町内に限り社協の車を使用し、利用会員を同乗して買物を行うなど支援内容の拡大に取り組んでいます。その支援の協力者を確保するための養成講座を予定しています。
- ・ 利用者の無断キャンセル(連絡の忘れを含む)が著しくみられた場合は、その方の利用する数時間前に電話にて確認の連絡を入れている。

課題等

- ・ ①ニーズの依頼が主に掃除が多く、女性の提供会員の活動の場はあるが、男性会員の活動の場が少ない。男性会員の中には掃除の活動は消極的な方が多い。ただ、ボランティアの気持ちやこの活動に関心を持って登録していただいたので、月1回提供会員（地域の興味のある住民の方も歓迎）の交流会の場を設けて、モチベーションの維持につなげている。②住民参加型福祉サービスの活動だけでなく、ほかのボランティア活動なども情報提供して、活動できる場を紹介できたらと考えている。
- ・ SNS等、従来利用していなかった広報媒体の活用。サービス内容の見直し検討。
- ・ コロナの感染予防対策、感染時等対策。活動者不足。
- ・ サロン等を訪問し、担い手の発掘を行っている。また、民生委員児童委員の研修会で本事業の周知を行った。
- ・ 依頼内容が多様化する中で、依頼があるごとに、事務局と担い手との相談調整を念入りに行う。
- ・ 技術のある方と初心者の方をペアで派遣し、作業の手順やポイントを体感する。また、作業別に3部会に分けて協議の場を設ける。
- ・ 市内公共施設（子育て支援センター、公民館、保健センター等）にポスター掲示とチラシの配置を依頼し、一般市民の方へ事業の周知を行う。ラジオ出演し事業紹介と協力会員募集の呼びかけを行う。
- ・ ①資金面…法人内や運営委員会にて検討をしているところ。②サービス内容について（家政婦、お手伝いさん、自費ヘルパーとの線引きについて）…利用者等に説明し、理解を得てから援助活動をスタートするようにしている。
- ・ 新型コロナウイルスの影響で、地域で集まる機会が減っている中で、コロナ禍の中でどのような繋ぎの仕組みを作っていくか。
- ・ 担い手（ボランティア）確保の問題は、どの分野でも共通している。ホームページや広報誌を活用した募集のほか、各種講座や研修の機会に参加者へ直接声掛けしている。
- ・ 担い手の登録を個別対応している。また、フォローアップ講座を実施予定。
- ・ 担い手の養成には24時間講習を受けることが必須であるが、コロナ禍で実技講習等の開催が難しく苦労している。リモートでの実施も検討したいところだが、受講希望者が60代以上の方が多く、対応が難しい。
- ・ ファミサポを利用したいが、料金の面で二の足を踏む会員が増え、ニーズがサービスに繋がらないことが増加した（コロナ禍で仕事が減り生活に困っている人が増えたことも原因の一つと考えられる）。
- ・ 担い手不足については各地区にある掲示板に募集のポスターを掲示したり、広報誌等で募集記事を掲載している。今後は特に担い手の必要な地域（エリア）や年齢層を見極め、募集方法を検討していく。関係機関団体との連携を強め、お互いできない部分を補完しあうようにしている。
- ・ 担い手不足に対して、協力会員の募集、登録説明会を毎月、区報で広報して実施するとともに、希望に応じて個別に登録説明会を実施している。また、参加者の利便のため、登録説明会の会場を事務局のみならず、地域のふれあい館でも行っている。サービス提供（申請）のための手続きの際には、家族やケアマネージャーなどに初回訪問時に同席してもらい、情報を共有している。生活支援内容の多様化に対して、相談ケースを職員ミーティングで話し合っ対応している。
- ・ 団体機関紙だけではなく、市広報にて広告宣伝。協力会員が少ない地域において、福祉施設や包括支援センター職員に募集協力の呼びかけを行っている。
- ・ 登録者の状況把握。民生委員児童委員等からの地域の状況および人材の情報収集。必要な公的サービスが受けられるよう、地域包括支援センターとの連携。
- ・ 市の支え合いサポート事業は、居住地区を中心に活動できるようコーディネートを行っている。各地区において担い手を確保するため、地区のニーズを具体的に示し、活動内容を示したチラシを作成し、周知を行う予定。地域住民の困りごとに柔軟に対応できるよう、新たに短時間支援の導入や同行支援車両の増車を行った。
- ・ 内規を作成し、サービス内容を明確にしている。
- ・ 利用会員登録時に困りごとをお聞きすると、通院や買物に行きたいが足がないので車で送迎を頼みたいと依頼が多くあります。バスの運行便が少ない、ステップが高くて乗降できない、電車との乗継が悪いなど理由は様々です。意見を町担当者や協議体へつなげたり、今ある資源を大事にするよう公共交通機関の利用促進を行なってきました。町の担当者からバスの乗り方ガイドを作成していただきサロンなどで説明。
- ・ IT機器の利用説明やペット飼育など、現在対応できていないニーズに対応できるか、また対応できる協力会員を養成できるかどうか検討できるよう、協力会員向けにアンケートを実施する予定です。

課題等

- ・ 新たな人材確保のため、広報誌に担い手の募集を定期的に行っている。介護保険ではできないことが明確になっているが、住民参加型サービスでは料金が低額なうえに、求められるものが多いため、サービス利用申し込み時には、事業の主旨を説明している。
- ・ エリアごとの特色、現状に沿ったシステムを再構築するため事業の見直しを検討している。
- ・ コロナ禍の中で対応が難しいケースもあつたり、地区によっては担い手が少なく調整が難しいケースもある。今年度、悩みや課題の共有や担い手の新たな発掘を目的に、校区ごとの座談会を実施予定。
- ・ 担い手の活動範囲、意識に差があり、利用依頼があつても担い手の住まいによって断るケースが多い。担い手同士の意見交換会の定期開催を始め、2021年度より新たな担い手養成を兼ねた研修会を実施予定。
- ・ 担い手(サポーター)と共に運営方針会議を年数回開催し、活動内容を見直している。
- ・ 活動を依頼されるとき(利用登録時)の聞き取り、訪問調査に重点をおき、利用される方が事業を十分理解したうえで(有償のボランティアであることなど)依頼を受ける。また、担い手に継続的に活動いただけるようにフォローを行う。
- ・ 協力員不足、マッチング数を増やすため、協力員不足のエリアで協力員の説明会(募集)を実施している。
- ・ 協力会員の確保に苦慮しています。特に女性協力会員の人数が少ない状態です。そのため現役ヘルパーに個別に声がけして協力員になっていただきましたが、まだまだ足りない状況です。
- ・ 協力会員登録説明会を2ヶ月に1度行っている。協力会員同士で情報交換、意見交換ができるよう交流会を行っている。
- ・ 現在、サロンの方に協力してもらい、子育て中のお母さんと子どもの居場所づくりを進めている。地域の方と一緒に子育てをする中で、不安の軽減や孤立を防ぎ、地域でお互いさまの活動につながるよう働きかけたいと思っている。
- ・ 現在コロナウイルス感染拡大防止の観点から、活動内容・時間に制限(サービスは1時間以内、炊事・通院介助の中止)、新規利用者の受付中止を行なっており、協力会員・利用会員ともに安心してサービスを実施することの難しさを感じている。また、研修会の開催を検討したが、コロナウイルスの影響により講師を引き受けてくださる方がおらず、開催に至っていない。
- ・ 広く担い手を募集する形ではなく、具体的なニーズに合わせてマッチングするなど、ピンポイントサービスの募集を行っている。今後、同じ目的で取り組もうとしている他団体と一緒にできないか話し合いを行っています。
- ・ 広報について、毎年1回説明会を開催している。昨年はコロナ禍で開催できなかったため、地縁組織の会議にて制度紹介したり、パンフレットを配布した。
- ・ 広報誌やボランティアサイトにおいて情報の発信を行い、担い手を募集している。
- ・ 高齢化による人口減少が激しく、会員のなり手が少ない。以前は独居高齢者の会員が多くあり、ほとんどが草刈りの依頼であったが、会員の高齢化し草刈り機の使用が危険などの理由もあり、対応を個人有償ボランティアに依頼している状況。
- ・ 今、コロナの関係で交流会・研修会が実施出来ていないのが現状です。その都度、個別で相談対応は、行っています。今後、活動の問題など意見交換を行いたいです。
- ・ 昨年より、新たな担い手として、福祉施設の方に団体で登録してもらったり、障がいや認知症の方が家族や知人と一緒に登録してもらうなどの団体登録ができるようにした。また、障がいを抱えている母とその子どもへの対応など、ニーズが多様化・複雑化しているため、地域のたすけあい活動として、どこまで関わっていくか検討している。
- ・ 支援を受けたい人からの声が上がりにくい傾向にある。実態把握も踏まえながら、事業案内のチラシを持ちながら訪問し、必要な方に即対応できるような取り組みを始めています。
- ・ 新型コロナウイルスの影響もあり、昨年(令和2年度)より在宅福祉サービスを休止している状態にあるが、これまでの利用者は介護サービスを補う形での利用であったため、休止にしたことで生活に困っている人がいない現状がある。今後、小地域の中でたすけあいサービスを促進していく動きと合わせて、今後の市全域での在宅福祉サービスとしてどのような方針で運営していくのか、検討していくことが課題となっている。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大予防に努めながら、協力員を派遣をしておりましたが、緊急事態宣言中は派遣を休止しております。休止中は、安否確認が必要な方に対して、職員が定期的に電話などを行っております。

課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、自宅を訪問する生活支援サービスの提供に不安を抱く担い手(協力会員)もあり、積極的な広報活動や利用会員の募集、ニーズ把握、担い手の研修、くらしのおたすけ講座等を実施することができていない。そのため、既存の限られた利用会員のニーズに対し、感染対策を行いながらできる範囲の訪問活動のみ継続している。新型コロナワクチン接種が進み、安心してたすけあい活動や研修等ができる状況となった場合、上記課題に対する取り組みを行いたい。

- ・ 迅速なコーディネートと、潜在的な活動者を掘り起こすために、アプリを活用したマッチング方法を検討している。

- ・ 生活課題は複雑・多様化する反面、少子高齢化による人材不足は深刻な課題となっている。近い将来法人単独での対応にも限界が予想される中、市内社会福祉法人同士で構成する連絡会での協働事業や課題解決に向けた取り組みを始めている。

- ・ 活動を積極的に広報できない。十分に展開していくための人材が不足している。ただ、必要な方もいらっしゃるの確かなので、少しずつ緩やかにサービスをし続けていくことが大切である。

- ・ 他団体と協力し、たすけあいについて学べる教材(パワーポイント)を作成中(助け合い活動への理解者を増やすことで担い手確保に繋げることをねらいとしている)。

- ・ 多様化するニーズに対して、社会福祉法人と連携して何かできないかのリサーチをしている。

- ・ 対応の難しい内容の依頼があった際、他のサービス機関を紹介できるようにしている。

- ・ 担い手が高齢化している中で、次期の新たな担い手の発掘をしていく必要があると考え、ボランティア養成講座等を開催している。

- ・ 担い手の確保が課題。広報誌やチラシでの呼びかけているが会員獲得にはなかなかつながらない。ボランティア活動者や民生委員などへ実際に直接声かけすることで新規会員が微増となっている。

- ・ 担い手確保のためのPRとして、SNSを使った周知を開始した。

- ・ 担い手不足・利用者減少が見られるが、コロナ禍によりどこで感染するのかわからない状況の中、積極的な募集や活動ができない状況である。現在は感染防止に努めながら、これまでの利用者を中心に取り組みを継続している。

- ・ 担い手不足について、活動して下さる方がいないか個別に声かけを行ったり、広報紙やホームページなどに掲載をして広く呼び掛けている。

- ・ 地域たすけあい事業は、市の基金を財源に補助金により実施してきたが、基金が5・6年で枯渇しまう。このため、基金から介護財源(総合事業)に切り替えて、たすけあい事業の再編に取り組み、令和3年度からモデル地区を選定し先行して行い、検証する中で令和4年度末までに全地区で実施していく。

- ・ 地域住民(会員以外含む)からの利用したいというニーズに対して、担い手・後継者が不足している状況である。担い手も高齢になってきており、特に移送サービスは近い将来これまで通りのコーディネートが難しくなることが予想される。担い手の新規獲得のため、会員からの紹介を促すほか、公共施設や商店街、車用品店などにPR・広報物配架を行っている。また社協ボランティアセンターと連携して会員・活動紹介を実施している。

- ・ 地域住民と専門職等を交えたケア会議等を積極的に行い、情報共有を行っている。また、新たな担い手の育成のため地区社協と連携し研修会を実施するなどの取組を行っている。

- ・ 地域住民を主体とした「支え合い委員会」と連携し、担い手不足やニーズ把握、実態調査等の地域福祉の課題に対して、取り組んでいる。また、研修会や情報交換会等を行い資質向上に向けて取り組んでいる。

- ・ 当サービスの規程では対応できないケースや他団体で受けられないケースについて、包括や他団体等で連携しながら対応を検討している(近年、世帯状況などが多様化している)。

- ・ 当会主催の講座や地域でのイベント等に出向き、参加者等へ事業の説明とともに担い手と利用者の募集を行う。

- ・ 畑を耕す依頼があり、畑の管理が一人では出来なくなる。サービス提供することができず、農業公社へと繋ぐ。家事支援依頼があるが担い手不足のため支援ができない。現状を回避するため、民生員協議会定例会での説明会を実施したが、担い手会員の増加は見込めなかった。

課題等

- ・利用者が減少している課題に対し、平成29年度からサービス内容の拡充を行った(窓ふき、ベランダ掃除、荷物整理を追加)が、減少が続いている。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により利用者の心身機能の低下を心配する担い手の声が聞かれた。今年度は、コロナ禍における利用者の変化や新たな困りごと等について把握するため、ニーズ調査を行い、事業の見直しや改善につなげていく。また、オンライン研修なども積極的に取り入れ、事業周知や担い手募集を行うことで、幅広い年代の担い手の確保を目指していく。
- ・例年担い手不足を解消するために養成講座を実施していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響で実施ができず、協力会員(担い手)の登録が落ち込みました。今年度は、規模を縮小し、感染予防に配慮した内容(調理実習、高齢者疑似体験等はしない)で実施を検討している。

C その他

- ・担い手不足を解消のため、若い子育て中の方にサポートを受けたり、行ったりする“両方会員”としての登録をお願いしたり、サポートする場所、内容にあわせて、知り合いに声をかけ、会員になってもらい、サポートをお願いしたりしている。知らない人に子どもを預けることに不安を感じている母親が多かったため、社協の一室を使い、お預かりを行うようにしたところ、お母さん達の不安が解消されたのと同時に、サポートする側からも自分の家で子どもを預かるのは不安だが、公共の預かりの環境が整っている部屋で預かれるのなら、やってみたいという声も聞かれ、会員も増え、サポートの幅が広がった。
- ・担い手不足:活動から離れた会員にも定期的に連絡を入れたり、講座等を案内し、活動の継続を促している。また、子育てが落ち着いた依頼会員(受け手)へ協力会員(担い手)として登録いただくよう声掛けし担い手の増加に努めている。緊急依頼への対応:3日前までの受付の周知徹底に併せ、生活環境を確認し対応できる会員の確保に努めている。協力会員(担い手)の高年齢化:若い年代が利用する場に便り・チラシの配布、会員による声掛けなど様々な場面を通じて若い年代の確保に努めている。
- ・介護保険の訪問事業を行っていますが、介護保険でできない部分の自費の依頼があります。また、通院などの自費の依頼が増えていますが、人員不足のため対応できないこともあります。
- ・①担い手不足には、親団体の広報誌等を活用しPRを図っているが反応がないので、個別の声掛け(一本釣り)に頼らざるを得ない。②コロナ禍の中でサービス提供が狭められている(ニーズに応えられない)。③移送サービスへのニーズが顕在化しつつあるが、車両、人員(ボランティア)、制度(保険・保障等)などの課題感が重くのしかかり、検討もままならない。
- ・医療的な事への知識が少なく、日々の活動に追われて過ごしているため、困難ケースに出会った時に見落としてしまうことがあります。多職種の専門の方と意見交換する(コロナのため、数が少ない)。Zoom会議を含めて、参加をしている。
- ・会員が高齢化しており、高齢化した会員が生き生きと働ける新事業(お惣菜づくり等)を立ち上げようとしている。ヘルパーは(身体介護等)難しくなっていくが、ヘルパー経験を活かしておかず作り販売を考えている。
- ・コロナ禍で活動が制限され、会員同士の意欲低下は懸念される。また、協力会員の高齢化、新会員が入りにくい現状。
- ・コロナ禍での活動のあり方。緊急事態宣言下でも活動を続ける事への不安と活動提供できない時の未達成感。
- ・コロナ禍で対面での広報活動の機会の確保が難しい中、まだ試行段階ではありますが、SNS(フェイスブック、ライン、ユーチューブ等)での展開をし、幅広い層に弊社の活動に興味を持ってもらう。
- ・様々な会議に所属し、活動し、ひとのネットワークと情報を得て、様々な(資金面、協力先等)課題解決につなげている。
- ・シッター不足のため、サービスと料金を見直して、人様のお役に立ちたい方に集まってもらえるようにSNSを開発予定。
- ・新規応援者説明会の定期開催。

課題等

- ・ 地域によってサポートの依頼が少ないところや入会してくれたが依頼がないこともあり、「せっかく登録したのに・・・」と思う方もいるので、今年度はコロナ禍でできていないが市内の子育て支援センターで手あそび、紙芝居を披露していただき会員と交流できる場を設けている。「コロナ禍」利用する側も協力する側も控えたり消極的になっているので、講座をできる限り開催したり登録会にも足を運ぶようにしている。
- ・ ヘルパースタッフの高齢化、人手不足で事業所経営(運営)の人手、後継者不足に直面している。
- ・ 訪問介護ヘルパーや主任ケアマネジャーの募集は常時行っているが、報酬との関係もあり、なかなか若い人の応募がない。チラシを配ったり、ポスティングしたり、ホームページに募集要項を載せたり、またハローワークも検討している。会員の知り合いにも声をかけている。
- ・ ボランティア情報紙にて担い手の募集、既存会員・新規会員向けの講習会を開催している。
- ・ メンバーを募集するために独自の説明会を開催。さらに、近隣の同じ様な業態の団体と年に2回程説明会を開催している。
- ・ 課題として、担い手不足で依頼に応えられていない。依頼側は、安価な労働として捉えており、住民参加型による相互の助け合いとしての妥当な活動内容が見えていない。改善のために、担い手にとって魅力的な活動となるような工夫と、依頼側(関係者も含む)には、自分自身も担い手になることを理解してもらえるような周知活動について検討をしている。
- ・ 危険性を伴う作業や、専門性を必要とする作業については、他の助け合い団体に取りつなぎ、利用者の了承のもとプロの対応に委ねている。
- ・ 新型コロナウイルス感染の不安から、利用者の利用減少と担い手の活動休止が増えているが、利用者、担い手相互が安心して利用及び活動が出来るよう、感染対策の徹底等をお願いしている。
- ・ 担い手が不足しているため、町内の団体に協力をお願いしている。
- ・ 担い手の高齢化に伴う体力面の負担。担い手の作業回数に偏りが出ないように配慮。
- ・ 担い手不足について。ボランティア講座の開催。
- ・ 担い手不足のため、人材発掘に取り組んでいる。チラシ掲載やTwitterにて。
- ・ 担い手不足や高齢化傾向にあるため、年1回募集案内を広報や社協だよりに募集案内を掲載している。
- ・ 町より委託を受けてファミリーサポートセンターを運営しています。少子高齢化が進み、認定こども園や小学校の隣には児童クラブも併設されています。児童の送迎バスもあり、現在ではファミリーサポートセンターの利用をされる方も減少している状態です。子育て支援が行き届いていることもあり、今後の課題としては子どもから高齢者まで対応ができ、家族が安心して暮らせる町への体制整備が課題。

組織運営形態の無回答

- ・ 参加者のレベルに合わせて、作業内容を細かくしている。個別処遇を行っている。
- ・ 特に感じる事としてはコロナ禍で依頼があってもキャンセルになったり、家庭の事情で手を必要とする利用者ほど出費を抑えたく金額を安くさせる相談があります。また、活動支援者が減り、急な対応を求める方もいて人探しで苦労しました。

生活支援体制整備事業について

28. 生活支援コーディネーターについて

(調査票 問28)

- 生活支援体制整備事業における「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」については、「受託していない・受託する予定はない」43.7%が最も多く、次いで「第1層として受託している」19.4%、「第2層として受託している」14.9%となっている。

■ 図表70 生活支援コーディネーターについて(複数回答)



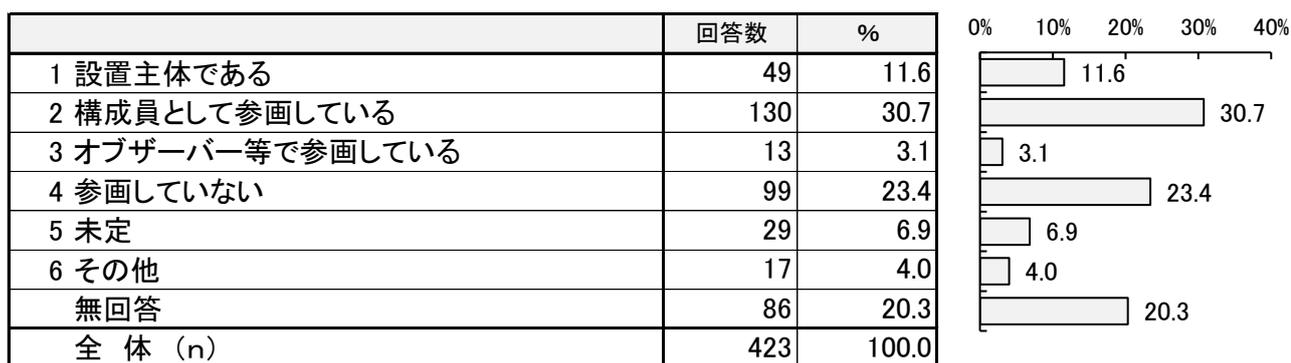
29. 市町村における「協議体」について

(調査票 問29)

(1) 協議体への参加について

- 協議体への参加状況は、「構成員として参画している」30.7%が最も多く、次いで「参画していない」23.4%、「設置主体である」11.6%となっている。

■ 図表71 協議体への参加について(単数回答)



生活支援体制整備事業について

<図表71 協議体への参加について「6.その他」>

A 住民互助型

- ・ 共同体の設置がない。
- ・ 在福ネットとしてではなく、所属団地として参加している。
- ・ 参加していたが、平成29年度で終了し、地域ケア会議に統合された。
- ・ 事務局の一員。

B 社協運営型

- ・ (1層協議体について)設置主体は市。市と連携した協議体の運営を行っている。
- ・ 活動者の中には、協議体に所属している人もいる。
- ・ 構成員、また事務局として参画している。
- ・ 市では地域ケア個別会議を協議体と位置付けており、出席と記録はコーディネーターが行う事になっている。
- ・ 親団体の社協として構成員として参画している。
- ・ 推進主体である。
- ・ 第1層協議体は行政。第2層協議体は社会福祉協議会。
- ・ 第2層協議体の運営を市から受託している。

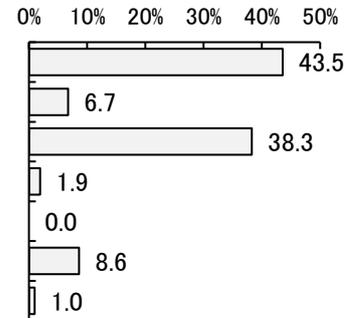
生活支援体制整備事業について

(2) 協議体の設置主体

- 協議体の設置主体については、「行政」43.5%が最も多く、次いで「社会福祉協議会」38.3%、「地域包括支援センター」6.7%となっている。

■ 図表72 協議体の設置主体(単数回答)

	回答数	%
1 行政	91	43.5
2 地域包括支援センター	14	6.7
3 社会福祉協議会	80	38.3
4 NPO法人(中間支援組織のNPO法人を含む)	4	1.9
5 未定	0	0.0
6 その他	18	8.6
無回答	2	1.0
全体 (n)	209	100.0



※図表71の選択肢1、2、3、6を母数にしている。

<図表72 協議体の設置主体「6.その他」>

A 住民互助型

- ・ 住民同士の支えあい活動をしている団体や未実施地区住民と各種関係団体。
- ・ 地域包括支援センターと+社会福祉協議会。

B 社協運営型

- ・ 1層協議体は行政、2層協議体は地域包括支援センター。
- ・ 一般社団法人(第1層コーディネーター)。
- ・ 行政(区)と共催。
- ・ 第1層協議体は1.行政。第2層協議体は3.社会福祉協議会。
- ・ 第1層行政 第2層地域包括支援センター。
- ・ 地域福祉課。
- ・ 地区社会福祉協議会、地区コミュニティ運営協議会。

C その他

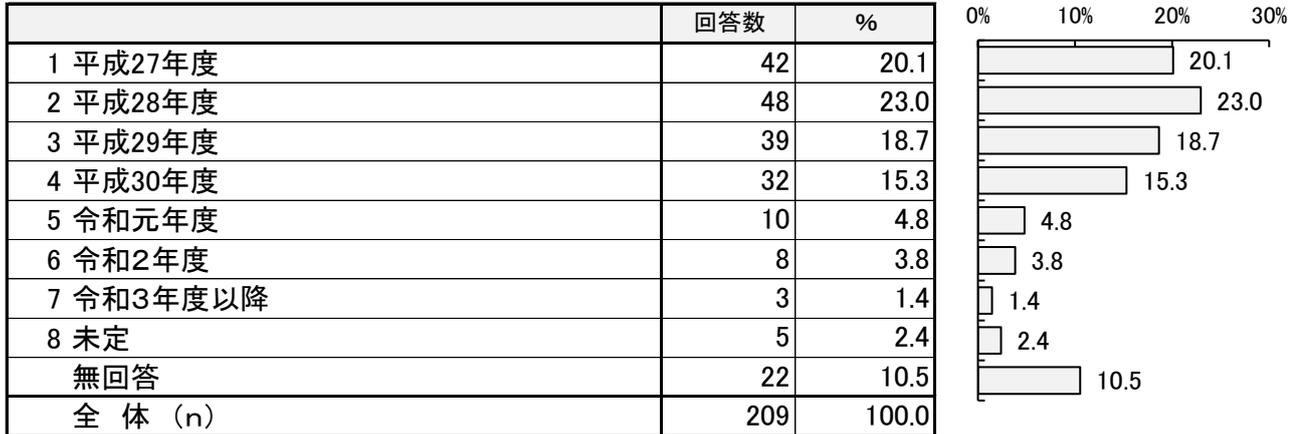
- ・ 17の自治体で活動しているため、それぞれ異なる。

生活支援体制整備事業について

(3) 協議体の設置時期

- 協議体の設置時期は、「平成28年度」23.0%が最も多く、次いで「平成27年度」20.1%、「平成29年度」18.7%、「平成30年度」15.3%となっている。

■ 図表73 協議体の設置時期(単数回答)



※図表71の選択肢1、2、3、6を母数にしている。

(4) 協議体の構成団体

- 協議体の構成団体については、「社会福祉協議会」89.5%、が最も多く、次いで「地域包括支援センター」78.0%、「行政」75.6%、「民生委員・児童委員(協議会)」66.5%、「地縁組織(自治会等)」59.8%と続いている。

■ 図表74 協議体の構成団体(複数回答)



※図表71の選択肢1、2、3、6を母数にしている。

生活支援体制整備事業について

■ 図表75 協議体の構成団体【経年比較】

	令和2年調査 n=209		平成30年調査 n=517		平成30年調査 n=442	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 行政	158	75.6	208	40.2	109	24.7
2 地域包括支援センター	163	78.0	207	40.0	114	25.8
3 社会福祉協議会	187	89.5	238	46.0	131	29.6
4 NPO法人(中間支援組織のNPO法人を含む)	102	48.8	124	24.0	69	15.6
5 社会福祉法人	92	44.0	118	22.8	53	12.0
6 地縁組織(自治会等)	125	59.8	164	31.7	85	19.2
7 民生委員・児童委員(協議会)	139	66.5	191	36.9	99	22.4
8 生活協同組合	25	12.0	33	6.4	19	4.3
9 農業協同組合	12	5.7	36	7.0	17	3.8
10 民間企業	37	17.7	46	8.9	27	6.1
11 介護サービス事業者	93	44.5	134	25.9	68	15.4
12 シルバー人材センター	68	32.5	125	24.2	67	15.2
13 未定	1	0.5	105	20.3	159	36.0
14 その他	87	41.6	103	19.9	54	12.2
無回答	3	1.4	144	27.9		

※令和2年調査より図表71の選択肢1、2、3、6を母数にしている。

<図表74 協議体の構成団体「14.その他」>

A 住民互助型

- ・1層はどの団体に対してもメンバー要請があるわけではない。開催の案内は来るが、役割についての認識を深めているかどうか分からない。
- ・非営利地域活動団体。
- ・ボランティア団体。
- ・有償ボランティア団体。
- ・医師会、大学教授。
- ・医療・保健福祉関係者。
- ・体育協会、病院。
- ・地域協議会、地区公民館。
- ・地域内の福祉活動団体。
- ・地区協議会、地区公民館。
- ・福祉委員、ボランティア。

生活支援体制整備事業について

B 社協運営型

- ・クリニック、薬局、鍼灸院、大学。
- ・ケアマネ協会、医師会、公民館館長会、薬剤師会、看護協会。
- ・シニアクラブ。
- ・たすけあい活動の担い手、介護者の会、老人クラブ。
- ・ボランティア連絡会。
- ・まちづくり協議会。
- ・移送関係者、弁護士等有識者。
- ・医療機関。
- ・各種医療機関、薬局。
- ・各地区、第2層協議体、代表者。
- ・学識者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、ボランティア団体。
- ・協議体開催の際のテーマにより、構成団体が異なる。
- ・区長や区長OB。
- ・警察、婦人会、サロン代表、老人クラブ、まちづくり協議会。
- ・個人ボランティア等。
- ・固定はしていない。その時の社会課題について参加を依頼している。
- ・歯科医師会、医師会、柔道整復師、ボランティア団体。
- ・社協支部の代表者。
- ・趣旨に賛同する個人。
- ・住職。
- ・住民代表者。
- ・商工会議所、青年会議所、商店会連合会、建設協会、市立病院・市内医療機関。
- ・消防、警察、薬剤師、医師、自立支援協議会。
- ・地区社会福祉協議会。
- ・郵便局。
- ・利用者、生活支援コーディネーター。
- ・校長会。
- ・レクリエーション協会。
- ・体操グループ、サロン活動団体。

C その他

- ・大学。
- ・ワーカーズ・コレクティブ連合会。
- ・市内大学関係者、公募による市民参加。
- ・大学教授、医師会、保健所、薬剤師会、歯科医師会。
- ・地域有識者。
- ・地区スポーツ協会。

生活支援体制整備事業について

30. 活動への影響や課題について

(調査票 問30)

(1) 地域生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

A 住民互助型

- ・ 担い手不足、後継者がいない、ほかの業務と兼務している。
- ・ 地域の課題、現状について、伝えられるきっかけになっている。
- ・ 第2層協議体の設置に取り組む。
- ・ NPO法人として参加し、企画・計画段階からかかわっている。具体的には、住居地で地区福祉委員として参加、実施企画、運営にかかわる。
- ・ 可能な限りの情報・状況の共有化による、見守り及び対応の実行。
- ・ サロン活動、外出支援事業を協同で行っている。
- ・ 社会福祉協議会は日常の活動に大きな支えとしてあります。
- ・ 情報提供や連携会議に参加している。
- ・ 町内の包括支援センターが1か所であったが、対象者が増加したため南部地区に設置することとなった。令和3年11月頃に開所予定。このように人口統計を行政は持っており、10年後には高齢化率が予測できるにもかかわらず、1か所で発足したが対応しきれず数年で増所することは、失政と言っても過言ではない。
- ・ 適宜、貴重な助言や支援を受けている。大変、協力的で前向きな提言もしてくれている。
- ・ 引き続き連携してやっていきたいと思います。
- ・ もう少し常設居場所を行うNPOと連携を図った方が良いのではないかな。
- ・ 連携がとれていない。
- ・ 以前からかかわりがあったので、オブザーバーとして参加している。
- ・ 影響は有りません。課題はたくさん見えます。
- ・ 介護保険制度障害福祉サービスの方で手がいっぱいである。
- ・ 協議体やコーディネーターと連携を取りながら今後の活動を推進することが重要と考える。
- ・ 現在の活動の中で、会員が意識する機会が少ないように感じています。
- ・ 市地域包括ケア推進課長が第1層コーディネーター、地域包括支援センターが第2層コーディネーターとなっており、関連機関として常に連携しており本会の会議にも出席している。
- ・ 時々、利用者のサービス利用の相談があります。
- ・ 社協でスタッフを配置していた時期があったが今は、配置されていないと思う。予算も無いのだと思う。では誰がやるのか？限界も感じる。
- ・ 社協に担い手の相談に行ったのがきっかけで生活支援コーディネーターと初対面、当方の寄り合いに視察。地区協議体から注目され視察に訪れる。作業着、シャツなど社協に提供し役立ててもらった。SCとは交流的になりつつある。
- ・ 社協のコミュニティソーシャルワーカーが生活支援コーディネーターを兼任している。本会（地区社協）の活動にあたり、様々な場面で連携しながら取り組んでいる。
- ・ 社協職員がこの種の働きをしている。
- ・ 情報交換は、社会福祉協議会関係者へ伝え、課題に関する回答があるので、特に問題ありません。
- ・ 生活支援コーディネーターからの連携はない。
- ・ 生活支援コーディネーターとして活躍する人材は当会にもいるが、2層の協議体の設置が進んでいない。現在3か所いずれも社協が受託している。もっと地域で活躍する生活支援コーディネーター人材の発掘と地域の活動団体等へ2層を広げていく必要があります。
- ・ 生活支援コーディネーターと繋がることで、担い手づくりや利用者さんの確保につながる活動が展開できる可能性がある。
- ・ 生活支援コーディネーターの役割は地域づくりの要となり、非常に重要なものであると考える。当団体としても職員を研修等に派遣し、現在第2層のコーディネーターの受託をできないか関係各所と協議中。本町におけるコーディネーターは第1層、第2層ともに社協のみが受託している。もっと広い目で見たい地域づくりのためにいろいろな業種の方をコーディネーターとして採用すべきであると考えている。行政と社協のみでの運営で他の法人、業種は蚊帳の外のような状態である。
- ・ 生活支援コーディネーターへのサポートをしている為、影響や課題は無い。

生活支援体制整備事業について

- ・生活支援コーディネーター第1層と第2層は、社会福祉協議会が行政から委託を受けている。活動の内容はあまり見えてこない。
- ・声がかかれば、できる協力はします。いまのところ、勉強会参加どまりです。
- ・第1層会議に参加しているが、ビジョンがはっきりせず、第1層の役割がわかりにくい。実践に伴わない会議のようでは必要性に疑問を感じる。
- ・第二層は任命されている。
- ・団体への影響はない。個人がコーディネーターとして参加している。
- ・地域の課題を共有しあうことで、今後の支援で連携がとれる。山間部地域で、高齢化していくことで、買い物の店等が遠いため、移動手段が必要になる。
- ・地域の中で、支援を必要としている人たちを支える立場で活動している団体として、生活支援コーディネーターが情報を共有したり意見を出し合える繋ぎ役となってくれる、と期待していたが、今のところ、その動きや、何を欲しているかなど良く見えてこないというのが現状です。
- ・当地域では、1層が社協、15地域ある中学校圏域に2層コーディネーターが15名(当NPO以外は社協で請け負う)いるが、社協はどれも体制整備事業の理解を怠っており、サロン活動のみが体制整備事業ととらえており、当NPOとの温度差が激しい。地域内の活動については、面白味もでてきたが、1層とのやり取り、社協とのやり取りの方が、困難を要する。社協からの扱いが市内全域を見るはずの1層も、当地域はできてるから大丈夫と何もアドバイスをもらえない。受託元の市とのほうが連絡が取りやすい。当NPOの影響としては、地域のNPOとして地域包括支援センターなどと協働して、地域づくりを推進していくことで、より地域に根差したNPOとなりありがたい。
- ・当地区では、社協支部に生活支援コーディネーターが配置されており、当会の活動に積極的に関わっている。
- ・日常生活支援総合事業 生活支援体制について行政からの発信はありません。
- ・不定期ではあるが、情報の共有化を図るために、連絡・相談している。現在、一人しかコーディネーターがいないので、活動範囲が限定されているのではないかと懸念している。

B 社協運営型

- ・SCの動きは、圏域の状況(地域性)によってまちまちな部分もあるが、ある程度SCとしての力量が必要と感じる。月1回、SCのミーティング(年に数回近隣市町と情報交換会を実施)や地域アセスメント様式に、収集した情報を入れ、活動の進め方を協議している。
- ・ゴミ出し、除雪、買い物支援等の具体的な生活支援のしくみ作りに期待してる。
- ・課題としては、見守り活動の支援を受け入れない方への支援の在り方の推進を今後 研修会等で学んでいきたい。
- ・社協にも地区担当者(コミュニティワーカー)が地域支援を担当している中で、行政のコーディネーターも同じように地域づくりに関わってこられるようになった。力を合わせて様々なことに取り組んでいきたいが、なかなか考え方や目指す方向が一致せず、何度も話し合いを重ねている状況。
- ・生活支援コーディネーターが在宅福祉サービスを担当しているため、ニーズの把握(利用会員、担い手)、関係機関との連絡調整、利用状況、課題、利用頻度等、把握しやすいと思います。
- ・困りごとの調査に個人宅やサロンへ訪問に行きたいのですがコロナ感染症のため、なかなか思うように訪問できずにいます。
- ・生活支援コーディネーターとして、地域ニーズの発掘、地域を知るという部分で、繋がりがある自治会とない自治会があり、ない自治会への取り組みが課題。
- ・現状の地域課題を地域の方々にとどのように理解してもらうのか、住民主体の活動に繋がられるように仕掛けていくか。課題としてある。
- ・生活支援コーディネーターの役割について広く捉えられ、コーディネーターの本来業務でない仕事を行うことがある。
- ・地域にあるサービスなどの把握と活性化、生活支援ニーズの把握、サービスの担い手の発掘と養成、困っている人と助けたい人をマッチング、地域のネットワーク作り。
- ・地域のキーパーソンとの面談や地域活動団体への訪問を通じ、本会事業に理解を示してくれることが多くなり、本会事業の推進や地域活動に好影響を与えている。

生活支援体制整備事業について

- ・地域の課題などを話し合う地域懇談会を働きかけているが、活動がある地域と活動がない地域と温度差が出ている。
- ・話し合いの場では、生活支援コーディネーターの一方の説明になりがちで、住民主導の形になり辛く、住民同士の意見交換につながらない。
- ・地域課題としては足の問題が多いところですが、住民主体の支え合い活動に発展させるには、ハードルが高い。
- ・地域の困りごとの早期発見や解決につながっており、第2層生活支援コーディネーターや民生児童委員、サポーター等との協力体制ができた。
- ・地域の実情を知ることで、各々の地域課題や社協で実施している配食や送迎サービス等へのつなぎ。地域ケア会議への事案等によって、関係機関との連携を図るようにしている。
- ・地域課題として住民参加型在宅福祉サービスの充実が挙げられているが、地域によってはサポーターが不足している状況がある。サポーターの確保や事業の周知について取り組みを進めている。
- ・短時間支援の導入や同行支援の車両の増車など、地域の困りごとの解決に向け、新たなサービスの導入を提案し、協議体にて検討している。
- ・生活支援コーディネーターが実施する研修の受講者が該当団体への登録となる。しかし実際の担い手にはつながらない。
- ・1層のコーディネーターを受託している。小さな自治体ではあるが、各地区でそれぞれ特色があり、各地区に精通した人材の協力が必要と感じる。
- ・SCとしての活動は幅が広く、地域住民と密接にかかわる業務だと感じている為、地域資源(社会資源)の把握・発掘や、ニーズの把握など、アンテナを常に立て、高齢者がより安心して生き生きと生活できる地域と目指していきたいと考えています。
- ・SC業務は、社協のCSW業務と「地域づくり」という面で、重複していることから、それぞれが地域資源と連携して、活動を進める際、連携する地域資源も重複する可能性がある。
- ・コロナ禍により思うような活動とはなりません、出来ることを出来る範囲でと思っています。
- ・サロン活動の社会資源として協力を得ている。
- ・生活支援コーディネーターが兼務で対応。
- ・たすけあいでの移動サービスを目指しつつも実現にいたっていない。
- ・ニーズ把握し、地域資源とマッチングが出来ていない。また、情報収集と整理が出来ていない。
- ・町からの受託事業として、生活支援コーディネーターを配置し、他の関係機関との連携とネットワーク化により情報を共有し、生活支援体制づくりに取り組んでいく。
- ・影響:地域で活動を始めるきっかけづくりとして、定期的に担い手養成講座を実施し、受講した方へ本活動の研修や事業の案内を行うことにより、会員登録に結びついてきたが、新型コロナウイルスの影響で令和2年度以降開催が出来ていない。課題:コロナ禍における活動の広げ方。
- ・過疎地域においては全てにおいて人材不足の課題が積みまとう状況。各種団体の長を担う人材も不足する中で団体の解散等も相次ぐ。また、新型コロナの影響で活動自粛が続き、自粛による活動休止が中止や解散にもつながりかねないと懸念する。
- ・介護保険サービスの適用外になる人が本事業を利用することが多いため、利用者の情報提供をしてもらったり、担い手になる人の情報提供をもらっている。
- ・外出自粛により在宅生活が多くなる中で、高齢者世帯の家庭内で何が起きているか、わかりにくい状況であること。また、地域活動の多くが休止してしまい、住民同士の関わりの希薄化や情報交換の機会が少なくなってしまう。
- ・各協議体で生活支援サービスを検討している場合には、生活支援コーディネーターと連携し、参考のため市内有償福祉サービスの先駆的・代表的な存在として団体紹介等を行っている。また生活支援コーディネーターと情報共有を行う中で、相互に会員紹介を行う場合もある。
- ・具体的に支えあい推進員とコーディネーターとの繋がりがなく、各地域の実情や生活支援への動きを情報共有できると良い。
- ・現在は第1層SC(生活支援コーディネーター)は社協に1名。第2層SCを第2層協議体メンバー及び関係機関等から選定することも検討されているが、具体的な推進方法については、今後、市主管課等と協議を進めていく予定。既存の在宅福祉サービス事業と生活支援体制整備事業の連動については、現段階において、在宅福祉サービス関係の協力員等に第2層協議体への参加を改めて募り、それぞれの事業・活動の関わりを相互に深めていくことが重要と考える。

生活支援体制整備事業について

- ・市の職員が、第1層・第2層生活支援コーディネーターとして活動している。当法人では、生活支援体制整備事業(第2層調査事業)を受託している。住民主体の通いの場の状況や生活支援ニーズ等を調査する中で、行政との情報交換や共有を行っている。
- ・市内で、従前からの生活支援コーディネーターだけでなく、社協独自の福祉委員の取り組みも見直されている。すぐに制度に結びつかないような住民課題の解決について、今後さらに連携を深めていく必要がある。
- ・事務局組織体制の整備が必要(業務の兼務、情報共有、労働条件等)。
- ・実施主体が同一団体であるため、助け合い活動と生活支援コーディネーターの動きは常に共有、把握し支援につなげている。
- ・社会資源として認知はされているが、今のとこと直接的な働きかけはない。
- ・社会福祉協議会として第2層生活支援コーディネーター(生活支援体制整備事業)を受託しているが、これまで社協として、地域福祉の中で進めてきている「住民主体の支え合い活動の推進」が被っていて、成果を区別しにくい(行政含め)。
- ・社協としてSCの受託は有効であるが、兼務の位置づけで、どの程度までの活動が可能であるかが課題である。
- ・社協としては受託しているため、協議体の会議等で報告することが出来る。
- ・社協として生活支援コーディネーターを受託しており、在宅福祉サービスとしての影響はほとんどない。
- ・住民同士の支え合い事業を実施していく上で、地域の課題・社会資源・情報等を共有していきたい。
- ・小地域活動推進事業とコミュニティソーシャルワーク推進事業とが同一係内で職員が兼務しながら、社協の他係の事業とも連携できるので、地域福祉の推進が図られている。
- ・職員の力の底上げ、スキルアップをいかに図っていくかが課題である。
- ・親団体では関わりがあるが、今回の回答団体においては特に無し。
- ・親団体に生活支援コーディネーターがいるため、地域の実情に応じて、必要があれば情報提供を行っている。
- ・親団体の担当者である社協職員が生活支援コーディネーターであるが、活動者が生活支援コーディネーター養成講座や研修を受講する予定はない。理由は、地域住民による活動で「できる範囲の活動」をおこなっており、また、活動を開始して間もない団体でもあるため、現在おこなっている活動の範囲を広げる等の団体の運営を優先しているため。
- ・人口規模の小さな自治体ということもあり、1層のみ(2層兼務)でSC1人という体制で臨んでいるが、小さな町とはいえ地域の特性は異なるため、ニーズ把握や不足するサービスの創出など、なかなか思うように進まない現状にある。
- ・生活支援コーディネーターとして協議体に参加することで地域住民の方と協力して課題に取り組むきっかけになっていると感じている。会議に参加している委員の方からは地域の様子や課題、良い取り組みなどを聴くことができ、実情を知ることにつながっている。生活支援コーディネーターとして良い取り組みについては発信し、課題については様々な委員が参加する場で意見をもらいながら解決に向けて具体的な社会資源の創出に結び付けたいと考えている。
- ・生活支援コーディネーターとして地域へ伺う中で、社協が実施する有償ボランティアではできないことを、新たな地域課題として投げかけることができる。
- ・生活支援コーディネーターの役割は、幅広く、業務量も多いが、専任でなく兼務で行なっており、業務をこなせていない現状がある。
- ・生活支援コーディネーターは、高齢者を対象に介護予防に資する自主グループの立ち上げ、運営支援を積極的に進めている。当会では住民相互の支え合い活動の一環としてミニデイホーム、子育てサロン立ち上げ、運営支援を進めているが、ともに活動場所やリーダー等担い手の確保が課題となっている。また、当会では地域福祉コーディネーター(一部市域のみ)と地域担当職員を配置しているが、生活支援コーディネーターが抱えるニーズの解決に向けた連携実践ができていない点も課題である。
- ・生活支援コーディネーターを受託したことにより、従来よりも幅広い地縁団体や企業との交流の機会が増え、社会福祉協議会としての活動の幅が広がったように感じる。
- ・生活支援体制整備事業の事業内容への理解が地域に浸透しておらず、推進に苦慮している。第2層生活支援コーディネーター及び関係機関との更なる連携強化が課題と感じる。

生活支援体制整備事業について

- ・生活支援体制整備事業受託団体でもあり、助け合い活動の実施団体であるため、地域の生活課題を具体的なサービス対応に導く責務が生じる。
- ・組織として連携の機会があり、助け合い活動についても必要時に情報共有している。
- ・第1層の生活支援コーディネーターしか設置されていない。
- ・第1層生活支援コーディネーターを受託し、新総合事業の構成の中、高齢者を中心とした地域ニーズを第2層生活支援コーディネーター（H30年度設置）や行政担当職員と情報共有を図ることで、小地域単位での地域福祉支援の資質向上につながっている。行政担当職員との間で地域とのかかわり方等において意識の違いが生じた場合に業務に制限にかかる。
- ・第2層生活支援コーディネーターについては市内4団体に委託されており、地域での取り組みはそれぞれとなっている。当会においても2圏域を委託されているが、市内のコーディネーター同士の情報交換や連携の必要性を感じている。
- ・地域ごとのニーズを把握し、そのニーズと合致する地域資源の発見、開発力を強化する必要がある。
- ・地域の資源の把握ができたことや、それらとのつながりの強化を図ることができた。それにより、地域福祉推進における人材の参加や団体との連携の幅が広がった。
- ・地域福祉担当職員と連携し、地域ニーズにこたえることが出来るようになった。第2層生活支援コーディネーターの委託が全地区でないため、社協以外が受託している地区の情報が入りにくい。
- ・地区社協等との連携により、地域の状況等を把握しやすい。
- ・定期的に地域に出向き、地域とつながることでその地域が抱える課題や問題点等を早期に把握することができる。また、地域の方に相談したいときにも適切な方を紹介してもらえる。
- ・当該団体は地域生活支援コーディネーターとの関わりが少ないことが課題である。情報交換や時には協働しながら、団体の地域での支えあいを広めていきたい。
- ・当町では町と社協、現在第一層コーディネーターのみ。昨年まで他事業所のコーディネーターがいましたが、介保事業所にいながら動く事が難しい面があり、今年の新たな形で動き始めたところです。
- ・同一法人であり、協働、連携体制をとっているため、影響、課題は無い。
- ・平成28年から令和元年度（4年間）まで、生活支援コーディネーター1名を受託し職員を配置していたが、令和2年度以降は生活支援コーディネーターの受託を断り、協議体の構成員としてのみ参加している。
- ・平成28年度から令和2年度まで第一層協議体運営及び第一層生活支援コーディネーターを市より受託されていた。生活支援コーディネーターについてのガイドラインでは、「地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者、又は中間支援を行う団体等であって、地域コーディネート機能を適切に担うことができる者」等いくつかの重要な事項が示されているが、今後は、社協として地域住民の近くで生活支援コーディネーターと共同で地域を支えていきたい。
- ・別部署が第1層生活支援コーディネーターを受託しており、またその部署と共に、地域包括支援センターが担当している第2層生活支援コーディネーターの事務支援業務のため第2層協議体に関わり、会議の準備から運営までに携わった。
- ・母体法人である社会福祉協議会が1層を受託している。
- ・本事業が「人と人とのつながり」が重要であるが、コロナ禍によりそれが叶わないため、安心・安全な体制を確保しながら代替案や方式を模索すること。
- ・問題点は委託・補助事業の規則（ルール）との兼ね合い。利用者の困りごと内容をどこまで受け入れるか、人材不足等が挙げられます。
- ・令和2年度から第1層1名・第2層5名の生活支援コーディネーターを倉敷市社協に配置している。より細かい地域の実情の把握や情報の発信、支え合い活動の創出、担い手と活躍のマッチング等を行っているが、社協の組織内で生活支援コーディネーターと一般事務所の職員との役割分担や連携のあり方が明確になっていない。
- ・令和3年7月より受託の為、今後は第二層の協議体の設置を進めていく予定。既存の会議等を活用していく予定であるが参加団体や市民へ生活支援体制整備事業の主旨を明確に伝えていくことが最初の課題と考えている。

生活支援体制整備事業について

C その他

- ・ お互いに支え合える関係団体の橋渡しをしてもらっている。
- ・ 生活支援コーディネーターの経験機関が短く、支会長と連携した活動方法や依頼内容について、コーディネーターからの関わり方を模索している。
- ・ 通常の関連はない。支え合い事業の仕組みについて、学習させていただくことのみ。
- ・ 社会福祉法人を母体とする障がい者施設内で実施しているため、影響や課題は特にないと思われる。
- ・ 小学校単位での支え合い組織をつくるため、モデル地区を選定し進めているが、コロナの影響もあり、組織を立ち上げるのに3年を要した。残りの小学校区はできるだけ短期間で進められるような働きかけが求められている。
- ・ 生活支援コーディネーターが社協に委託されているのは他業務と連携、情報共有でき、動きやすく良い影響となっている。他事業でつながりのない事業所、団体、企業とつながりを持つこともでき、横のつながりの幅が広がった。
- ・ 地域の情報を得るために重要な存在です。
- ・ 地域包括支援センターのセンター長が担っています。特に影響はありません、年に1回か2回の協議体の会議があり、毎回自己紹介から始まり進展はありません。
- ・ 町民からの生活支援コーディネーターはなく、社協より1名、地域包括支援センターより1名の職員が研修などを受け、行政と連携して進めています。昨年からのコロナの影響により協議体の研修や集まりができていない状況です。
- ・ 定期的(四半期に一度)にSC(兼CSW)が主催する情報連絡会に参加し、他の専門職・地区民児協も参加し個別課題や地域の課題に係る話し合いや情報共有を行っている。
- ・ 年間を通し、モデル地区を選定して生活支援コーディネートを配置し、フレイル予防に効果のある地区拠点を通いやすくするための研究、再構築への支援等を市、地区との共同により行っている。今後、具体的な活動内容の検討を図り、活動拠点としての再構築を図り、他地区への横展開へのモデル的な仕組みづくりとなることを期待している。
- ・ 平成27、28年度の2年間の取組として、生活支援コーディネーターを専任・兼任1人ずつの2人配置とし、協議体(第1層)の設置運営及び生活支援コーディネーターが、地域づくりに向けた活動を行った。地域で高齢者を支える仕組みづくりを進めた。

組織運営形態の無回答

- ・ 任意団体として事務所も持たず12名程で、細々と活動している小さなグループです。コロナ禍で集団で集まる事を避けるため、月1回の定例会、総会を中止しており、ニーズも減っています。サポーターも運転免許返納の方や皆さんの事情で活動できる方も少なくなりました。今は静かに少ない活動を暖かい心で接しています。

生活支援体制整備事業について

(2) 協議体

A 住民互助型

- ・「協議体」という考え方も浸透していない。狭い範囲でそれぞれの立場の人たちが力を出し合って助け合っていこうという理想は良く分かるが、具体的な動きが見えてこない。
- ・協議体の設置について主となる職種をどこに置いたらよいか分からない。それぞれスタイルが違うため。
- ・生活支援サービスに期待されていることが負担。
- ・①包括支援の参加により、地域でさまざまな取り組みをしている住民の団体の存在を知ってもらえる場となっている。②包括も高齢だけでなく、地域住民のニーズに対応することも多く、対応をしている団体につながったり、顔の見える関係となることにより、話しかけやすくなったと言う。③助け合い活動団体はすべての人が対象で協議体は住民すべてに支援できる方向になってほしいと、行政の厚い壁をなんとか横串を通すよう声を大にして発信している。
- ・円滑な活動ができるように支援を受けている。
- ・会議に参加し、情報を得て、活動に活かしています。
- ・コーディネーターへ協議体で協力をしています。
- ・コロナの影響で会議の開催がなく情報交換不足。
- ・コロナ禍で今一つ活動に盛り上がりがない。
- ・社会福祉協議会の中に支え合いネットワークの生活支援の制度がありましたので、団体を作るにあたって、色々なノウハウや失敗談、また他の町内の活動団体のやり方等、参考に指導していただいて、また相談事があつたら、すぐのって下さったりと、すごく助かっています。こういう制度が各公民会に出来たらいいなと思いますが、それぞれの温度差や空気が違って、色々あるようです。
- ・サロン活動への参画が実現しその広報を支援してもらっている。
- ・情報提供や連携会議に参加している。
- ・たすけあいサービスという日常活動に追われることが多いため地域の一員としての関わりが十分でないと感じている。地域の他団体との協働について互いを知るための工夫が必要と思う。
- ・他団体との交流があり、新情報が得られてよかった。
- ・団体(当会)代表が2層の協議体の構成員となっていて、地域を知る学びにはなっているが、今そのものへの影響はほとんどありません。
- ・メンバーとして参加しているが、特に役割は無い。私たちが考える協議体にはなっていない。行政は社協に出向職員を送り一体化しており、事業委託しても前に進まず、チェック機能や成果の検証がなされていない。現状の社協に期待はできない。
- ・令和2年に協議体がつくられたが、コロナのワクチン等で動きは止まってしまっている。
- ・委嘱状を渡してのかなり固い会議体となっている。当NPOでは協議体で話したことから、たすけあい活動が始まった。地域から協力的な地域だが、昨年度はコロナ禍だからこそ、対面で協議体を行う準備をしていたが、1層より対面は禁止、書面で協議体を行うようにと指示され、活動に理解を得れなくて残念だった。今年度は、住民の暮らしを知りやすくなるために協議体委員の方へはたらきかけていきたい。社協との連携、事業の理解を得るのが非常に難しい。
- ・会議に出席することで、地域の活動やどんなことに困っているか知ることができる。助言できることもある。
- ・市を8つの区域に分け、2層地域を策定した。令和元年に支援事業実施を館林市社会福祉協議会に委託したことにより、第2層協議体を新たに作り活動を始めている。
- ・協議体の一員になれば、地域の状況を把握ができた様々な人と繋がることで利用者の獲得につながる可能性がある。
- ・協議体はないが、他所の活動を講演してもらって参考にしている。
- ・協議体は町会、民生委員のネットワークが中心となり構成されていて、当団体のような独立型のNPO団体への働きかけはされていない。連携できればサービスやリソースの共有などの可能性があると考えられるが、SCの側でそうした発想がないことが課題。

生活支援体制整備事業について

- ・ 協議体も第1層が包括ケア推進委員会議と第2層は地域ケア会議と兼ねており、協議体というものが実質機能していないような状況が見受けられる。生活支援コーディネーターも協議体も行政が「設置しています」という実績だけを作っているような状況ではないかと思う。両方地域づくりには重要な役割を果たすものでありその重要性を訴えていきたいと思う。
- ・ 協議体委員の活発な地域課題の提案と解決策の提案。
- ・ 現在、開催されていません。開催されていた時も、参加団体の活動紹介をしたくらいで、特に発展しませんでした。
- ・ 現在感染症予防対策にて開催されずなかなか参加できていません。
- ・ 公的サービスの協議体はあるが、支えあいのは事業所で自費として行っている。
- ・ 行政に住民の意見を尊重しようとする意向を感じるので、とても意見が言いやすく、良い雰囲気だと感じている。
- ・ 高齢者の買物支援、高齢者の移手段、見守り活動。
- ・ 他団体の意見を参考にしても担い手が、高齢化している中で継続が難しくなっている。
- ・ 第1層協議体は社会福祉協議会への委託のため活動は年2~3回の協議体開催のみで草の根団体や、地域への浸透があまり進んでいないように思う(1層協議体の構成員として歯がゆい思いがある)。第3層の設置が進まず、2層も3か所のみ、地域で活動する方々の把握ができていない(老人会、地区社協、シルバー人材センターとは連携しているようだ)。今後2層協議体設置、3層活動団体の把握と1、2、3層との連携がいかに進むかがカギとなるであろうと思われる。
- ・ 第一層協議体からの提案で、移動支援サービス実施に向けたモデル事業が開始され、団体として参画した。その結果、令和3年度から本格稼働となり6月より団体登録し、利用者にサービス提供している。第二層協議体がないので、関係者と協働して、早急に協議体を設立したいと考えている。
- ・ 地域の課題を共有しあうことで、今後の支援で連携がとれる。山間部地域で、高齢化していくことで、買い物のお店等が遠いため、移動手段が必要になる。
- ・ 地域の中の一団体として協力したいと思いますが、地域によっては人材や体制がありません。
- ・ 地区社協の執行部が第2層協議体の役割を兼ねている状況である。
- ・ 町単位(4町)で1.5層協議体があり、住民主体型訪問サービスの内容説明の依頼がある。
- ・ 当団体への視察から、3地区2層の協議体と当団体の紹介と意見交換の会に発展。協議体の動きや居場所づくりの様子が見えた。昔の絆が近隣同士助け合いがあるもののコーディネータが確立せず。住民主体の意識が広がらず小さく少しを多く出来上ること、買い物難民対策、直売の事例があった。
- ・ 本会としてはメンバーを出していないが、役員・運営委員・関連機関のメンバーが所属する母体名で参加している。
- ・ 本会の会員団体において、生活支援体制整備の協議体への参画を意識している団体と、意識していない団体があるように感じている。各団体が実施する助け合い活動をいかに地域に反映できるか今後も課題である。

B 社協運営型

- ・ 第1層協議体の立ち上げは未定。第1層SCは行政主管。第3層域の協議体は、第2層SCが関わり、開催している。立ち上がったきっかけ(買い物・災害・見守りネットワーク)や地域によって違い、既存の地域ネットワーク会議・テーブル会議がベースとなっているものが多い。
- ・ お茶の間の開催や立ち上げが難しい状況になっている。地域の特色を生かした支え合いの情報から、学生や企業等のつながりを知る事ができる。
- ・ 協議会を開催することにより、委員への活動報告や情報を共有する場になっている。
- ・ 協議体が発足してから7年目になります。困りごとの主が住民の足の問題で、課題を出しても解決がなく協議も停滞気味で活発な意見交換にはなっていないように感じます。最近は情報交換の場にはなっています。
- ・ 担い手の代表者にも協議体会議に出席してもらい住民目線での意見を協議体につなげる事はできています。
- ・ 協議体の運営に地域格差が出てきている。新たに会議を増やす必要があるのか、そもそも協議体設置に疑問を持つメンバーも少なからずいる。

生活支援体制整備事業について

- ・ 高齢、障害、生活困窮、ひきこもり、ゴミ屋敷、8050問題等、課題が重複しているケースや既存の制度だけでは解決しないケースについて支援を行うもので、本会（社会福祉協議会）としても地域の課題を抱える課題を提言していく。
- ・ 住民からあがってきた声（課題）をあげていく場として活用できる。行政で設定したテーマに影響を受けすぎる危険性がある。
- ・ 小学校区ごとに設置したいが出来ていない校区が多い。
- ・ 設定された圏域（地域包括支援センター担当圏域レベル）と、地区社協など住民主体サービスの担い手の活動地域が異なるため、協議体の議論をどう各地域の活かしていくか。成果をどのように設定し、内外に示していくか。
- ・ 第1層、第2層の連携強化。実施主体の方向性が定まっていない。
- ・ 第2層協議体について、既に小地域に10の地域福祉推進委員会（プラットフォーム）を社協として10年以上前から設置し、住民主体で運営支援をしている。
- ・ 地域における困りごとを解決するための地域資源として頼りにしている。サービスの充実に向け、協議体メンバーがサポーターとして登録をしたり、所属団体に協力の依頼などを行っている。
- ・ 地区社協や地区コミュニティ運営協議会に協議体を設置しているので、生活支援コーディネーターと役員の連携はできている。地区社協の会議の中に、生活支援体制整備事業の説明や意見交換を入れても、もともと予定されている議題もあるため、十分な協議には至らない流れがある。日程や時間配分を検討する必要がある。
- ・ 各地区に協議体が設置され、地域の課題や支え合い活動を検討しやすい体制にはなっているが、協議体の開催は少ない。
- ・ 1層協議体が設置されているが、昨年度はコロナウイルスの流行のため、会議などは行えず、書面にて意見交換を行っている。当法人が構成員となっている。
- ・ 協議体構成メンバーを拡充し、地域の生活支援の現状と課題を共有し、地域に密着した生活支援の体制を整備していく。
- ・ 具体的な協議、展開ができていない。
- ・ コーディネーターとの連携を強め、実施する取組等を地域に落とし込んでいく。地域ごとに取組は異なるが、あくまで地域が主となって活動するための調整力の強化が求められている。
- ・ どんな方から構成員になっていただくか、構成員の人数、活発な話し合いの場にするための方法。
- ・ 会議で推し進める状況になっている。福祉施策など理解の温度差があり、方針が確立しない。
- ・ 各団体各々が地域づくりのために様々な活動を行っているが、扇の要としての役割を十分果たしていくことの難しさを感じる。
- ・ 協議体で「ちょっとした生活支援のしくみが必要」という意見が出され、社協が住民参加型有償ボランティアのしくみを実施することとなった。協議体で地域課題を話し合い、解決方法として新しく支援のしくみができたことは、理想的な流れだったと思う。実施面では、「ちょっとした生活支援」の意味の捉えた方が人それぞれで、して欲しいこととサポーターができることのミスマッチが課題である。
- ・ 協議体でできた仕組みと助け合い活動の連動を検討している。
- ・ 協議体で地域の課題を考え、居場所や移手段、担い手等、様々な課題が上がっている。集いの場についてはサロンの数が5年前に比べて5倍になるなど改善が見られるが、移手段と担い手については課題が多い。しかし、少しずつ活動として結び付いているものもあるため、今後も地域毎に課題を整理しつつ、取り組みを進めていきたいと考えている。
- ・ 協議体としての情報提供がボランティア等の意欲、今後の活動の方向性などを考える機会となる。
- ・ 協議体の位置づけや役割の理解度が低いことが課題。勉強会や意見交換会を重ねたが、方向性を決めることへの難しさを感じる。
- ・ 協議体の運営は包括支援センター主体のため、基本的には期間限定での協議と課題の共有の場であり、協議体としての課題解決に向けた行動実践までは至らず、ニーズ解決に向けた当会の地域担当によるコミュニティワーク実践に至らないのは現状の課題である。
- ・ 協議体の構成員として参加していく中で、地域の課題・社会資源・情報等を共有していきたい。
- ・ 協議体の設置、又は協議体の活動を進めていく中で「福祉」という枠にとらわれず、広い視野で地域課題を考えることができるようになった。また、それらの課題を解決していくためにも、今までよりも多くの引き出しを持つことを求められるのだと感じた。

生活支援体制整備事業について

- ・ 協議体の中で、地域における実践活動について協議する際に買い出し・送迎の補助やゴミ出し等の生活援助に係る地域課題が抽出されているが、いずれも地域の担い手の発掘や担い手が安心して取り組める仕組みづくりを要する。今後、第2層協議体を中心に継続的に協議を行っていく。上記にも挙げたが、両事業における運動や人材発掘に繋がるよう地域住民に対して活動への参加及び協力を図りながら事業の推進を試みたい。
- ・ 協議体を年4回開催しても、社協及び行政の事業報告や進捗状況のみとなってしまう、協議体としての機能を果たしていない。今年度より、協議体のメンバーに積極的に参加していただき、有意義な時間になるよう、課題を定め話し合を実施している。目標は町の課題をマトリックス図にまとめて振り返るところまで進めたいと考えている(5月の第1回目の協議体は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為書面会議とした。次回は、8月の下旬開催予定)。
- ・ 現在市町村で実施している協議体は、構成員に地域住民がいないため参画はしていないが、社協職員(生活支援コーディネーター)を通して地域住民からのニーズを伝えたり、協議体での話し合い内容を把握したりしていく予定(現時点では実施していない)。
- ・ 構成員として参加していることで他団体とのネットワークや情報交換ができる。
- ・ 構成員間の情報の共有が図られるようになり、ニーズなど地域の実態を把握することができるようになった。地域の課題として地域支援にどのようなつながっていくのが課題である。
- ・ 行政が主催する協議体があったが、新型コロナウイルスに伴い会議が中止になっている。また、新たな協議体についても新型コロナウイルスを懸念し実施できていない。
- ・ 昨年まで協議体の在り方やメンバー選出に悩みながら来たようですが、今年度の方向としては、固定メンバーではなく、住民の困りごとに関して関係している事業者や個人に都度集まってもらうような方向で考えています。まだ動き出したばかりですが、この形の方が良い気がしています。
- ・ たすけあい連絡会の代表メンバーが構成員として参加。2ヶ月に1回のたすけあい連絡会定例会議の際に、協議体に参加したメンバーから進捗報告がある。またたすけあい連絡会の中で共通の課題があれば、協議体へ提言・情報提供等を行っている。
- ・ 市で地域ケア個別会議を協議体と位置付けているため、構成員は特定の団体ではなく、参加者もその都度違っている。専門職(ケアマネ、薬剤師等)の出席が多く、地域での困りごとの把握が難しい。
- ・ 市内5地域の内4地域において、第2層の協議体として、市社会福祉協議会が市から受託して設置している。
- ・ 事業が始まったころよりも協議体の開催方法を柔軟にすることで実施しやすくなったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施が困難になっている。
- ・ 社会福祉協議会として参画しているので連携はおこなわれる。
- ・ 社協として協議体に参加しており、在宅福祉サービスとしての影響はほとんどない。
- ・ 社協の会長が構成員として参画。
- ・ 社協の組織や会議への参画する区分は、福祉関係者が大部分を占めているが、協議体を新たに運営することで、これまで関りがなかった分野の方と連携する機会となった。JAや商工会など。連携することで、新たな生活支援につながる「支え合い」を生み出すことができるかどうか今後の課題。
- ・ 住民主体の運営を目標に運営しているが、現状は2層コーディネーターが準備・進行・記録等を担当することが多い。本来協議体は2層コーディネーターの活動を手助けするものだと考えてはいるが、開催するまでにたくさんの準備等が必要なことから協議体を立ち上げ・運営することに負担と感じる2層コーディネーターも多い。
- ・ 第2層協議体で得られた課題の集約、第1層協議体での解決策の協議を踏まえ、具体的なサービス対応に導く責務が生じる。
- ・ 上手く地域資源を活用出来ていない。協議体としての話し合いの場づくりが難しく課題である。
- ・ 新たに創設された住民主体団体と連携しながら支え合い活動を重層的に行っていきたい。
- ・ 生活支援コーディネーターの取組んだことを他機関へ周知し意見交換ができる場として有効だが、その会議での共有した課題等を社協内に提供はできていない。
- ・ 多様な機関・団体が参画し協議を進めているところであるが、従来の「事務局提案を委員会で承認」の意識を改革するのに苦慮する。
- ・ 第1層協議体では、他会議と同日開催のため、議案に対して出席者から多くの意見をもらうことは難しい。第2層協議体では、地域ごとの特性にあわせた会議を開催することで、情報共有や人材把握、資源把握の貴重な場となっている。

生活支援体制整備事業について

- ・ 第1層協議体に関しては、行政の各所属が委員の半数をしめており、毎年メンバーが入れ替わる傾向がある。開催頻度も多くなく、協議体の役割を理解したら1年が終わることから、1層協議体での活動の創出や動きをみせることができていない。
- ・ 第1層協議体の場での課題解決は難しく、別の場を設定して第1層協議体参加団体であるシルバー人材センターや生協系の有償ボランティアと意見交換をしている。
- ・ 第1層協議体の分科会として当会を含む「有償福祉サービス団体連絡協議会」が参画しており、定期的に情報交換など行っている。
- ・ 第2層協議体として、助け合いの仕組みをつくることだけでなく、地区での助け合いのできる関係づくりなどを進めていけるような働きかけ。
- ・ 第2層協議体の開催は、第2層SCの手腕に委ねられている状況にあり、統一した位置づけになっていない点が課題の1つと言える。
- ・ 地域づくりの推進を後押ししてくれる仲間が増えた。
- ・ 地域によってはまだ協議体のない地域もあるのでそういった地域にいかにして協議体を作り上げていくかが課題である。
- ・ 地域自治組織（コミュニティ）が行政の支援を得て開催している話し合いの場が、協議体として位置づけられており、生活支援コーディネーターとして話し合いの一部に参加しているが、これまでイベントをメインに活動してきている組織であり、日頃の住民たすけあいの話し合いにはなかなか至らない。そのため、協議体が本会のおたすけ隊サービスやサロン活動の実施に与えている影響は現在ない。生活支援コーディネーターとしての関り方には、連携や情報共有の課題がある。
- ・ 中心となって活動をしている担い手の高齢化、後継者不足。
- ・ 32行政区のうち31地区に設置されている。第3層として行政連絡区毎に設置されている行政区もある。中山間地等、課題が明確な地域については比較的活発に動いているものの、住民のつながりが希薄になってしまった街場については年に数回、形式的に開催する地区も多い。
- ・ 同じような、たすけあいサービスを行っている地域については、利用者のメリットを考慮した上で案件をお願いしている。
- ・ 同一法人であり、協働、連携体制をとっているため、影響、課題は無い。
- ・ それぞれの課題に対して少人数でも専門性があるか、もしくは興味がある方々を中心とした第2層の役割を担うような分科会を作り、みんなが我が事として捉え、話し合い、それをまた協議会の課題として上げ、具体的な方針が出せるような仕組みできないか、仕組みを作るにはどのようにすればよいか課題。
- ・ 市の協議会は、「第1層生活支援・介護予防サービスの充実に関する協議体設置要綱」第3条にて介護保険運営協議会をもって充てると規定しており、運営協議会には地域福祉活動推進部門と地域包括支援センターの職員が1人ずつ参加している。ただし、平成28年4月1日の施行以来、一度も協議体として議題を取り上げていない。
- ・ 平成27年より「地域がつながり、生きがいをもって安心して暮らせるまち」を目指して、生活支援コーディネーター、生活支援つながり隊（生活支援体制整備事業推進協議会）を設置し取り組んでいる。つながり隊で市の地域課題を協議し、地域の繋がりの低下、住民同士の助け合いの必要性、集まる場の減少などがあげられた。市全体に公民館サロンの立ち上げ（百歳体操含む）、住民同士の助け合い活動が広がるよう、シンポジウムなどを開催し、広く周知をしながら、進めてきたが、5年経過する中で、現状の進め方では、全自治会にサロン、住民主体による助け合い活動を広める事が難しく、活動内容を見直す必要がでてきている。
- ・ 別部署が第1層生活支援コーディネーターとして第1層協議体の運営に携わり、第2層協議体は事務支援業務で会議の準備から運営までに携わった。
- ・ 令和2年度からは、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、第1層、第2層協議体とも開催されていない。

生活支援体制整備事業について

C その他

- ・ 協議体自体の目的の共有ができていないように思います。
- ・ 出席している方の感想を聞くと、特に有意義な場になっていないのではと思う。現場の課題に焦点が当たっていないのではと感じている。
- ・ 何ら支援は受けていない。今後、参加している生活支援団体の一員として連携を図っていく予定。
- ・ 会議時に合わせて勉強会を実施している。
- ・ 協議体(第1層)の設置運営及び生活支援コーディネーターが、地域づくりに向けた活動を行った。地域で高齢者を支える仕組みづくりを進めるために、平成28年度は、市民の意識の醸成を目指し、地域の担い手のすそ野を広げていく取組として講演会や学習会を開催した。また、協議体においては、ワークショップを通してこの事業の目標を共有し取組の手法について話し合った。また、メンバー間の顔の見える関係作りに努め、連携を深めることができた。
- ・ 協議体を地域連絡会から地域ケア推進会議まで幅広く位置付けているため出席している方々が協議体のメンバーという認識はない。また報告の場にとどまっていたり深く議論する場とはなっていない。
- ・ 行政の担当者も変わり、コロナの影響により住民との関わりや集まりなどもできない中、協議体とは何か、住民主体で支え合う仕組みづくり、住民への周知の仕方、意識改革など行政・社協・住民等が連携していかなければならないと思っています。
- ・ 市町村によって、関わり方に差があり、より深い関わり方ができるといいと思う。
- ・ 私達の団体でできる人がいない時など、顔の見える関係であることで安心して他の団体へつなぐことができる。横のつながりができることで困っている人につなぐことができる。
- ・ 情報交換ができる場があり心強い。困ったことや困難事例についての解決策について学べる。
- ・ 設置後、会議や勉強会および生活支援コーディネーターが調査した高齢者ニーズ等を共有してきたが、具体的な動きにはつながらず、ここ2年間は休止状態にあり、再構築が必要と思われる。
- ・ 地区内に“話し合う場”(第2層協議体相当)が令和2年1月に立ち上がったがその後コロナ禍のため活動が中断し機能していない。
- ・ 様々な視点からの情報共有はとても大切なことです。コロナ禍で集まるのが困難になっているのが残念です。